

## 平成28年第5回酒々井町議会定例会

### 議事日程(第1号)

平成28年12月6日(火曜日)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
  - 日程第 2 会期決定
  - 日程第 3 議案第1号ないし議案第14号一括上程  
(提案及び細部説明・総括質疑・委員会付託)
  - 日程第 4 休会の件
- 

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	濱口信昭君	2番	須藤伸次君
3番	酒瀬川健一君	4番	那須光男君
5番	御園生浩士君	6番	川島邦彦君
7番	齊藤博君	8番	内海和雄君
9番	佐藤修二君	10番	江澤眞一君
11番	平澤昭敏君	12番	越川廣司君
13番	竹尾忠雄君	14番	地福美枝子君
15番	小早稲賢一君	16番	高崎長雄君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条第1項の規定により出席した者の職氏名

町長	小坂泰久君	副町長	飯塚光昭君
教育長	木村俊幸君	教育次長	木内達彦君
総務課長	大塚正徳君	税務住民長	大崎智行君
健康福祉課長	河島幸弘君	企画財政長	岡野義広君
住民協働課長	清宮高由起君	経済環境長	芝野芳弘君
参事兼まちづくり課長	松本有二君	上下水道長	板垣一成君
農業委員会事務局長	芝野芳弘君	こども課長	七夕夕美子君
学校教育課長	猪鼻慎二君	生涯学習課長	木内達彦君
会計課長兼会計管理者	河合昭男君		

---

本会議に出席した事務局職員

事務局長	福田良二	書記	五代より子
書記	斉藤良尚		

---

◎開会の宣告

- 議長（内海和雄君） ただいまから平成28年第5回酒々井町議会定例会を開会します。  
(午前 9時30分)
- 

◎開議の宣告

- 議長（内海和雄君） これから本日の会議を開きます。  
(午前 9時30分)
- 

◎議事日程の報告

- 議長（内海和雄君） 本日の議事は、お手元に配付の日程に基づき行います。
- 

◎諸般の報告

- 議長（内海和雄君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。  
初めに、本日議案の送付があり、これを受理しましたので、報告します。  
次に、地方自治法第121条第1項の規定による説明員の通知は、お手元に配付してありますので、ご了承承願います。  
次に、一部事務組合議会の報告を行います。  
初めに、印旛衛生施設管理組合議会議員、酒瀬川健一君。

〔印旛衛生施設管理組合議会議員 酒瀬川健一君登壇〕

- 印旛衛生施設管理組合議会議員（酒瀬川健一君） ただいま議題となっております印旛衛生施設管理組合議会定例会が平成28年11月4日に印旛衛生施設管理組合会議室において開催されました。小坂町長と私が出席いたしました。その概要について私のほうから報告をいたします。

提出議案は、全部で2件でありました。

議案第1号は、平成28年度印旛衛生施設管理組合会計補正予算（第1号）についてであり、既定の歳入歳出予算額6億6,127万1,000円に歳入歳出それぞれ763万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を6億6,890万7,000円とするものであり、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号は、平成27年度印旛衛生施設管理組合会計歳入歳出決算の認定についてであり、歳入総額は6億9,892万3,960円、歳出総額は6億8,970万754円で、歳入歳出差引額は922万3,206円であり、本案は原案のとおり認定されました。

以上で報告を終わります。

- 議長（内海和雄君） 次に、佐倉市八街市酒々井町消防組合議会議員、越川廣司君。

〔佐倉市八街市酒々井町消防組合議会議員 越川廣司君登壇〕

- 佐倉市八街市酒々井町消防組合議会議員（越川廣司君） ただいま議題となっております平成28年10月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会報告。佐倉市八街市酒々井町消防組合議会臨時会が平成28年10月21日に消防本部において開催をされました。議席15番、小早稲議員と私が出席をいたしました。今回

は私のほうから報告をさせていただきます。臨時会に提出をされた案件は、2件であります。

議案第1号は、平成27年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入総額44億7,885万3,396円に対しまして、歳出総額は44億3,659万457円でありました。また、歳入歳出差引額は4,226万2,939円のうち、3,824万7,739円につきましては財政調整基金に繰り入れを行ったものであります。なお、本決算については、平成28年8月30日に監査委員の審査を受け、意見書を付して議会の認定をを求めるものでございまして、原案のとおり認定をされました。

議案第2号は、平成28年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算についてで、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ678万2,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億6,468万9,000円といたそうとするもので、歳入の補正は分担金及び負担金を減額をし、財政調整基金繰入金及び繰越金を増額、歳出の補正は議会費、総務費のうちそれぞれの旅費を減額、また常備消防費のうち旅費を減額をいたし、備品購入費及び償還金、利子及び割引料を増額をいたそうとするもので、原案のとおり可決されました。

以上、報告をいたします。

○議長（内海和雄君） 次に、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会議員、高崎長雄君。

〔佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会議員 高崎長雄君登壇〕

○佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会議員（高崎長雄君） 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会報告を行います。

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会が平成28年11月2日に佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合会議室において開催されましたので、その概要について報告をいたします。提出議案は4件でありました。

議案第1号は、平成27年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであり、歳入総額は2億9,652万9,369円、歳出総額は2億7,172万1,105円で、歳入歳出差引額は2,480万8,264円であり、本案は原案のとおり認定されました。

議案第2号は、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合任期付職員の採用等に関する条例の制定についてであり、内容としては地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、一定の期間において専門的な知識、経験が必要とされる業務や業務量の増加が見込まれる業務等について、必要な人材を任期付職員として採用できるよう新たな条例を制定しようとするものであり、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号は、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合職員の退職管理に関する条例の制定であり、内容としては地方公務員法改正に伴い、同法に規定された退職管理をさらに徹底するため、営利の企業等への再就職の在職時の組織等への依頼等を規制するとともに、再就職に関する情報の届け出を義務づけるよう新たに条例を制定しようとするものであり、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号は、平成28年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算（第1号）についてであり、既定の歳入歳出予算額3億382万2,000円に歳入歳出それぞれ1,796万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を3億2,178万3,000円とするものであり、本案は原案のとおり可決されました。

以上、報告を終わります。

○議長（内海和雄君） 次に、佐倉市、酒々井町清掃組合議会議員、須藤伸次君。

〔佐倉市、酒々井町清掃組合議会議員 須藤伸次君登壇〕

○佐倉市、酒々井町清掃組合議会議員（須藤伸次君） おはようございます。平成28年10月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会の報告をいたします。

佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会が本年10月20日、酒々井リサイクル文化センター大会議室で開催されました。当町からは、佐藤議員と私が出席いたしました。その概要について報告いたします。提出議案は2件でありました。

議案第1号は、平成27年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであり、歳入総額は13億6,489万9,211円、歳出総額13億4,674万1,167円で、歳入歳出差引額は1,815万8,044円であり、本件は原案どおり認定されました。

議案第2号は、平成28年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算（第2号）についてであり、既定の歳入歳出予算額23億709万5,000円に歳入歳出それぞれ716万円を増額し、歳入歳出予算の総額を23億1,425万5,000円とするものであり、本案は原案のとおり可決されました。

以上、報告いたします。

○議長（内海和雄君） 次に、印旛郡市広域市町村圏事務組合議会議員、飯塚光昭君。

〔印旛郡市広域市町村圏事務組合議会議員 飯塚光昭君登壇〕

○印旛郡市広域市町村圏事務組合議会議員（飯塚光昭君） それでは、平成28年第2回印旛郡市広域市町村圏事務組合議会定例会が平成28年10月25日、佐倉市議会棟1階全員協議会室において開催されましたので、私からその概要についてご報告をいたします。提出議案は3件、報告1件でございます。

議案第1号は、平成27年度印旛郡市広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてであり、歳入決算額2億3,602万8,376円に対し、歳出決算額1億9,275万4,796円で、実質収支額は4,327万3,580円となり、全額平成28年度へ繰り越したものであり、本案は原案のとおり認定されました。

議案第2号は、平成27年度印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業会計剰余金の処分及び決算認定についてであり、地方公営企業法第32条第2項の規定により、水道用水供給事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書のとおり処分することの議決を求め、あわせて同法第30条第4項の規定により、平成27年度印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業決算について議会の認定を求めたものであり、本案は原案のとおり可決及び認定されました。

議案第3号は、平成28年度印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業会計予算書補正予算第1号についてであり、収益的収入の予定額を1,155万1,000円増額して37億5,864万6,000円とし、資本的収入の予定額を1億722万9,000円減額して7億3,565万2,000円とし、資本的支出の予定額を8,996万5,000円減額し、19億2,524万1,000円とするものです。また、債務負担行為及び起債の限度額並びに継続費の年割額を改めるものであり、本案は原案のとおり可決されました。

報告第1号は、平成27年度印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業会計継続費繰越計算書についてであり、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により報告するもので、1億2,273万2,162円を翌年度へ繰り越すものでございます。

以上、ご報告いたします。

○議長（内海和雄君） さらに、印旛利根川水防事務組合議会議員、小坂泰久君。

〔印旛利根川水防事務組合議会議員 小坂泰久君登壇〕

○印旛利根川水防事務組合議会議員（小坂泰久君） 印旛利根川水防事務組合議会臨時会が平成28年10月11日、栄町消防本部会議室において開催されましたので、ご報告いたします。臨時会に提出された議案は、3件であります。

議案第1号は、監査委員の選任についての同意を求めるものであり、白井市長であります伊澤史夫議員と栄町の染谷茂樹氏が選任され、本案は原案のとおり同意されました。

議案第2号は、印旛利根川水防事務組合行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例を専決処分により制定したことについて承認を求めるものであり、本案は原案のとおり承認されました。

議案第3号は、印旛利根川水防事務組合情報公開条例等の一部を改正する条例を専決処分により制定したことについて承認を求めるものであり、本案は原案のとおり承認されました。

以上、ご報告いたします。

○議長（内海和雄君） 以上で一部事務組合議会の報告を終わります。

次に、千葉県後期高齢者医療広域連合議会報告につきましては、報告書をお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告があり、写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、議会運営委員会から本定例会の議会運営につきまして答申をいただいております。

次に、11月11日の議員派遣につきましては、結果報告書の提出があり、これを受理しました。なお、写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

さらに、行政報告について、町長、小坂泰久君より発言の申し出がありますので、これを許します。

町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） 皆さん、おはようございます。ただいま議長からお許しをいただきましたので、行政報告をいたします。今回申し上げる行政報告は6件であります。1件から5件目までにつきましては私のほうから、6件目につきましては副町長からご報告いたします。

初めに、今年度より事業を進めております酒々井町防犯ボックスの進捗状況について報告いたします。防犯ボックス事業につきましては、平成25年度に警察本部の事業としてスタートし、平成27年度に千葉県に事業を移管され、現在県の事業として千葉市、市川市、柏市、船橋市の4カ所のコンビニエンスストア駐車場等に設置され、運営が行われております。防犯ボックスを設置した地域では、防犯活動の活性化や侵入、窃盗事件が減少するなど、犯罪抑止への効果も顕著にあらわれており、県では今年度から設置費や人件費の一部を市町村に補助する千葉県市町村防犯ボックス設置運営事業補助金を創設し、運営することとしました。

町としましても、地域防犯力の向上と、女性や子供を初め、住民が安心して暮らせる地域づくりを推進するため、この補助金を活用し、地域住民、町、警察、県が一体となり、効果的な見守りやパトロールなど新たな防犯体制を確立するとともに、犯罪が起りにくい環境整備を推進するため、事業に着手

したところであります。

初めに、防犯ボックスの設置場所につきましては、生活に身近で人の集まる場所を考慮し、JR酒々井駅東口ロータリーにあります駅前交流センターに増築を行い設置いたします。建築工事は、年明けから開始する予定であり、面積は13.24平方メートルであります。

次に、活動時間ですが、児童生徒の下校、また女性会社員等の夜の帰宅時間を考慮し、午後2時から午後10時までの間運用することとし、日曜日、年末年始は休業日となります。活動区域は、勤務員が徒歩でパトロールできる範囲を考慮し、中央台地区、東酒々井地区、ふじき野地区といたしました。活動内容は、警察官OB3名を雇用して、ローテーション勤務により、自治会や防犯ボランティア団体と連携しての合同パトロールや見守り、街頭監視、防犯ボランティア団体等に対する指導、助言のほか、事件、事故等の事案を受けた場合には110番をするとともに、交番に引き継ぎを行います。これらの対応につきましては、警察官OBであることから、迅速かつ確かな対応が図れるものと考えております。

また、11月27日に活動区域の自治会、防犯ボランティア団体、各小中学校のPTA、佐倉警察署の防犯関連団体を対象に事業説明会を開催し、住民の方々にご理解とご協力をお願いしたところであります。現在来年度の運営に向けて準備を行っておりますが、より多くの住民の方々に防犯活動に参加していただき、地域全体で防犯力の向上を図りたいと考えておりますので、議会を初め、住民の皆様方のご理解、ご協力をお願い申し上げまして、防犯ボックス事業の進捗状況報告とさせていただきます。

次に、2件目としまして、酒々井・千葉氏まつりについて報告いたします。町民の郷土への愛着や誇りを高めるとともに、町のイメージ向上とブランド形成を図るため、10月2日の日曜日、晴天の秋空のもと、中央台公園をメイン会場として酒々井・千葉氏まつりを開催しました。

このまつりは、戦国時代から明治時代まで当町で行われていた祭礼、千葉氏のまつりを復活させたもので、町内外から約3,500人の方々に来場いただくことができました。千葉氏にかかわりのある連携協力市町等の来賓の方々に参加いただいた首長フォーラムでは、各地域の千葉氏の歴史、文化などについて活発かつ有意義な意見交換が行われました。

また、当時を再現したばか乗り、これ仮装行列ですね、では仮装コンテストを実施し、思い思いの仮装をした約200名の参加者がまつり会場周辺を練り歩くとともに、競馬では親子参加による余興競馬、酒々井の子供たちによる模擬競馬及び千葉大学馬術部による迫力ある競馬の実演を実施しました。

そのほか中央台公園では、各種団体によるステージイベントやスタンプラリーを、中央公民館では町の歴史、文化を紹介したパネルなどの展示を行いました。

まつりを企画、運営した酒々井・千葉氏まつり実行委員会を中心に、当日は多数のボランティアの方々のご支援、ご協力のもと酒々井・千葉氏まつりを盛大に開催することができ、町民の皆様は酒々井町のアイデンティティーを肌で感じていただけるまつりになったものと考えております。酒々井・千葉氏まつりは、来年度以降につきましても「日本で一番古い歴史ある町酒々井」の郷土のまつりとして、今回の反省点などを改善しつつ育んでまいりたいと存じます。

次に、3件目について、酒々井町と医療法人千葉光徳会との連携に関する協定の締結について報告いたします。高齢化の進展に伴い、医療福祉分野では今後も新たな課題が生じることが予測されています。そこで、町では本年11月30日、上岩橋地先に開院を予定している医療法人社団千葉光徳会中沢病院と包

括的な連携に関する協定を締結いたしました。本協定は、地域医療、保健、福祉の分野において、双方が協力し、地域住民の健康や福祉の向上に寄与することを目的としております。今後は、誰もが住みなれた地域で安心して生活ができるよう、病院と連携し、住民の健康増進、保健活動及び福祉活動の推進や地域医療の一層の充実に努めてまいります。

次に、4件目といたしまして、酒々井町人材情報登録制度について報告いたします。この制度は、町が臨時職員や非常勤嘱託員、協働ボランティアの募集に際して、広くさまざまな人材を一般公募し、応募者を事前に人材情報登録台帳に登録し、この登録者の中から任用等をしようとするものであります。これにより、多様化する行政需要に対応していくため、優秀な人材を幅広く確保し、今まで以上に行政サービスの質を高めていきたいと考えております。

なお、臨時職員や非常勤嘱託員の採用人員枠は限られておりますので、この登録によって採用が確定されるものではありません。

また、協働ボランティアとは、自発的な意思により、営利を目的としない社会貢献活動を行っていた個人をいい、今回の人材情報登録制度で新たに登録を一般公募するものであります。協働ボランティアにつきましては、賃金の支払いはありませんが、ボランティア保険の加入については町の負担としていく予定であります。なお、応募状況等により、一定の謝礼をお支払いする有償ボランティアの導入も今後検討していきたいと考えております。

この人材情報登録制度の登録は、随時受け付けをいたします。実施時期は、平成29年4月からの任用等から適用するものであります。また、一度登録された方につきましては、有効期間が3年となっておりますので、平成29年度で採用とならなくても、平成30年度で採用になるといった場合も想定されます。一般公募は、平成29年の広報ニューすい1月号や町のホームページにて広く周知していく予定であります。

次に、5件目として、第4回輝く創年とコミュニティ・フォーラムについてご報告いたします。酒々井まちづくり研究所のメインイベントとして平成25年から開催しているもので、創年とまちづくりの事例などを学び、考える場として「地域につながり共に輝く！」をテーマとしたフォーラムを10月23日に酒々井町中央公民館及びプリミエール酒々井を会場に開催しました。

このフォーラムは、酒々井まちづくり研究所研究員と行政がコミュニティ・フォーラム実行委員会を組織し、フォーラムの計画及び準備を重ね、当日の分科会等を運営するとともに、一部の分科会のコーディネーターを担当しました。

午前中の分科会は、酒々井町中央公民館を会場に「人と人とを結びつける地域活動の実践」を主題とし、4つのテーマを4会場で開催、12名の発表が行われ、県外からも多くの方に参加をいただき、分科会は約170名の参加でありました。午後からは、プリミエール酒々井に会場を移し、オープニングでは酒々井中学校吹奏楽部によるすばらしい演奏、次に青少年おもてなしカレッジによる小中学生と本佐倉城マスコットキャラクター勝っタネ！くんが元気に歓迎の言葉で参加者を迎えました。基調鼎談では、聖徳大学名誉教授、酒々井まちづくり研究所長の福留強氏と俳優の山本學氏、三ツ木清隆氏の3人による創年トークによるまちづくりに関する貴重なお話を伺いました。

続いて、シンポジウムでは「地域と子ども・創年」と題し、コーディネーターにさわやかちば県民プ



ラザ所長の浅岡裕氏、パネリストに文部科学省生涯学習政策局から関百合子氏、茨城大学特任准教授の長谷川幸介氏、公益社団法人スコーレ家庭教育振興協会会長、永池榮吉氏と私により、各氏の仕事にかかわる施策や私生活での事例など、子供と創年にかかわる貴重なお話をさせていただきました。ユーモアを交えてのお話に、和やかな雰囲気ですいポジウムを終了することができました。参加者は、約220名でした。

交流会では、分科会及びポジウムの講師の方々にも参加いただき、情報交換や名刺交換が行われ、酒々井町の食も味わいながら、約100名による楽しい交流会となりました。今後も住民によるまちづくりを考える場として、全国のまちづくり関係者との交流事業等を行い、協働によるまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（内海和雄君） 副町長、飯塚光昭君。

〔副町長 飯塚光昭君登壇〕

○副町長（飯塚光昭君） 最後に、6件目としまして、青少年交流の家の経過についてご報告をいたします。

中央台公共用地に建設中の青少年交流の家、これは木造平屋建てで63.71平米、約20坪でございますけれども、につきましては町民の皆様大変ご心配をおかけしております。本年6月及び9月の町議会の全員協議会でもご報告させていただきましたが、今回行政報告という形で報告をさせていただきます。

本工事は、平成27年11月10日実施の指名競争入札により、契約金額1,175万5,638円、契約工期は平成28年3月25日までとし、実施設計、確認申請、建築工事を行うことで株式会社ヤマロクと平成27年11月19日に契約を締結いたしました。着工後に実施設計書、確認申請書の提出がなく、印旛土木事務所との協議により一部追加工事も発生するとの報告を受け、12月25日、ヤマロクに確認申請副本の提出、1月15日、変更内容の提出を求めたところ提出はなく、1月27日、唐突に500万円の増額要求を受けました。2月2日以降、実施設計書、確認申請書、変更を示す書類の提出と協議を再三要請しましたが、全く応じず、不誠実な態度が続きました。このため、酒々井町顧問弁護士橋本氏に経過報告及び対応について相談をしております。

本年3月22日にヤマロク代理人弁護士より、実施設計を含む本契約は不当、町が契約変更せよとの通知が届きました。3月25日の契約工期を過ぎても、町の要請した書類の提出はなく、工事の完成に至らないため、町顧問弁護士と相談の上、3月31日付でヤマロク宛てに契約の解除及び出来高による精算を求める通知をいたしました。これに対しまして、ヤマロク代理人弁護士から4月6日付で契約解除への抗議、契約解除撤回の要求の通知がありましたので、橋本弁護士を酒々井町の代理人として相手方との対応を委任いたしました。

5月9日付ヤマロク代理人弁護士より酒々井町代理人弁護士へ請求書が届き、内容は契約金額の2倍以上を支払えば、目的物をそのまま引き渡すとのことであります。請求書の詳細な内訳はありません。この請求には応じられない旨をヤマロク代理人へ酒々井町代理人から5月16日付で通知をいたしました。その後相手方からの連絡がないため、代理人弁護士と相談の上、8月9日付で精算に必要な書類の提出、残置物の撤去、工事用地の明け渡しを求める通知をしたところ、8月19日付で相手方より5月9

日に請求したとおり契約変更をせよ、9月9日までに契約変更の提案がない場合は契約を解除するとの通知がありました。

9月15日付でヤマロク代理人より酒々井町代理人へ、9月9日を過ぎても契約変更の提案がないため、契約を解除する。5月9日付の通知の請求をする。請求内容については、近く示すとのことでしたが、その後ヤマロク代理人弁護士から通知はありません。

10月24日に現場確認をしたところ、交流の家の窓3カ所に張り紙がしてあり、内容は10月13日付でヤマロクより町民の皆様へと題し、一方的に町の不法行為を訴える不当なものでありました。この張り紙の対応について代理人弁護士と相談したところ、張り紙はヤマロクが不当な主張をして引き渡しを拒否している証拠にもなり得るので、写真等の記録をするように、また立入禁止看板を設置せよとのことでしたので、指示どおり行ったところでございます。現在双方とも契約解除を申し入れており、町としましては出来高精算による目的物の引き渡しを受け、早期に供用開始を目指したいと考えております。

なお、ヤマロクの請求金額でございますが、2,446万791円、坪単価126万7,000円で、詳細な内訳はありません。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長（内海和雄君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（内海和雄君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定により議長から指名します。

6番議員 川 島 邦 彦 君

7番議員 齊 藤 博 君を指名します。

---

#### ◎会期決定

○議長（内海和雄君） 日程第2、会期決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会から答申のありました本日から12月15日までの10日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から12月15日までの10日間とすることに決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付してあります会期日程表のとおりですので、ご了承願います。

---

#### ◎議案第1号ないし議案第14号一括上程

（提案及び細部説明・総括質疑・委員会付託）

○議長（内海和雄君） 日程第3、議案第1号ないし議案第14号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） ただいま議長からお許しをいただきましたので、提出案件に係ります提案理由についてご説明申し上げます。

今回上程いたしました案件は14議案であります。以下、順次その概要につきましてご説明申し上げます。初めに、議案第1号は、酒々井町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてでございます。農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が施行され、農業委員会の委員の選出方法がこれまでの公選制から、市町村長による任命制へ改められるとともに、新たに農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員が設置されることに伴い、新制度における農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるため本条例を制定するものであります。なお、細部につきましては、後ほど担当課長よりご説明いたします。

次に、議案第2号は特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本条例につきましては、特別職の期末手当における年間支給割合を一般職の職員の期末勤勉手当における年間支出割合の改定に準じて改正しようとするものであります。細部につきましては、後ほど担当課長よりご説明いたします。

次に、議案第3号は酒々井町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今年度の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の内容に準じた給料表、扶養手当、勤勉手当の改定に伴い、所要の改正を行うものであります。細部につきましては、後ほど担当課長よりご説明いたします。

次に、議案第4号、酒々井町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第5号、酒々井町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第6号、酒々井町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については関連がございますので、あわせてご説明いたします。地方税等の一部を改正する等の法律及び所得税等の一部を改正する法律等が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、酒々井町税賦課徴収条例等、酒々井町都市計画税条例及び酒々井町国民健康保険税条例について所要の一部改正を行うとともに、条文中の文言の整理をあわせて行うものであります。細部につきましては、後ほど担当課長よりご説明いたします。

次に、議案第7号は酒々井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。建築基準法施行令の改正を受け、厚生労働省令である家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に定める避難設備の基準が改正されましたので、これに準じて酒々井町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例において規定する小規模保育事業A型及び保育所型事業所内保育事業所における設備の基準について改正を行うものであります。

また、同省令附則において、小規模保育事業A型及び保育所型事業所内保育事業を行う事業所における保育士に関し、朝夕の保育士配置要件の弾力化、小学校教諭等の有資格者の活用、利用定員の総数に応じて置かなければならないとされる保育士の数を超えて事業の運営上増員を必要とする場合の保育士の資格要件の弾力化の特例に関する規定が設けられましたが、この規定は省令第1条第1項第1号によ

り、市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準とされていることから、町の条例についても附則において同様の規定を追加するものであります。

次に、議案第8号は酒々井町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。今年度の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の内容に基づく酒々井町一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正に合わせて、企業職員の扶養手当の支給対象となる扶養親族の要件について同条例の内容と合わせるとともに、文言等の整理を行うものであります。

次に、議案第9号、酒々井町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第10号、酒々井町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については関連がありますので、あわせてご説明いたします。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が施行され、介護保険法が改正されたことに伴い、新たに地域密着型通所介護の基準等について、厚生労働省令で定める基準に従い、市町村の条例で定めることとされたことから、酒々井町指定密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び酒々井町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について、所要の規定の整備を行うものであります。

次に、議案第11号は平成28年度酒々井町一般会計補正予算（第4号）でございます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算66億260万7,000円に歳入歳出それぞれ1億3,948万を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ67億4,208万7,000円にしようとするものであります。歳出の主な内容は、臨時福祉給付金支給事業の事業費を初め、馬橋地区の排水問題に対応するため、南酒々井地区雨水排水計画検討業務を計上しております。また、台風による被災農業者向け経営体育成支援事業補助金やJR酒々井駅西口とハーブガーデンへの観光用公衆無線LAN整備事業、中央台公園の改修事業などのほか、今年度の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の内容に準じた人件費の補正等を行うものであります。また、歳入では各事業費の増額等に伴う国、県支出金の増額、地方債等の増額をするものであります。細部につきましては、後ほど担当課長よりご説明いたします。

次に、議案第12号は平成28年度酒々井町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。今回の補正は、規定の収益的支出を28万9,000円増額し、5億5,600万5,000円とし、資本的支出を16万7,000円増額して、2億7,618万1,000円にしようとするものであります。また、職員給与費を45万6,000円増額して、6,978万円にしようとするものであります。収益的支出、資本的支出、いずれも今年度の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の内容に準じて人件費の補正を行うものであります。

議案第13号は、平成28年度酒々井町下水道事業会計補正予算（第2号）でございます。今回の補正は、既定の収益的支出を5万9,000円増額して4億4,183万円とし、資本的支出を6万5,000円増額して、2億4,459万2,000円にしようとするものであります。また、職員給与費を12万4,000円増額して1,800万9,000円にしようとするものであります。収益的支出、資本的支出いずれも今年度の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の内容に準じて人件費の補正を行うものであります。

次に、議案第14号は工事請負契約の締結についてでございます。耐震診断の結果、補強工事が必要とされた中央公民館の講堂棟を対象とする酒々井町中央公民館講堂棟耐震補強工事について、去る11月17日に指名競争入札を実施した結果、船橋市の株式会社ティーエスケーが落札し、同社と5,076万円で仮契約を行ったところであります。つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上が議案に係ります提案理由の説明であります。よろしく慎重ご審議、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（内海和雄君） 以上で町長による提案理由の説明が終了しました。

次に、担当課長から細部説明を行います。

初めに、議案第1号について、経済環境課長、芝野芳弘君。

○経済環境課長（芝野芳弘君） それでは、私から議案第1号、酒々井町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定の細部につきましてご説明させていただきます。

本条例は、平成28年4月1日に農業委員会等に関する法律が改正され、農業委員会の委員の選出方法が現在の選挙制と市町村長の任命制の併用から、議会の同意を要件とする市町村長の任命制に一本化されたこととなりました。その中で、農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数については、政令で定める基準により条例で定めると規定されていることから、本条例を制定しようとするものであります。

初めに、第2条で定める農業委員の委員の定数であります。改正後の農業委員会法の規定では14人以内であり、国の方針として現行定数の半数程度とすることが求められていることから現行委員定数であります15人の約2分の1である8人とするものでございます。

次に、第3条の農地利用最適化推進委員の定数でございます。改正後の農業委員会法の規定では、担い手への農地利用の集積、集約化、耕作放棄地の発生防止、解消等の地域における現場活動を行うため、農地利用最適化推進委員を農業委員会に新たに設けると定められております。農地利用最適化推進委員の定数につきましては、政令で定める委員定数は現場における農地利用の最適化の推進のための活動に支障なく行える程度に推進委員を配置できるよう、農業委員会の区域内の農地面積100ヘクタールに1人の割合で推進委員を配置できることと規定されていることから、当町の農地面積が約635ヘクタールから算出し、推進委員の定数を6人とするものでございます。

附則第1項の施行期日でございますが、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律第2条による農業委員会等に関する法律の施行日は平成28年4月1日でございますが、規定によりこの法律の施行の際、現に在任する農業委員会の委員は、その任期満了の日までの間に限り、なお従前の例により在任するものとなっております。当町の農業委員会の委員の任期は、平成29年7月19日でございますので、本条例の施行期日は任期後の平成29年7月20日から施行するものでございます。

附則第2項では、改正後の農業委員会法は選挙による委員の選出制度の廃止に伴い、現行の千葉県印旛郡酒々井町農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止するものであります。

附則第3項では、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬を定めるもので、新たに農業委員及び

農地利用最適化推進委員に対して、農地利用の最適化のための積極的な活動に要する経費として能率給を支払うことから、特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

以上、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（内海和雄君） 次に、議案第2号及び議案第3号について、総務課長、大塚正徳君。

○総務課長（大塚正徳君） それでは、私のからは議案第2号及び議案第3号につきまして、細部説明をさせていただきます。

初めに、議案第2号、特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、特別職の期末手当の支給割合を一般職の職員の期末勤勉手当の年間支給割合に準じ、0.1月分引き上げ、4.2月分から4.3月分に改正しようとするものでございます。第1条につきましては、12月支給分の支給割合を0.1月分引き上げ、2.275月分とするもので、第2条につきましては引き上げ分である0.1月分を6月及び12月支給に均等に配分し、6月支給を2.075月分、12月支給を2.225月分にそれぞれしようとするものであります。なお、1条につきましては平成28年12月1日から適用し、第2条につきましては平成29年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第3号、酒々井町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、今年度の人事院及び千葉県人事委員会勧告に準じた改定に伴う改正を行うものであります。第1条につきましては、勧告に準じた給与改定を行うもので、給料表については民間との格差を埋めるため、平均0.2%の引き上げを行うものでございます。改定に伴う影響額は、一般会計ベースで89万6,000円と見込んでおります。

次に、扶養手当につきましては、民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額し、子に係る手当額を引き上げるなどの見直しを段階的に実施することとした勧告に準じた改定を行うもので、各年度の具体的な手当額はお手元にお配りしました給与改定の概要2ページの扶養手当に係る部分のとおりでございます。また、扶養手当の改定に伴う影響額につきましては、一般会計ベースで56万9,000円と見込んでおります。

次に、期末勤勉手当につきましては、年間支給割合を0.1月分引き上げ、4.3月分とし、引き上げ分については勤勉手当を引き上げ、0.9月分とするもので、影響額は一般会計ベースで631万2,000円と見込んでおります。これらのほかに改定に伴うその他の手当、共済費等を含めた全体の影響額は967万4,000円と見込んでおります。

次に、第2条につきましては、平成29年度以降に対する扶養手当及び期末勤勉手当の支給割合に関するもので、期末勤勉手当については今回の改定による引き上げ分0.1月分を6月期と12月期の勤勉手当に均等に配分し、それぞれ0.85月とするものでございます。

最後に、実施の時期につきましては、第1条中給料、扶養手当に係る部分につきましては平成28年4月1日から、勤勉手当にかかわる部分につきましては平成28年12月1日から適用し、第2条につきましては平成29年4月1日から施行をするものでございます。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 次に、議案第4号ないし議案第6号について、税務住民課長、大崎智行君。

○税務住民課長（大崎智行君） それでは、私のほうからは議案第4号、議案第5号及び議案第6号、酒々井町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定等につきまして、お手元にお配りをいたしました概要版の資料に基づいて主な内容をご説明いたします。3ページものの概要版の資料でございます。本改正につきましては、提案説明で申し上げましたとおり、平成28年度税制改正に係るもので、地方税法等及び所得税法等の改正に伴うものでございます。

初めに、個人住民税におきまして医療費控除の特例を創設するものでございます。医師の処方箋が必要な医療用医薬品から一般の市販薬への代替を進める観点から、医療費控除の特例として健診や予防接種等を受けている個人が自主服薬として平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に医療用から転用されたいわゆるスイッチOTC薬の購入費用を各年の所得から控除するものでございます。控除額につきましては、年間1万2,000円を超える額で、8万8,000円が上限となります。なお、現行の10万円を超える部分に対する医療費控除のどちらかを選択することとなります。

2つ目につきましては、利子所得等の特例制度の創設でございます。日本と台湾におきまして、二重課税の回避や脱税の防止のため、租税の枠組みが取り決められたことを受けまして、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律が施行されることに伴いまして、特例の対象となる利子所得や配当所得などにつきまして分離課税となるものでございます。

次に、法人住民税に関するもので、法人税割税率が引き下げられます。地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るということから、平成29年4月1日以後に開始する事業年度のものから、現行の税率9.7%から6.0%に引き下げられます。その引き下げ相当分につきましては、国税であります地方法人税を引き上げ、地方交付税の原資とされるものでございます。なお、この件につきましては、消費税率10%への引き上げ時期の変更に伴いまして、適用時期を平成31年10月1日以後に開始する事業年度からということに今後変更することになります。

次に、固定資産税につきまして、わがまち特例の対象資産を追加いたします。事業用償却資産で再生可能エネルギー発電設備等に係る固定資産税の特例措置にわがまち特例が適用されたことに伴い、特例割合を定めるものでございます。具体的には、2ページの表をごらんください。太陽光発電設備を初め5つの設備が追加となり、該当する設備につきまして国の参酌割合に準じて3年度分の軽減措置を行うものでございます。

次に、軽自動車税におきまして環境性能割を創設するものでございます。平成29年4月1日から下の表のとおり軽自動車税に環境性能割が設けられます。これに伴いまして、現行の軽自動車税は軽自動車税種別割となります。環境性能割につきましては、取得価格が50万円以上で3人以上の軽自動車取得者に対し、燃費基準値達成度等表の区分に応じまして、非課税から4段階での課税となります。環境性能割は、当分の間県が賦課徴収をいたしまして、その徴収取り扱い費を県へ交付することとなります。なお、法人住民税の改正と同様に、こちらにつきましても消費税率引き上げ時期の変更に伴い、今後導入時期が平成31年10月1日に変更となります。

3ページのほうをお願いいたします。2つ目は、軽自動車税のグリーン化特例を延長いたします。一定の性能を有する軽四輪車等につきまして、燃費性能に応じたグリーン化特例の経過を1年間延長し、

平成28年4月1日から平成29年3月31日までに新車で新規登録した軽四輪車等の平成29年度分のみの軽自動車税種別割を軽減するものでございます。なお、平成28年度に経過対象となりました車両につきましては、平成29年度からは通常課税となります。

次に、都市計画税条例の一部改正でございます。都市計画税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の改正に伴い、条例中において引用する条項につきまして所要の改正を行うものでございます。

最後に、国民健康保険税条例の一部改正でございます。個人住民税の特例制度に関連するもので、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の施行に伴い、個人住民税で課税される特例適用利子等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含める課税の特例制度を設けるものでございます。

以上、酒々井町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定等につきましてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（内海和雄君） さらに、議案第11号について、企画財政課長、岡野義広君。

○企画財政課長（岡野義広君） それでは、議案第11号、平成28年度酒々井町一般会計補正予算（第4号）の細部につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により主な内容をご説明いたします。

事項別明細書11ページをお開きいただきたいと思います。歳出からご説明いたします。なお、今回の補正で、人件費につきましては千葉県人事委員会勧告等に準じた改定を行うものでございまして、一般職の給料表改定、勤勉手当等の増額等、特別職の期末手当の増、臨時給付金関係の時間外等の増を合わせまして1,067万7,000円の増額となっております。その他歳出につきましては、順次主なものをご説明いたします。

まず、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、防犯事業35万9,000円につきましては、防犯ボックスセーフティーアドバイザー3名分の制服、雨具等の備品を購入するものでございます。

続きまして、5目財産管理費、庁舎管理事業132万9,000円につきましては、危機管理室の移転に伴いまして、案内表示板の作成委託、事務用品等を購入するものでございます。

13ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、臨時給付金事務経済対策分として8,256万9,000円につきましては、非課税の方に平成31年9月分までの2年半分を一括1人1万5,000円を給付するもので、全額国費負担により実施するものでございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。4款衛生費でございます。1目保健衛生費、4目母子保健推進費、子ども医療助成事業につきましては、審査支払手数料及び子ども医療費の増加のため、510万7,000円を増額するものでございます。

16ページになります。5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、被災農業者向け経営体育成支援事業599万8,000円につきましては、ことし夏の台風9号等の被害でビニールハウス等の倒壊等20件に補助を行うもので、国費10%から30%、また県費で20%、町20%の内訳で補助を行うものでございます。

6款商工費、1項商工費、3目観光費、観光事業749万円につきましては、観光用公衆無線LAN環境整備を行うもので、JR酒々井駅西口及びハーブガーデンのワイファイ設置工事等にかかる経費を計



上するものです。なお、県から3分の2の補助がございました。

5目ちびっこ天国運営費、ちびっこ天国運営費事業119万2,000円については、指定管理者からの協力を基金へ積み立てるもので、平成26年度28万56円、平成27年度64万1,062円、平成28年度27万121円の3カ年分を積み立てるものでございます。

17ページをお願いいたします。7款土木費でございます。1項道路橋梁費、3目道路維持費、社会資本整備総合交付金事業946万5,000円につきましては、伊篠大橋耐震工事について、JRとの協議等により工事費の増加が必要になり、増額をお願いするものでございます。

2項河川費、2目河川事業費、河川改修事業520万6,000円につきましては、南酒々井地区雨水排水計画検討業務及び馬橋地区排水路測量業務の委託料で、馬橋地区排水路を準用河川とするための基礎数値取得及び排水計画検討を行うもので、あわせて繰越明許費の設定を行うものでございます。

18ページをお願いいたします。3項都市計画費でございます。3目公園事業費、街区公園管理事業347万8,000円につきましては、中央台公園のフェンスの一部改修及び防球ネットの撤去処分にかかるものでございます。

19ページをお願いいたします。9款教育費でございます。4項社会教育費、3目公民館費、公民館管理事業100万5,000円については、中央公民館の研修棟耐震補強工事設計診断業務の委託の経費でございます。

20ページをお願いいたします。5項保健体育費、2目体育施設費、体育施設管理事業130万7,000円は、公共用地のポプラの木、またスポーツ広場の桜の木及びカシの木の倒木防止と枝の伐採のため、お願いをするものでございます。

以上が歳出の主なもので、補正予算案の総額は1億3,948万円となります。

次に、財源についてご説明いたします。9ページにお戻りいただきたいと思っております。9ページ、13款国庫支出金でございます。2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金8,306万9,000円については、臨時福祉給付事業にかかるもので、国から10分の10交付されるものでございます。

4目土木費国庫補助金1,452万円は、社会資本整備総合交付金で橋梁長寿命化計画の内示額に合わせて増額をするものでございます。

6目農林水産業費国庫補助金250万8,000円及び14款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金174万5,000円は、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金で、台風9号等の被害の充当財源となるものでございます。

7目商工費県補助金490万8,000円は、公衆無線LAN整備の3分の2が交付されるものでございます。

17款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1,879万7,000円につきましては、財源調整のため財政調整基金から繰入金を増額するものでございます。なお、補正後の残高見込みといたしまして、10億7,722万9,000円を予定してございます。

10ページをお願いいたします。10ページ、20款町債でございます。1項町債、5目土木債、1節道路橋梁債、地方道路整備事業1,070万円につきましては、道路橋梁長寿命化計画に伴うものでございます。

最後に、5ページをお願いいたします。5ページにお戻りください。5ページの第2表、繰越明許費についてでございます。こちらにつきましては、町道02—009号線道路改良事業ほか2事業につきまし

て、予定工期の状況から繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

第3表、地方債補正については、道路橋梁長寿化計画の工事費増加に伴い、地方道路整備事業債1,070万円を追加するものでございます。

以上、一般会計補正予算（第4号）につきまして内容をご説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（内海和雄君） 以上で担当課長による細部説明が終了しました。

ここでしばらく休憩します。

（午前10時40分）

---

○議長（内海和雄君） 休憩前に引き続き再開します。

（午前11時00分）

---

○議長（内海和雄君） これから総括質疑を行います。

5番議員、御園生浩士君。

○5番（御園生浩士君） では、質問させていただきます。済みません、私自身も時間がなかったのですね、担当課に行って聞けばいいこともあったんですが、この場でちょっとお聞きします。

まず、議案第1号でございます。こちらのほうの議案にですね、農業委員の定数は8、推進委員の定数は6というふうになっております。まず初めにですね、これは重任してはならないというふうな説明はなかったんですが、ダブってですね、就任することができるのか、できないのかをお聞かせいただきたいなというふうに思っております。

それから、推進委員のほうは一般、農業に参加していない方も参加できるようになっているんですが、その辺のところはですね、こちらのレジュメのほうといいますか、参考資料のほう見ると、そういう方たちを農業委員会で推薦したり公募したりするようなことになっているんですが、その辺の手続、どのようにやるのかお聞かせいただきたいなというふうに思っています。

それから、過去に聞いたことがあるんですが、農業委員については議員職と重複しないような申し送りといいますか、申し合わせみたいなのがあったようなんですが、その辺のところはどういうふうに調整するのか、お聞きしたいなというふうに思います。

それからですね、農業委員が十数名おったところ、半数にするということなんですけども、半数になってもその農業委員の中から推進委員を選ぶとですね、補完するような組織になってしまうんで、活性化とかですね、そういったところが見られないんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺はどのようにお考えになっているのかなというふうにお聞かせいただきたいと思います。

それから、資料のほうですね、地域の農業をリードする担い手が透明なプロセスを経て確実に就任するようにするためというふうに、市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制に変更するというんですが、日本のこの民主主義の世の中で、選挙するほうのほうのプロセス過程は明確じゃないかなというふうに思っているんですが、過去にはそういうふうなプロセス自体が明確でないようなことがあったのかお聞かせいただければと思います。

それから、先ほど資料をいただいた分の中でお聞かせをいただきたいと思います。酒々井町税賦課徴収条例等の一部を変更するということなんですが、2の利子所得等の特例制度の創設というふうにあります、これは国のほうから来ているので何とも言えないと思うんですけども、日本と台湾における租税の枠組みが取り決められたというふうにあります、国と国の取り決めだと思っんですけど、地域との取り決めもこういうふうな形で認められているのか、またそんな例があるのかどうか、お聞かせいただきたいなというふうに思っております。

それから、第8号議案になります。第8号議案の第5条第2項各号を次のとおり改めるというふうにあります、(2)と(3)については、前回のものでと一緒の文になっておったのです。今回こういうふうに分けてあるんですが、国からの指示だとは思っんですけど、前の条文で支障はないので、変える必要ないじゃないかなというふうに私は思っんですけど、その辺の見解をお聞かせください。

それから、(1)の配偶者のところなんですが、2、3、4、5は非常に具体的に書いてあるんですが、配偶者のところ、この参考資料のほう見てもちょっとわからなかったんですが、配偶者（届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の実情にある者を含む）というふうにあるんですが、この辺のところの説明をお願いしたい。非常に曖昧な表現なんで、どれが事実上の婚姻関係というのがよくわからないんで、その説明をお願いします。

それから、議案第10号なんですが、ちょっとここの1ページ目のですね、下から3行目、運営推進会議に対し、余白がありまして、活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともにというふうにあるんですが、この余白に文章が何か入っているのか、それともただ単にこの余白を消して下の文が上がってくるのか、その辺をお聞かせいただけますか。

それから、予算書のほうなんですが、先ほど説明ありました19ページ、研修棟耐震補強工事設計診断業務というふうにあるんですが、お聞かせいただきたいんですが、この委託内容はどのようなものかちょっとお聞きしたいんですね。設計書が適切であったのか診断する業務なのか、それとも耐震補強工事の設計を再度見直しするのか、それともその前段の耐震についてどれぐらいの強さとか弱さがあるのかというのを見直しするのか、その辺のところをちょっとお聞きしたいと思います。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 経済環境課長、芝野芳弘君。

○経済環境課長（芝野芳弘君） それでは、私のほうから第1号議案の関係で何点か質問が出ておりますので、順次お答えさせていただきます。

農業委員と農地利用最適化推進委員、ダブルになれるのかということですが、公募、応募、推薦については両方提出することはできるんですが、最終的にはダブルではなれません。

それと、あと推進委員の、議会議員になれるのかという……農業委員ですか、ということですが、特にその規定はございません。

それと、透明性の関係ですが、今回の改正によってですね、農業委員と、あと最適化推進委員については推薦、公募、1カ月の期間を設けて行います。その間に中間、あと結果をどんな方がなったかということで公表をしまして、その後選定委員会、あと農業委員会のほうで選ぶというプロセスを踏んでおります。

あと、過去にですね、何かあったのかということですが、特に私のほうとしては過去にあったかどうかというのは聞いておりませんので、以上です。

○議長（内海和雄君） 税務住民課長、大崎智行君。

○税務住民課長（大崎智行君） 私のほうからは、税賦課徴収条例の一部改正の関係の利子所得の特例制度の関係でございますけれども、こちらにつきましては日本と台湾と双方の民間窓口ということで、民間の取り決めとして、その租税の取り組みが締結されたわけでございますけれども、それを日本の国内で実施するための国内法の整備が行われまして、それに基づいて今回一部改正となるものでございます。

○議長（内海和雄君） 上下水道課長、板垣一成君。

○上下水道課長（板垣一成君） 私からは、議案第8号の企業職員の給与の関係でご質問をいただきましたので、お答えいたします。

まず、第2号の22歳に達する以前の最初の3月31日までの間にある子と、次の第3号の孫の分割につきましてでございますけれども、この条例の改定後につきまして、これにつきまして、手当の額がですね、孫と額が変わるところで、今回分割して条項として制定しているというところでございます。

あと、もう一点なんですが、配偶者の関係で、括弧書きの中でございますけれども、届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むというところでございますが、今回一部の条例改正につきまして、この内容については従前と変わらないというところでございますけれども、私のほうで詳細にどうかと、具体的などはちょっと承知してございませんで、ここに読めるところで、事実婚であるというところを想定されているというふう認識してございます。

私からは、以上でございます。

○議長（内海和雄君） 健康福祉課長、河島幸弘君。

○健康福祉課長（河島幸弘君） それでは、私のほうから議案第10号の条文中の文言でございますが、下から3行目に記載させていただいております運営推進会議に対し活動状況を報告しとは、条文がつながっているものでございます。

以上です。

○議長（内海和雄君） 生涯学習課長、木内達彦君。

○生涯学習課長（木内達彦君） 公民館費の公民館管理事業、研修棟耐震工事設計診断業務でございますが、本業務につきましては設計が適正であったかどうかの部分診断するものでございます。

○議長（内海和雄君） 5番議員、御園生浩士君。

○5番（御園生浩士君） ありがとうございます。では、済みません、再度議案8号についてなんですが、(2)と(3)と(4)と(5)って、よく理解できないんですが、説明していただけますか。

それからですね、予算の絡みの耐震工事のほうはよくわかりました。過去にやっていると思うんですけど……やっていないですね、コンサルのチェックのチェックですからね。わかりました。これは、やめておきましょう。

以上です。

○議長（内海和雄君） 上下水道課長、板垣一成君。

○上下水道課長（板垣一成君） 私からは、議案第8号の各条項の条文につきましての内容がちょっとわ

かりづらいというところでご質問いただいておりますが、これ各条項の内容なんでございますけども、こちらに書いてあるとおりでございます、まず配偶者はこちらに書いてあるとおり配偶者というところで、2号、3号につきましては3月31日までに22歳に達する子、孫、それから4号につきましては60歳以上の父母及び祖父母、それから5号につきましては弟、妹というところで、最後6号につきましては重度心身障害者となっております、ちょっとお手元のお配りしています資料の中の給与改定の概要、2号議案と3号議案の関係の資料の2ページ目をごらんいただいてですね、こちらの扶養手当のところ、配偶者、子、父母等というところがございますけども、配偶者と子以外につきましては父母等というくくりになってございまして、先ほど申し上げましたように各号に列記されている者については、父母等というところで定められるというところでご理解いただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 5番議員、御園生浩士君。

○5番（御園生浩士君） そうしましたら、誕生日を迎えて22歳になりますよね。それからずっと隔てて、3月31日までは支給しますよということですか。そういう意味合いでいいですか。

以上です。

○議長（内海和雄君） 上下水道課長、板垣一成君。

○上下水道課長（板垣一成君） 今ご質問いただいたとおりでございます、22歳に達するまで、年度末というところがございます。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） ほかにありませんか。

4番議員、那須光男君。

○4番（那須光男君） 私からは、議案第14号に関連して質問したいと思うんですけど、これまで公民館の耐震補強工事については3回入札が行われたわけですけど、昨年の8月のときではですね、制限付一般競争入札ということで2社を指名したわけですけど、ことしの10月には一般競争入札として4社が応募したと。今回ことし2度目の11月のときには、指名競争入札ということで講堂棟の部分が8社、研修棟の部分が10社を指名したようですけど、その都度この入札方法を変えているという根拠は何なのかですね、それをお聞かせいただきたいと思えます。こうやったほうが入札しやすいだろうと思ってやったんだけど、だめだったから、今度はこの手を使ったとか。一貫したあれがないので、その辺を私はお聞きしたいと思っております。

それで、制限付競争入札をやったために、2社しか応募がなかったということなのか、一体全体何の制限をつけたのかですね、この点もちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

それから、今回2回目の入札に当たってはですね、18社ですか、したわけですけど、たった1社しか応募がなかったということで、数多くやればですね、要するに数多く応募しやすいような方法とれば、結果的に入札がうまくいくということではなかったんだろうと思うんですね。この辺どういうふうにするね、2年間の総括としてどういうふう到现在思っているのかですね。入札の方法を変えれば、入札がうまくいくんだという方針をとっているのか、その辺をぜひお聞かせいただきたいと思えます。研修棟については、依然として残っちゃったわけですけど、これについてはですね、再度年内にもう一度かける

のかどうかですね、その辺は予定があればお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（内海和雄君） 生涯学習課長、木内達彦君。

○生涯学習課長（木内達彦君） 中央公民館耐震補強工事につきましては、町民の皆様にご迷惑をかけていることを重々承知しております。その上で幾度かの入札を実施いたしました。制限付から指名競争入札ということで間口を広げております。また、今回につきましては分離の工事ということで、さらにその前に工法の変更と、入札しやすい形を考えております。再度入札につきましては、現在手続中でございます。朝の全協でも公民館長が報告させていただいたとおり、年度内ですね、今現在手続中ということでございます。

○議長（内海和雄君） ほかにありませんか。

7番議員、齊藤博君。

○7番（齊藤 博君） では、議案の第11号について4点だけ教えてください。

まず、ページの5ページですけど、繰越明許費、若干の説明はあったんですが、町道02—011号線、これ上本佐倉の道路のことだと思うんですが、これが明許になった理由ですね、完成時期はどんな見通しなのか教えていただきたいと思います。

同じページの地方債の増額ですが、これも理由は説明がありました。その事業そのものはそれでいいんですが、結局事業費がふえた分、丸々地方債で補うというような形なのかなと、これは推測ですが、それをちょっとお聞かせいただきたいと思いますのと、現在地方債は5%以内という予算づけになっていますが、実際は何%の借入れで、償還期間というのは大体どのぐらいで今借りるような形になっているのかですね、これ財政課のほうだと思うんですけど、ご答弁いただければと思います。

それから、歳出の16ページ、ちびっこ天国の基金ですが、これ前にもちょっとお聞きしたと思うんですけど、3年分というお話がありました。26、27、28を含めた過去の2年分を今ここで積むというのは、財政法上というかな、予算の組み方としておかしいんじゃないかと思うんですけど、これからもまとめて何年かためてここへ積むという形をとるのかですね、私は毎年、毎年ここへ、財調へ積むのが普通の姿だろうと思うんですけど、その考え方をちょっと教えてください。

それから、18ページですが、事前にお聞きしたら、酒々井消防署、これ訓練棟でしたっけ、あそこをやるための用地はその地元が用意するんだということで、当初で用地費を持って、その関連だということなんですが、純粋にこれ土地の測量をやるんですか、これから。それで、お聞きしたいんですけど、これ測量費だけでいいんですか。その他のもろもろの用地を取得するにかかる経費は全部町が持つんでしょう。それが一つ。それから、結果的にですね、この所有者名義は誰になるんですか。

以上です。

○議長（内海和雄君） まちづくり課長、松本有二君。

○参事兼まちづくり課長（松本有二君） 私からは、繰越明許で設定いたしました町道02—011号線のこの繰り越しの理由ということでございますけども、これにつきましては用地交渉にですね、不測の日数を要したため、適正工期の確保が困難になったため繰り越すものでございます。

それと、こちらの完成年度ということでございますが、予定といたしましては29年度の完成を目指し

ております。

以上です。

○議長（内海和雄君） 企画財政課長、岡野義広君。

○企画財政課長（岡野義広君） 5ページの地方債の補正の関係でご質問いただきました年利の関係でございます。年利5%と、実際こういう金額で借り入れていないんじゃないかというようなお話であるとは思いますが、現実的にはですね、資金によって政府系の資金か縁故資金、いわゆる銀行等の折衝によって決まるものでございますけども、最近につきましては0.0幾つになる場合もありますし、今後借り入れは協議しないと、先例については明快にはお答えできませんけども、明らかに5%ではないのは確実と見込まれます。

あと、その縁故資金なんかで、何年間の償還期間というのは、また資金によって違ってきますので、10年以上の借り入れはする予定でございます。

あと、さっきのこの補助裏の借りれる分を目いっぱい一応設定しておきたいということで、今回補正をお願いするということでご理解いただきたいと思います。

あとは、基金の関係、積み立ての関係でございますか。この辺は、研究してまいりたいと思っておりますけども、議員の言うこともごもっともかと思っておりますので、この辺については内部のほうで検討しておきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 総務課長、大塚正徳君。

○総務課長（大塚正徳君） 私からは、最後に出ました酒々井消防署の施設整備事業についてでございますけれども、今年度町が消防署訓練用地等として購入を予定している場所の測量等でございます。名義につきましては、酒々井町所有になるものでございます。

以上です。

○議長（内海和雄君） 7番議員、齊藤博君。

○7番（齊藤 博君） 済みません。じゃ、2回目で申しわけないですが、繰越明許のほうですけど、本佐倉のその道路事業の中で、新たに段差解消というのは計画が持ち上がっているそうで、その関連でこれおくれるのかなというふうに思ったんですけども、そうじゃなくて用地交渉、要するに用地を買えないから繰り越すというようなことの理由なのでしょうかというような確認と、それから全体事業費が例えば7,000万円で、そのうちの三千何百万を繰り越すとか、それをちょっともう一回ご説明いただけますか。

それから、地方債ですけど、実際に借り入れしているかどうかわかんないけど、政府債で仮にということか、昨年の実績でもいいんですが、縁故債は交渉事だからわかりますけど、政府の関係で実際ですね、どのぐらいで町は借りているのか。実績で結構ですので、教えてください。

それから、ちび天については、素直に毎年積むのがよいんじゃないかと思っておりますので、よろしく願います。

それから、消防署については、私は土地代金を、予算組んだからそれで終わりだと思っていたんですけど、この測量だけで本当にいいんですか。例えばこれ、土地鑑定とかそういうのはやっているんですか。

つけ。それは、予算持っているんですけど。その辺がちょっと覚えていないんで、その以外に必要なければ、それ別にいいんですが。

以上です。

○議長（内海和雄君） まちづくり課長、松本有二君。

○参事兼まちづくり課長（松本有二君） 繰越明許費で設定で上げさせていただいた理由につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。用地の問題でございます。

それと、これの全体事業費は、交付金対象事業費として総事業費2億8,500万円ということでございまして、このうちこの繰越明許費を充てているということでございます。

以上です。

○議長（内海和雄君） 企画財政課長、岡野義広君。

○企画財政課長（岡野義広君） ちょっと手持ちにですね、資料持ってきませんもんでしたので、後ほど、正確な数字言いませんと、後でちょっとまずいことに。失礼いたします。よろしく申し上げます。

○議長（内海和雄君） 総務課長、大塚正徳君。

○総務課長（大塚正徳君） 酒々井消防署の施設整備につきましては、先ほど当初予算で土地の購入費入っていました。今回測量が必要になったと。ここに、予算書の説明書欄には一括した説明という形になってしまいまして、調査、測量、設計等ということでございます。今回購入するに当たりまして、測量と鑑定も含めた形の予算になっております。申しわけございませんでした。失礼しました。

○議長（内海和雄君） 7番議員、齊藤博君。

○7番（齊藤 博君） 済みません。1点だけ。明許の関係はね、2億8,000万円というのはあれでしょう、交付金事業全体の話でしょう。私が知りたいのは、各路線の進捗度を知りたいんですよ。ですから、上本佐倉について、内訳はこのくらいで、28年度予算を内訳持っていますよというのは、どこにも公表していないじゃないですか。だから、その額と繰越額とはどのぐらいの差があるのかというのを知りたいんで聞いているんです。ですから、上本佐倉は28年度予算で2億幾つのうち、5,000万なら5,000万予定したと。だけど、これだけが繰り越されますと、そういうご答弁をいただけませんか。

終わります。

○議長（内海和雄君） まちづくり課長、松本有二君。

○参事兼まちづくり課長（松本有二君） ただいま手元に資料がございませんので、後ほどまとめてご説明いたします。

以上です。

○議長（内海和雄君） そのほかにありますか。

13番議員、竹尾忠雄君。

○13番（竹尾忠雄君） それでは、議案の11号に関連しましてお尋ねをいたします。

まず最初に、19ページですね、公民館の耐震診断見直しについての問題ですが、朝の全員協議会で館長のほうからる説明がございました。そして、この12月1日に出されました広報でも2月から工事が始まるという、こういう町民にお知らせがありました。

そこで伺いますが、けさの館長の説明ではですね、今回講堂のみの工事ということで、研修棟の利用



が可能なかどうか。受注業者と協議をして、その辺使えるものであれば、研修棟は使うようにしたいというようなことでありますけども、この辺のいわゆる協議の時期ですね、町民の皆さん、2月から工事がやるから、入るから、公民館使えないというふうに皆さん思っておられると思うしですね、そういう点で業者との協議ですね、使えるということであれば、町民にいち早く知らせなければならぬと思いますけども、その辺の業者との協議ですね、いつごろに決定されるのか、町民に知らせることができるのか、その辺のタイムリミットをお聞かせ願いたいと思います。

それから、もう一点ですが、先ほど同僚議員からもお話ありましたけども、この今回の委託料、研修棟耐震補強工事設計診断業務ということでございますが、これについてのいろいろ質疑ありましたが、その回答として課長のほうから、設計が適正であったかどうか診断する、こういうようなお答えでありました。ということは、発注する側はですね、現在の耐震設計が適正であるかどうか、いわゆる発注者としてですね、不適切な設計でこれまで入札してきたのか。そして、なおかつけの説明では、12月ないし1月に再度の発注をかける、こういうことでありますけども、さきの答弁でいくとですね、設計そのものがですね、適正であったかどうかという、そういう中で再度やるということはどうなのかなと思うんです。そして、なおかつもう一点は、そういう中で適正かどうかの診断の予算が計上されたということは、いわゆる見直しがあるというふうなメッセージを社会に送ることになると思います。そういう点で、そういう中でですね、再度の入札がうまくいくのかなと、そういうような心配ありますけども、その辺の懸念はないのかどうか。

もう一点ですが、16ページですが、6款の商工観光の観光事業費ですね。委託料で公衆無線運用保守業務というようなことで、いわゆるJRの西口とハーブガーデンに設置するというような説明がございましたけれども、当然人の一番やはり集まる場所に設置するのがベターだと思いますけども、そこから見ると、ハーブガーデンよりも京成駅のほうが有効ではないかと思っておりますけども、その辺について、何でハーブガーデンだったのかなというふうに思うんですけども、ご説明願いたいと。

以上です。

○議長（内海和雄君） 生涯学習課長、木内達彦君。

○生涯学習課長（木内達彦君） 公民館の耐震設計診断についてでございます。現在一刻も早く公民館の耐震診断を着工すべく入札手続を行っております。利用者の方々につきましては、大変ご迷惑をかけております。現在講堂棟の工事が決まりましたが、研修棟はまだ入札手続を行っている関係上、未定でございます。片一方だけ、研修棟だけ使えるかどうかは、まだわかっておりません。これらに関しては、決まり次第早々に利用者の方々に徹底周知する予定でございます。耐震工事につきましては、入札方法の変更、また工法の変更等をしてきております。さらに、今回の入札が不調であった場合、原因を究明するためにも入札方法また設計の精査が必要と考え、今回の予算を計上いたしました。

以上です。

○議長（内海和雄君） 経済環境課長、芝野芳弘君。

○経済環境課長（芝野芳弘君） それでは、私のほうから公衆無線LANの設置場所についてお答えいたします。

今回設置を予定している公衆無線LANにつきましては、1回登録すれば、あとは面倒な手続が必要

なく、利用者の利便性の向上が図れることから、1カ所はJR酒々井駅ということで、もう一つは町内の中の施設ということで、ハーブガーデンということで、町内周遊の足がかりとして選定したものでございます。

以上です。

○議長（内海和雄君） 13番議員、竹尾忠雄君。

○13番（竹尾忠雄君） まず1点目ですが、公民館のいわゆる研修棟の使用ができるかどうかというものは、当然業者との打ち合わせによって判断されるわけですが、その辺はいつごろまでに業者と結論出すのか、また改めてお尋ねをいたします。

それからもう一点、今回の設計診断、いわゆる見直し、適正であったかどうかということで見直しの予算化されたということは、これは当然社会にですね、耐震工事の設計の見直しをすることとメッセージを発するという事になりますので、当然そういう中で、私再度入札公告をしても、なかなか決まらないんじゃないかと思えますけれども、年度内に再度やって決まらなかった場合に、年度内に耐震診断をして新年度に工事という、再度入札するという事でもありますけれども、新年度もし再度入札する場合、時期的にはいつごろになるのか。今回の講堂においては、工期が約6カ月ということでありますので、ここでいきますと7月31日という工期でありますけれども、研修棟のほうの入札が新年度いつごろやられて、予定されているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（内海和雄君） 生涯学習課長、木内達彦君。

○生涯学習課長（木内達彦君） 公民館の利用、使用についてですが、現在研修棟の入札手続をしておりますので、その結果を待たなければ業者と具体的なお話はできないものと考えております。

また、耐震診断の見直しということでしたが、あくまでも設計を診断するのであって、それがその結果を待ち、その先のことを考慮する形になるかと思えます。現在は、今の入札手続、そして入札を待ちたいと思っております。

○議長（内海和雄君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海和雄君） それでは、質疑なしと認めます。

これで総括質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号ないし議案第14号につきましては、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号ないし議案第14号につきましては、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託することに決定しました。

---

◎休会の件

○議長（内海和雄君） 日程第4、休会の件を議題とします。

お諮りします。議案調査及び委員会審査のため、12月7日から12月13日までの7日間は休会にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、12月7日から12月13日までの7日間は休会とすることに決定しました。

---

◎散会の宣告

○議長（内海和雄君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

(午前11時44分)

## 平成28年第5回酒々井町議会定例会

議事日程(第2号)

平成28年12月14日(水曜日)午前9時開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	濱口信昭君	2番	須藤伸次君
3番	酒瀬川健一君	4番	那須光男君
5番	御園生浩士君	6番	川島邦彦君
7番	齊藤博君	8番	内海和雄君
9番	佐藤修二君	10番	江澤眞一君
11番	平澤昭敏君	12番	越川廣司君
13番	竹尾忠雄君	14番	地福美枝子君
15番	小早稲賢一君	16番	高崎長雄君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条第1項の規定により出席した者の職氏名

町長	小坂泰久君	副町長	飯塚光昭君
教育長	木村俊幸君	教育次長	木内達彦君
総務課長	大塚正徳君	税務住民長	大崎智行君
健康福祉課長	河島幸弘君	企画財政長	岡野義広君
住民協働課長	清宮高由起君	経済環境長	芝野芳弘君
参事兼まちづくり課長	松本有二君	上下水道長	板垣一成君
農業委員会事務局長	芝野芳弘君	こども課長	七夕夕美子君
学校教育課長	猪鼻慎二君	生涯学習課長	木内達彦君
会計課長兼会計管理者	河合昭男君		

---

本会議に出席した事務局職員

事務局長	福田良二	書記	五代より子
書記	斉藤良尚		

---

◎開議の宣告

○議長（内海和雄君） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（内海和雄君） 本日の議事は、お手元に配付の日程に基づき行います。

---

◎一般質問

○議長（内海和雄君） これより日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

---

◇ 御園生 浩 士 君

○議長（内海和雄君） 通告順に基づき、5番議員、御園生浩士君。

〔5番 御園生浩士君登壇〕

○5番（御園生浩士君） 議席番号5番、会派絆の御園生浩士でございます。町民の皆様には、師走のお忙しい中、議会の傍聴をいただきまして、まことにありがとうございます。

では、議長よりお許しをいただきましたので、一般質問通告に従いまして質問させていただきます。答弁される方をお願いします。わからないものについては、何々についてはわからないと答弁していただければ結構でございます。よろしくお願いいたします。

町の秋のイベントが一段落つきました。10月、11月と、イベントの準備、開催、後片づけ、反省会と大変忙しい時期であったと思います。担当課職員を初め町一丸となって取り組んでいたことに感謝申し上げます。また、関係団体、参加ご協力いただいた各議員の皆様にあわせて感謝申し上げます。反省点もあるとは思いますが、無事終了できて何よりです。

本議会初日に町長より行政報告がございました。所感を少し述べさせていただきます。初めに、10月2日のイベント、酒々井・千葉氏まつりが先陣を切って中央台公園を会場に開催されました。雨の心配もありましたが、ところどころに砂を入れ、当日好天で開催することができました。たくさんの子供たちの参加もあり、皆さん喜んでいただけたことでした。この祭りは、町主導により実行委員会を組織し、業者に委託して第1回目の開催の運びとなりました。予算については、国の補助を利用し、立派な祭りができたものと思います。

次に、11月19日、20日の第38回酒々井町ふるさとまつりは、同じく実行委員会形式ではあるが、町主導で町最大のイベントです。参加団体も多く、町中のボランティアが参加し、大成功をおさめました。祭りは、38回と歴史を積み重ね、各団体のボランティア活動も統制がとれており、歴史の重みを感じました。当祭りのチラシは、他のチラシより見劣りはするが、町民の皆様にはなれ親しみがあり、自分のお気に入りのブースが一目瞭然でわかりやすいものではないでしょうか。

しかし、天気には勝てませんでした。1日目の土曜日は大雨でさんざんな結果でした。参加者の中からは、大雨のため会場はどろんこ状態であったため、数年前と同じように水はけのよい役場の駐車場で開催してほしいとの声がボランティア団体や参加した町民の方々より寄せられておりました。町では、平成22年度の公園整備の実施設計より計画的に工事を進めてまいりましたが、一向に排水の改善が見込まれませんでした。今年度に2回の暗渠工事を行いました。ごらんのとおり公園内での足元は非常に悪い状態でした。各団体のテント内に雨水が入り込むので、排水路をつくり、雨水をテント外へ流しておりました。中には、テントの脇に土塁を築いて、雨水がテントに入り込まないようにして自衛をしている人もおりました。このことについては、安易な対策工事をしたため、安物買いの銭失いとなってしまいました。今後きちんと計画された抜本的な雨水対策が必要と思われます。2日目の日曜日については、足元は最悪でしたが、好天に恵まれ、たくさんの町民の方々楽しんでいただきました。

次に、同じく11月20日日曜日の第11回酒々井新酒祭は、町民ボランティア主催により、酒蔵とのタイアップにて第1回目がスタートいたしました。祭りは回を重ねるごとにバージョンアップを図り、ことしはお酒の駅・酒々井吟醸酒祭も同時開催となりました。主催者は、地場の企業と組み、町の補助なく独立独歩で事業の運営をしてきた団体です。町がボランティア団体に補助金を出す制度を創設したときに3回にわたり補助金制度を利用した経緯はあるが、立派にひとり立ちし、活動を続ける団体へと成長いたしました。成長のあかしとして、例年無料バスの運行をしておりますが、今回ふるさとまつりと開催日が重なり、ふるさとまつり会場にもバスをとめるなどしておりました。また、チラシについても、酒々井の秋祭りと呼び、酒々井町ふるさとまつりもPRをしていただきました。バスの運行費用、チラシの作成費用などを主催者より支出していただいたようですが、本当にありがたいことです。この団体は、活動して11年目ですが、素晴らしい実績を残されており、今後を私は期待するものであります。町のイベント全体を通して、PRとして、ケーブルテレビ296、千葉日報を初め地域コミュニティ紙の地域新聞ほか4種類のチラシを配布し、祭りを盛り上げるべく周知の努力が感じられました。当町の秋祭りにボランティアとして参加し、思うところを少し述べさせていただきました。

では、本題に入らせていただきます。初めに、酒々井町青少年交流の家についてお伺いいたします。今議会の初日、町長よりこのことについて行政報告がございました。さきの9月定例会より12月定例会のきょうまでの株式会社ヤマロクとの交渉の経過説明を時系列で、そして今後の方針を弁護士とどのように相談されているのかお聞かせください。

次に、町の徴収業務についてお伺いいたします。9月定例会にて、酒々井町道路占用料に関する条例第6条第2項、督促手数料の額は督促状1通につき20円とする条例について、現在の実情に即した金額に変更できないかと質問いたしました。答弁では、近隣市町村を調査し、検討するとあったが、調査結果、検討結果についてお聞かせください。

次に、乗り上げブロックについてお伺いいたします。今現在町には幾つか補助事業がございます。この補助事業の補助で切り下げ工事をし、違反者を減らすことができないのか、お聞かせください。

次に、公民館耐震補強工事についてお伺いいたします。平成27年度、同28年度、1回目、同2回目、2分割、それぞれの入札参加者名、税抜き設計金額、予定価格、最低入札価格とその業者名をお聞かせください。2に、土木系と建築系の見積もり内訳のチェックはどなたがしたのかお聞かせください。3

として、コンサルタント会社は両方の案件を1人でチェックするのか、担当者は土木、建築に精通しているのか、1案件が2案件になり、委託料に変化は生じないのかお聞かせください。4として、青少年交流の家のトラブルが解決していないが、十分反省点を踏まえて、二度とこのようなことがないように、本工事に専門職を配し、工事の監督管理をする職員が担当課には在籍しているのかお聞かせください。

次に、酒々井町同報無線デジタル化についてお伺いいたします。町は、平成28年6月、酒々井町同報無線デジタル化工事について株式会社日立国際電気と2億1,276万円で契約いたしました。工期は、平成28年6月17日から平成33年2月26日までの5カ年計画で事業が進行予定です。各年度の事業計画と現在の進捗状況、そして現行の設備使用のメリット、デメリット、そしてデジタル化完成後のメリット、デメリットについてお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。議会初日の行政報告と重複する箇所もございますが、詳細なご答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（内海和雄君） 町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） おはようございます。きょうから一般質問をお受けすることとなりましたので、よろしくお願ひをいたします。なお、答弁につきましては、政策的なものにつきましては私からお答えをし、細部にわたるものは副町長または担当からお答えをいたします。

まず、5番議員、御園生議員からは5点の質問でございますので、順次お答えをいたします。私からは5点目の酒々井町同報無線デジタル化についてお答えいたします。町では、災害時における情報伝達の迅速、正確、円滑性を図り、災害応急対策等を的確に処理し、総合的防災体制を確立させ、住民の生命、財産の安全を確保すること及び平常時には一般行政事務の効率化を図ることを目的として防災行政無線を設置しています。今年度から5カ年で実施するデジタル化の工事については、現在の防災行政無線が設置から20年以上経過し、老朽化していること、また国の無線設備規制が規則の改正により、平成34年11月末をもって現在の電波が使用できなくなることから、実施するものであります。今年度の施工内容は、無線設備の製作と設置及び子局40局のうち3局を設置いたします。現在の進捗状況は、親局設備の製造を請負業者の工場において製作しているところであります。来年度以降は、毎年10局ずつ子局を整備し、最終年度に新設の2局を含む7局を整備する予定であります。

以上です。

○議長（内海和雄君） 生涯学習課長、木内達彦君。

○生涯学習課長（木内達彦君） 私のほうからは1番目の質問、4番目の質問についてお答えさせていただきます。

まず、質問事項の1でございます。酒々井町青少年交流の家について、本件につきましては行政報告でご報告したところであります。9月定例会以降の（株）ヤマロクとの経過報告の時系列ということですが、9月15日にヤマロク代理人弁護士より酒々井町代理人弁護士へ通知があり、9月9日の期限を過ぎても契約変更の提案がないため、契約を解除する、5月9日付で通知した2,446万791円を請求する、請求の内訳については近く示すとのことでありましたが、それ以降相手方からの通知はありません。10月24日に現場を確認しましたところ、青少年交流の家の窓3カ所にヤマロク名の張り紙がしてありました。



内容は、10月13日付で「町民の皆様へ」と題し、一方的に町の不法行為を訴えるものでありました。この張り紙の対応について代理人弁護士と相談したところ、張り紙は株式会社ヤマロクが不当な主張をして引き渡しを拒否している証拠にも成り得るので、写真等の記録をするように、また立入禁止看板を設置せよということでしたので、指示どおり行ったところです。現在双方とも契約解除を申し入れており、町といたしましては出来高精算による目的物の引き渡しを受けてまいりたいと考えております。

4番目の公民館耐震工事についてでございます。1点目の入札参加者等の質問ですが、当町では原則として設計価格は公表しておりません。また、最低価格は設定しておりませんので、ご理解願います。まず、平成27年度の入札については1社だけで、不調でした。平成28年度1回目につきましては、2社の入札参加者がありましたが、結果は入札不調となりました。平成28年度第2回につきましては、工事内容の異なる研修棟と講堂棟を2つに分割し、入札を実施いたしました。研修棟については、入札参加者がなく、入札が取りやめとなりました。講堂棟につきましては、株式会社ティーエスケーが落札いたしました。なお、予定価格は税抜きで5,055万円です。

2点目の見積もりの内訳のチェックは誰がしたのかとのお質問ですが、平成28年度2回目の入札につきましては、平成28年度1回目の入札に用いた設計積算金額及び設計図書等を参考にまちづくり課で2つに分割して作成し、確認しております。

3点目のコンサル会社のチェックにつきましてのお質問ですが、平成28年度2回目の入札につきましては、ただいま申し上げたとおり、コンサルタント会社に設計委託はせず、設計積算金額及び設計図面等については、まちづくり課にて作成、確認しております。

4点目の専門職についてのお質問ですが、当公民館は専門的知識及び同様の経験を持つ職員は在籍しておりませんが、業務が円滑に進むよう、まちづくり課の協力を得て対応しているところです。また、工事の施工監理は専門の業者に委託する予定です。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） まちづくり課長、松本有二君。

○参事兼まちづくり課長（松本有二君） 私からは2番目の町の徴収業務についてと3番目の乗り上げブロックについてお答えいたします。

2番目の道路占用料の督促手数料に係る近隣市町の状況といたしましては、印旛郡市7市1町について調べましたところ、督促状の郵送料金を課しているところは印西市、白井市、富里市の3市、50円が八街市、10円が四街道市でありまして、また栄町及び当町と隣接している佐倉市と成田市は督促手数料は課していないとのことであります。

次に、3番目の乗り上げブロックの件ですが、ご質問の切り下げ工事につきましては、基本的に民有地への出入りに係る工事のため、費用につきましては個人の負担をお願いしているところであります。また、乗り上げブロックにつきましては、今後も広報等により自主的な撤去等について注意喚起していきたいと考えております。

以上です。

○議長（内海和雄君） 総務課長、大塚正徳君。

○総務課長（大塚正徳君） 私からは5点目の酒々井町同報無線デジタル化についての防災行政無線のデ

デジタル化におけるメリット、デメリットについてお答えをさせていただきます。

初めに、デジタル化によるメリットとして、防災メール配信サービスに登録いただくことで携帯電話等で防災行政無線の内容を受信することができます。また、防災行政無線の内容を聞き取れなかったときや内容をもう一度確認したい場合には、職員がいない時間であっても電話で確認することができるテレホンサービスを行います。

次に、デメリットにつきましては、現在町で販売している防災ラジオの使用が工事の最終年度となる平成33年2月末をもって使用することができなくなります。この対応として、戸別受信機を設置することもできますが、戸別受信機が高額であること、またデジタル波の性質上、屋内アンテナでは受信することができないこともあり、屋外にアンテナを設置しなければならないことが挙げられます。これらの対応として、携帯電話等へのメール配信サービス、テレホンサービスを利用いただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○議長（内海和雄君） 5番議員、御園生浩士君。

○5番（御園生浩士君） では、2回目の質問をさせていただきます。

1番目の酒々井町青少年交流の家についてお伺いいたします。今現在公共用地の不法占拠が行われておりますが、なぜ建物の撤去命令を出さないのか。そして、現在建物が建っております。火災保険についてはどのようになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、建物の所有権は株式会社ヤマロクにあると過去の定例会で答弁していますが、火災により建物が焼失した場合、地震により損壊した場合など、その損害について町の支払い義務は生じるのか、以上3点についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、行政報告の中で、現在双方とも契約解除を申し入れており、町としましては、出来高精算による目的物の引き渡しを受け、早期に共用開始を目指したいというふうに考えておりますというふうに報告がございましたが、この点を勘案すると、今質問した火災とか地震によって損壊焼失したときに町でもその部分を見るという考え方でしょうか。その辺をあわせてお聞かせいただきたいと思います。

次に、町の徴収業務についてお伺いいたします。今印旛郡市内の金額のほうを聞きましたが、今現在条例に金額が書かれておりますが、この金額では郵便物は届きません。実勢価格で督促状の発送をした場合は条例違反かお聞かせください。また、実際の郵便料金より高い金額を条例で設定した場合は法律違反かお聞かせください。

次に、乗り上げブロックについてお伺いいたします。民地への出入り口ということで、補助制度は使えないというお話でございました。これから広報紙その他を使って周知徹底を図っていくということでございます。過去十数年そのようにやってきたんですが、結果はございません。そして、私の質問の後なんですが、最初の質問の後にこの撤去について何回ぐらい課の中では相談をされて、妙案、それから方策はどのようなものがあつたのかお聞かせください。周知徹底を図るということは今お聞きしましたので、そのほかについてお答えください。どんなことがあつたのかお聞かせください。

それから、公民館の耐震補強工事についてお伺いいたします。平成22年第4回6月の定例会になります。酒々井町定例会総括質疑において、当時16番議員の岩澤正議員の大室台小、酒々井小、酒々井中学

校の耐震工事の質問の答弁をお聞かせください。わかればお聞かせください。同じく同定例会の12番、竹尾忠雄議員の1回目の質問、学校耐震補強工事に関する答弁をお聞かせください。同じく2回目の学校耐震補強工事に関する質問と答弁をお聞かせください。

それから、入札が何回か行われておりますが、町の入札金額の内訳と、それから各社が出した内訳の項目の差異、金額ではございません、このところが大きく差異があったということがわかればお聞かせいただきたいと思っております。

それから、1回目、2回目の入札会において落札しない業者をなぜ3回目の入札会の指名業者として入れたのか、理由をお聞かせください。入れなくてほかの業者を呼べば、それだけ選択肢が広がったのかなどのいうふうには私には思いますので、そのことについてお聞かせください。2回目の質問で通告していませんでしたので、当初お話ししたように、わからないところはわからないというふうに言っていたければ結構でございます。大体ご記憶あると思うんですが。

それから、酒々井町同報無線デジタル化については、法規制もあり、デジタル化されるというようなことではございました。町民の皆様にもいち早く周知をさせるということで、防災無線が使えなくなるということも加味して、その補填ですかね、カバーするというところで、いろいろなことも考えているようでございます。そのことを徹底していただきたいなというふうに思っております。

それから、ケーブルテレビでは町と協定を結んでおまして、そちらのほうにもテロップのようなことで流れてくるかとは思いますが、そういったこともやっていますよということで、町民の皆さんに周知をしていただければなというふうに思っておりますので、以上よろしく申し上げます。

○議長（内海和雄君） 生涯学習課長、木内達彦君。

○生涯学習課長（木内達彦君） 再質問ということで、青少年交流の家及び公民館の入札の件がございましたので、お答えさせていただきます。

まず、青少年交流の家についてですが、今現在不法占拠が行われているということなのですが、現在の建物は請負契約により建設されたものであり、不法に無断で建てたものではございませんので、撤去命令のほうはできない形になっております。宙に浮いた形の懸案事項という形になっております。不法という形では捉えられないと考えております。

火災保険につきましては、従前ご答弁させていただいたことがありますが、所有権はヤマロクにありますので、保険等に関してもヤマロクのほうで対応すると考えております。また、焼失等、損壊等の場合、町が払う必要があるのかということでございますが、所有権はヤマロクにございますので、全てヤマロクに帰するものと考えております。

中央公民館の入札でございます。入札金額の内訳で金額の開きが大きかった項目は直接工事費となります。

入札の指名業者についてでございます。1回目、2回目の入札会において落札しない業者をとということですが、酒々井町の建設工事等請負業者選定要領第5条において、再度入札における指名が規定されております。その中で、当初の設計を変更する場合について、設計上の単価を改定することにより、当初指名した業者で落札の見込みがあると認められる場合は同一の業者を指名することができると思っておりますので、入札指名業者として入れたものでございます。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） まちづくり課長、松本有二君。

○参事兼まちづくり課長（松本有二君） 私からは2番目の徴収業務について、あと3番目の乗り上げブロックについての再質問についてお答えいたします。

まず、2番目、督促手数料について、条例に書かれている金額ではなくて実勢価格で督促の発送をした場合、条例違反になるのかというご質問ですけども、これは違反には当たらないと考えております。

次に、実際の郵便料金より高い金額を条例で設定した場合は法律違反かということでありますけれども、そのようなケースは想定しておりませんので、仮定のご質問なので、回答は差し控えさせていただきたいと思っております。

次に、乗り上げブロックの件でございますけども、課内で乗り上げブロック撤去の話は何回とか、そして妙案、方策はあったかというご質問でしたけども、まず基本的にはですね、対象者の方々に乗り上げブロックの問題点を認識していただきまして、これまで対応されてきた方々もおりますので、その方々との不公平も生じさせないように、まずは自主的に撤去、切り下げ等に対応していただくということを基本にしております。

以上です。

○議長（内海和雄君） 総務課長、大塚正徳君。

○総務課長（大塚正徳君） 防災行政無線についての再質問ということでございましたので、お答えさせていただきます。

防災ラジオの使用やメール配信サービス、テレホンサービスにつきましては、広報紙や町ホームページなどを通じて周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（内海和雄君） 5番議員、御園生浩士君。

○5番（御園生浩士君） では、3回目になりますが、質問させていただきます。

今まちづくり課長からございました。決められた金額以上の金額で通知を出した場合に条例違反に当たらないというお話でございました。その根拠をお聞かせください。

それから、1回目、2回目で指名した業者をまたダブって指名したことについて、答弁がございました。1回目、2回目で幾ら幾らと金額を書いた業者であれば、今課長がおっしゃるとおりだと私は思います。ただし、辞退しているんですね。事情を聞かないとわかりませんが、こうやって何回も落札できないという状況をつくってしまったというのは、やっぱりその辺も考えて広くやっていかないと落札には到底及ばないと思います。

それから、町の中央公民館は、町に大きな災害が起きたとき、または予想されるとき、町が避難所として利用する建物です。現にさきの大雨のときにも避難所として開設された経緯がございます。入札経過については、第1回目の入札会においては、公民館を活発に利用する団体も多く、利用スケジュールに配慮し、入札会を実施したことは評価いたします。この入札会が2回、3回と実施されることについては、利用スケジュールを中心に据え入札会を実施したことに少し違和感を覚えます。なぜなら、当初申しましたように、町の中央公民館は、公民館事業を行うことはもちろんですが、全国各地で大きな災

害が発生している今、もう一つの重要な役割が公民館にはあります。それは、災害時の町民の避難所となっていることです。

町は災害時に対策本部が設置できるように別館の新築をしたばかりです。役場を中心としたこのエリアが本部拠点になります。何度も耐震工事の予算をつけたにもかかわらず、町民の命を守るべき施設の工事が発注できないということはいかかなものではないでしょうか。公民館の利用者のことを考えなければならないのですが、町民全体のことを今考えるのが一番ではないでしょうか。このことを考えると、2回目以降の入札会には予算的にも時期的にも不満があったのではないのでしょうか。公民館の利用者団体の皆さんの声を聞くと、またかと言われます。今町はオオカミ少年のような存在になっております。一刻も早く町民の声に応えるべきと思うし、次の一手はどのように考えているのでしょうか。

この入札については、今回このような事態になったので質問するものではありません。過去にプリミエール酒々井の建築工事からこのようなことが日々繰り返されており、当町においては。バブル後の不景気な時代にもこのようなことがありました。不景気にもかかわらず、業者は落札には至りませんでした。そういうことが幾つもありました。ことしについても何件か不調になったケースがございます。ただし、見積もり合わせでとっていただいたという経緯はございます。このことについて抜本的な原因があるのではないかなというふうには私は思っております。町の入札制度、それから積算、それから管理監督、そのところを一度庁内で検証し、検討されたらいかかなというふうに思いますが、そのことについて何かございましたらお答えいただければと思います。

以上で3回目を終わります。

○議長（内海和雄君） まちづくり課長、松本有二君。

○参事兼まちづくり課長（松本有二君） 督促手数料につきまして、条例に定めた20円より多い金額で督促状を発送した場合は違反ではないのかと。違反ではありませんと答えたのですが、その根拠はということでございますので、お答えいたします。自治法では、条例の定めるところにより手数料及び延滞金を徴収することはできるということが規定されておりますが、郵便料としての規定はないことから、これは違反ではないということでございます。

以上です。

○議長（内海和雄君） 生涯学習課長、木内達彦君。

○生涯学習課長（木内達彦君） 公民館の耐震工事につきましては、町民の皆様に大変ご迷惑をおかけしております。中でも利用団体の方々には、日々代替等を探すと聞いておりますので、非常に心苦しいと思っております。また、災害拠点の避難所という観点からも、公民館の耐震工事を少しでも早く進めたいと考えております。

以上です。

○議長（内海和雄君） それでは、5番議員、御園生浩士君の一般質問は終了しました。

---

◇ 小早稲 賢 一 君

○議長（内海和雄君） 通告順に基づき、次に15番議員、小早稲賢一君。

〔15番 小早稲賢一君登壇〕

○15番（小早稲賢一君） 皆さん、こんにちは。15番議員の小早稲賢一でございます。

一般質問に入る前に、大変恐縮ではありますが、若干の時間をいただき、地方行政について少々お話しさせていただきます。地方行政において、地方公共団体または地方自治体、いわゆる市町村の長、首長と議会の議員は、ともに住民から直接選挙により選出されたものであり、地方行政は二元代表制であります。二元代表制は、アメリカにおいて行政と政治の分断が議論される中で生まれた制度であると言われております。すなわち、この大統領制は元来立法府の専制を抑止すると同時に、行政府の効率的な運営を図るため考えられたものだと言われております。

地方行政において、首長は自治体の執行機関の長であり、法の作成や議会への提案などをする立場であります。また、議員は議会において上がってきた案件に対して質疑する議事機関であり、決議機関であります。首長、執行機関と議会、議事機関とは相反するものではありませんが、両者は互いにバランスよく均衡をとり合い、車の両輪のごとく一定の間隔を保ちながら行政を進めることが理想的であり、正しい地方自治の実現とその責任を課せられているところであります。

最近東京都では、新しく小池女性都知事が誕生し、都民のための都民ファーストを訴え、世論を動かし、地方自治における首長としての優位性を保つため、議会との関係を不安定なものにしているようではありますが、二元代表制度のもとでは、都民ファーストを極度に重要視する余り、極端な議会軽視に至ってはならないよう心がけるべきことであると考えます。また一方、議会では、議員による議場での執行部への揚げ足取り、誹謗中傷、いじめなどはあってはならないものであります。今のところ幸いにして当町においては、執行及び議会の運営には支障なく、偏ることなく順調に推移していることと私は思いますが、今後とも現行の首長と議会の二元代表制度への理解を深めていく上で執行部及び議員諸氏にはよろしくご配慮をお願い申し上げる次第であります。

それでは、議長のお許しをいただき、虚心坦懐、仕切り直して一般質問に入りたいと思います。まずは、質問事項1点目はしすいふれ愛タクシーについてであります。この問題は、ふれ愛タクシーは運行を開始してから早12年を経過したところであり、当時私は運行委員長を仰せつかった関係から、この事業の内側から問題点を洗い出す必要があるのではなかろうかと考え、今回質問提起したところでもあります。関係課長の皆様には、よろしくご回答をお願いいたします。

ふれ愛タクシー導入の経緯につきましては、各地域での既存の路線バスや公共交通などの減少、そして少子高齢化社会を迎える中、子供や高齢者を含めた交通弱者の外出しやすい環境整備を図りながら地域間の交流や日常生活の利便性の向上を目的に新たな公共交通システム導入を調査検討していくため、当時の町助役を会長として関係各課で構成する庁内検討委員会を平成13年に立ち上げ、町の公共交通の現状把握や近隣の状況調査を行うとともに、既存スクールバスのシステムへの取り組みを視野に入れ、利用見込み等の試算を行うなど具体的な事例を想定して、町民アンケートの結果を参考に調査検討を行ってきたものであります。

これらの基礎調査の結果をもとに総合的に検討した結果、ドア・ツー・ドアの交通手段を持つ、福祉を目的とした安価で便利なタクシー、デマンド交通システムと、遠距離通学児童を対象に、辺地からの子供の通学利便を図るスクールバスの機能をあわせ持つ巡回デマンド複合型の新総合交通システムの導入を進めてくことになったところであります。また、スクールバスについては、デマンド交通との併用

は酒々井町独自の交通システムであり、当初は馬橋、墨、伊篠、伊篠新田の4地区4ルートに配分し、決められたルート、時間帯を午前7時から8時と午後3時から4時の2回にわたり巡回するものであります。そして、その運営については、社会福祉協議会が運営主体となり、運行委員会を設置し、平成16年3月1日に試験運行を開始し、平成16年6月1日より本格運行を開始したところであります。

このデマンド交通システムの導入については、千葉県では最初であり、関東圏においても先進地として注目を集めたところであります。運行委員会発足当時の委員長は、当時私が社会福祉協議会の副会長であったことから、形ばかりではありますが、初代の運行委員長として就任したところであります。運行開始については、当酒々井町議会においても、デマンド交通システム先進地として、平成15年10月、福島県北部地域にある福島市に隣接する保原町、人口約2万5,000人、面積41.99キロ平方メートルへの視察研修を行っております。そして、保原町のシステム導入までの経緯や運行体制、利用状況、今後の課題などをつぶさに研修してきたところであります。

また、保原町では、高齢化対策事業として、地元の商店や商店街への利用目的が最も高いということから、町中へのアクセスを重視し、その運営母体は保原町商工会が行っております。視察研修の参加につきましては、議会議員18名全員参加、当時は議会議員18名でありました。執行部職員3名、議会事務局3名、合わせて6名、総勢24名であります。現在4期目以上の議員は全て参加しておるはずであります。ちなみに保原町の愛称はほばらまちなかタクシー「のってみっカー」であります。なお、酒々井町での本事業については、国土交通省のモデル実験事業、公共交通不便地域における情報通信技術を活用したデマンド型タクシーモデル事業として採択を受けており、本システムの構築に関しては、財政的な支援が得られたことも導入要因の大きな一つになっております。

さて、ふれ愛タクシーの導入の経緯につきましては、私からは以上ではありますが、ふれ愛タクシー導入から今日までの12年間、この間私の知る限りのところでは、JR駅前及び京成駅前ロータリー周辺での専用タクシーの乗り場の新設や今までなかった辺地でのスクールバス乗降箇所の増設など幾つかの進化は遂げてまいりましたが、一部の議会議員諸氏からは、町民目線を考慮した立場からか、本会議での一般質問や委員会等での質疑などにおいて幾つかの質問が行われておりますので、それらの中から次の3点について私から改めて質問をいたします。

質問の最初の1つですが、1番目、平成16年6月より本格運行が開始した後、今日までの12年間において、タクシー運行上及びシステム上、どのような改良点、追加点がなされてきたのかお伺いいたします。2つ目、デマンド交通について、議会議員の一部や町民の中から土、日曜日の運行を望む声が上がっておりますが、ふれ愛タクシーの運行目的の趣旨、効果等の観点から、執行部ではどのようにお考えかお伺いいたします。3つ目。また、現在デマンド交通の運行時間は午前8時から午後5時であります。夕方5時以降においても運行時間を延長するよう意見が出ております。他の民間タクシー会社や既存の路線バス会社などとの調整、その利用する客層、そして経費の面から鑑み、どのようにお考えかお伺いいたします。特に1時間延長ごとにどの程度経費が増加するのかお伺いいたします。

次に、質問事項2点目は防犯ボックスについてであります。この質問については、千葉県が地域防犯対策として奨励しているものであります。既に千葉市、市川市には設置されております。そして、千葉市と市川市では各地区の侵入窃盗が設置後に約6割減少したと新聞等で報道されております。また、

昨年度は船橋市と柏市にも設置されており、本年度から県内の市町村が設ける防犯ボックスに対しては補助金を拠出する制度になったとのことであり、早速ではありますが、市原市、八街市、酒々井町の3市町が名乗りを上げたところであり、前述のとおり、酒々井町においても来年度から防犯ボックスの運用が始まるということになりますが、安全・安心の立場、安全・安心のまちづくりの観点から、次の2点についてお伺いいたします。

1つ目、市原市、八街市、酒々井町の3市町は県や県警と今年度に連絡会議を設置する方針であり、活動事例や課題などの意見交換を行うことになっておりますが、その内容についてお伺いいたします。

2つ目、酒々井町の地域防災の拠点となる防犯ボックス設置について、その事業概要、活動経費、主な業務についてお伺いいたします。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長（内海和雄君） 町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） それでは、15番議員、小早稲議員からは2点のご質問でございますので、順次お答えをいたします。

2点目の防犯ボックスについてですが、この事業は平成25年度に警察本部の事業としてスタートし、平成27年度に千葉県に事業を移管され、現在千葉市、市川市、柏市、船橋市の4カ所のコンビニエンスストア駐車場等に設置され、運営が行われています。防犯ボックスを設置した地域では侵入窃盗事件が減少するなどの効果が出ていることから、県では今年度から設置費や人件費の一部を市町村に補助する千葉県市町村防犯ボックス設置運営事業補助金を創設いたしました。町といたしましても、地域防犯力の向上と女性や子供を初め住民が安心して暮らせる地域づくりを推進するとともに、地域住民、町、警察、県が一体となり、効果的な見守りやパトロールなど新たな防犯体制を確立するため、この補助金を活用し、現在来年度からの運営に向けて準備を行っております。

防犯ボックスの設置場所につきましては、住民からの要望が多く、生活に身近で人の集まる場所等を考慮し、JR酒々井駅東口ロータリーにあります駅前交流センターに増築を行い、設置し、警察官OB3名を雇用して配置する計画です。活動時間ではありますが、児童生徒の下校、また女性会社員等の夜の帰宅時間を考慮し、午後2時から午後10時までの間運用することとして、日曜日、年末年始は休業となります。活動区域は、勤務員が徒歩でパトロールできる範囲を考慮して、中央台地区、東酒々井地区、ふじき野地区としました。活動内容は、自治会や防犯ボランティア団体と連携しての合同パトロールや見守り、街頭監視、防犯ボランティア団体等に対する指導助言のほか、事件、事故等の事案を受けた場合には110番をするるとともに交番に引き継ぎを行います。

以上です。

○議長（内海和雄君） 健康福祉課長、河島幸弘君。

○健康福祉課長（河島幸弘君） それでは、私からは1点目のしすいふれ愛タクシーについてお答えさせていただきます。

ご質問の1点目、タクシー運行上及びシステム上のような改良点、追加点ができたのかにつきましてのご質問でございますが、高齢者に配慮した乗降ステップの設置、利用券の車内販売、車体広告掲載



による収入確保のほか、さくら斎場への運行、車両やシステムの入替えなど、円滑な運行体制の整備を図ってまいりました。

ご質問の2点目と3点目につきましては、関連がございますので、あわせてお答えさせていただきます。ふれ愛タクシーは、高齢者等の交通弱者の外出しやすい環境整備を図ることにより、地域間コミュニティの形成や、日常生活の利便性の向上を目的に運行しております。平成27年度の運行状況は、1日平均70.2人、そのうち高齢者が80%以上を占めており、目的別では、土日祝日がお休みとなる病院等の利用が45%を超えております。土日運行及び夕方5時以降の延長に関する経費についてでございますが、来年度から車両借上げの増額が運業者から提示されており、現在運業者と協議中であるため歳出根拠となる見積もりを徴することはできませんが、運行時間の延長や休日等の運行を行う場合は、オペレーター等の人材確保のほか、車両の借上げや職員等の人件費、時間外に伴う割り増し料金などの経費が加算されるものと考えられております。さらに、運行を拡大する場合は、酒々井町地域公共交通会議の協議が整っていることが必要であり、交通事業者、特にタクシー事業者との調整が課題になるものと考えられます。

このように、利用者の目的別の割合や財政状況、人材確保などを勘案すると、土日運行や平日の運行時間の延長によるサービスの拡充は大変厳しいものと考えております。他の自治体が運営しております公共交通についても、安全対策による人件費の上昇により、運行経費が増額し、相当な財政負担を要することから、ルートの廃止や運行時間の短縮など運行計画の見直しを強いられているところが見受けられます。また一方では、高齢者の単独世帯、高齢者世帯の拡大による交通弱者の増加に対応するため、コンビニエンスストアや生協、商店などの宅配サービスも始まっております。このことから、これら民間部門でのサービスの進展の状況も視野に入れつつ、多様な交通弱者への支援について検討していくことが必要であると考えております。

以上です。

○議長（内海和雄君） 総務課長、大塚正徳君。

○総務課長（大塚正徳君） 私からは2点目の防犯ボックスについての防犯ボックスの特徴と防犯ボックス連絡協議会についてお答えします。

まず、防犯ボックスの大きな特徴は、警察官OBである勤務員が地域の防犯ボランティアの方々と連携して合同パトロールを実施することにより、地域全体の防犯力の向上を図ることです。町といたしましても、防犯ボックス事業により、新たな防犯体制による効果的な活動を推進し、安心して暮らせる地域づくりを目指しておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

また、防犯ボックス連絡協議会は12月下旬に開催され、今年度から防犯ボックス事業を実施する市原市、八街市、酒々井町と千葉県警察本部及び千葉県の5団体で構成され、事業の進捗状況の確認と今までの県防犯ボックス事業の効果検証などが行われる予定であるとお聞きしております。

以上です。

○議長（内海和雄君） 15番議員、小早稲賢一君。

○15番（小早稲賢一君） それでは、2回目の質問に入りますが、まず質問事項1点目のふれ愛タクシーについてであります。

最初の1点目につきましては、健康福祉課長の答弁の内容のとおりであり、乗降ステップの取り付けや利用券の車内販売、さくら斎場への運行などは、その時々改良点、追加点で理解しております。また、大きなものでは、運行システムの定期的な切り替え、保守期間に伴うシステムの更改、タクシーの10年ごとの新車入れかえなど対応しているところだと思っております。そのほか、町外からの来場者に対しては、JR、京成駅でのタクシー乗り場の新設、まがり家、ハーブガーデン、パークゴルフ場、そしてアウトレット、湯楽の里などへの乗り入れなど随時実行しておるところであります。1については、これからも経費や事情の許す限り、可能な限り今後とも町民の負託にお応えできるよう要望しておきたいと思っております。

次に、2点目ですが、土日の運行については、ふれ愛タクシーの運行の趣旨を考慮した場合、少子高齢化社会を迎える中、子供や高齢者を含む交通弱者の外出しやすい環境を図りながら、高齢者の地域間の交流や日常生活の利便性の向上が大きな目的であり、福祉を目的とした安価で便利なタクシー、デマンド交通システムと遠距離通学児童の利便性を図るスクールバスの運行の目的とは趣旨として全くかけ離れているという意味合いから、私といたしましても土日の運行は避けるべきだと考えております。また、費用効果については、平成27年度のデマンド交通にかかった経費を例に挙げますと、年間の実績は3,640万5,000円であり、1日当たり14万9,800円がかかります。利用券の売り上げが1日約3万円程度でありますので、その差額は1日当たり経費として12万円程度かかるということでありまして、土日の運行となると、年間土日合わせて約100日と考えますと、年間経費1,200万円程度となり、町からの補助金として膨大な受託金が必要となるわけでありまして、このように費用対効果の検討結果から、私といたしましても執行部同様、土日の運行は大変困難ではなかろうかと考えます。なお、土日のあいているタクシーを旅行などに貸し出そうという意見もあります。私の試算では、車運転手込み込みで1日当たり5万円以上の経費が見込まれます。費用対効果、民間バスとの調整などから、執行部ではどのようにお考えか、この点は1つ再質問をお願いしたいと思っております。

3つ目でありますけれども、5時以降の運行時間の延長であります。高齢者や児童福祉を考えていきますと、やはり執行部同様、余計な経費、また民間タクシーへの影響が大でありますので、運行困難かと思われまして。

次に、質問事項2点目の防犯ボックスについては、説明いただきましてありがとうございます。補助金の内容や施設の設置時期など今の時点では明らかではないとは思いますが、具体的な質問は今後に委ねたいと思っておりますが、警察官OBが常駐するとなると、それなりの人件費がかかると思っております。当町には、防犯ボランティア団体の方々がたくさんおります。純粋なボランティアとして活動しております。もちろん無料奉仕であります。既存ボランティア団体との整合性を維持できますよう特に要望したいと思っております。

ついでの話になりますが、私がまだ新人議員のころであります。平成4年9月議会において、今から考えると二十数年前になりますが、JR駅東側への派出所の設置について一般質問を行った経験があります。当時も今も派出所と名のつくものは町内では51号線沿いの1カ所です。二十数年経過した今でもこの件については何ひとつ進展しないという感じがあります。当時は、東酒々井住宅団地が大まかに整いつつあり、ふじき野地域が造成中でありました。まだ街灯なども少なく、若い娘さんが駅か

ら後をつけられたというような話も聞いております。私は当時、警察官立ち寄り所、ポリスボックスを提案してきたところでありますが、今回それに似た防犯ボックスができるということでもありますので、私自身としては大変歓迎しているところであります。費用の面から言いますと、ポリスボックスの建屋1個だけでもいいのかなと、駐在してもしなくても、立ち寄りだけでもいいのかなというような思いはあります。今回防犯ボックスの設置については、少々遅きに失するという感は否めないと思います。ぜひとも来年度の運用に向けて頑張ってください、酒々井町が他の市町村の先駆けとなり、模範となるよう、また犯罪に対して抑止力の向上になるよう要望します。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（内海和雄君） 健康福祉課長、河島幸弘君。

○健康福祉課長（河島幸弘君） それでは、再質問にお答えさせていただきます。

経費につきましては、ご答弁させていただいたとおり、現在運行業者と協議中ですが、運行業者からは車両借上げの増額が提示されており、来年度以降運行経費の大幅な増額が見込まれることから、土日運行は相当な財政負担が強いられるものと考えております。また、運行業者からは人材不足により車両1台減の申し出があるなど、さらなるサービスの拡充は大変厳しいものと考えております。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 15番議員、小早稲賢一君。

○15番（小早稲賢一君） ありがとうございます。2回目の質問もお答えいただきましたので、最後に要望をお願いしたいと思っております。

まず、1点目のふれ愛タクシーについては、直接現場で働いている運転手やオペレーターの方々にはお客さんからのクレームやいろいろごたごたと大変なご苦勞をおかけしておと思いますが、町や社協には今後とも継続性のある健全なふれ愛タクシーの運営をお願いし、町民への福祉サービスにより努めていただきたい、そう思っております。また、2点目の防犯ボックスについては、安全で安心なまちづくりの中核を成すものであります。やる以上は継続性が大切であります。長期的な運用への取り組み、そして早期に実現できますよう重ねて要望して一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（内海和雄君） それでは、15番議員、小早稲賢一君の一般質問は終了しました。

ここでしばらく休憩します。

(午前10時22分)

---

○議長（内海和雄君） 休憩前に引き続き再開します。

(午前10時35分)

---

◇ 酒瀬川 健 一 君

○議長（内海和雄君） 通告順に基づき、次に3番議員、酒瀬川健一君。

〔3番 酒瀬川健一君登壇〕

○3番（酒瀬川健一君） 3番議員の酒瀬川でございます。安全で安心して快適に暮らせるまちづくりの確立を目指し、通告に従いまして、私からは、ことしも各地で大雨や大地震による自然災害が頻繁に発

生し、多大な被害をもたらしましたが、このような大災害発生時は初動対応が重要であると言われております。このことから、役場庁内の防災意識を中心とした酒々井町業務継続計画、そして町全体の防災にかかわる酒々井町地域防災計画に関しまして、また町民体育館の整備計画の3点につきまして質問をさせていただきます。

まず、1点目は昨年策定されました酒々井町業務継続計画、BCPについてお伺いいたします。この業務継続計画と次に質問をいたします地域防災計画は、災害に対して組織としてどう対応するかという共通の目的を持っておりますことから、本来であるならば双方の役割をセットで考えるべきでありましょうが、最初に酒々井町業務継続計画について伺います。

業務継続計画、BCPは、大規模地震により役場庁舎自体が被災し、行政機能が低下した場合においても町民生活を支える行政機能を維持することが求められておりまして、いかに業務を継続するかという考え方に重点が置かれております。この点では、従来の防災計画とは異なっております。業務継続計画は、災害や事故等で大きな被害を受けた場合でも役場の重要業務をできるだけ早急に復旧させ、業務継続を実現するための計画でありまして、優先的に継続、復旧すべき最重要業務を事前に特定して、バックアップ準備やリスクの軽減、事後の災害時応急対応、復旧手順の明確化、指揮命令系統の確保などの計画をあらかじめ立案し、被災の影響を最小限にとどめようとしているものであります。

そして、その実現を可能にするために、被害状況と資源の活用状況を詳しく想定し、分析した上で事前対策を着実に実施していくことを定めたもので、昨年策定されました地震災害に特化したものであります。災害時には、庁内の体制が混乱せずに機能できるようにするなど、庁内の防災意識を高めることが大切であり、5年前に発生しました東日本大震災では、津波で被災していない内陸部にある庁舎が震度6強の揺れで使用不可能になった事例が複数あったことや、ことし4月の熊本地震により宇土市の庁舎が破壊されてしまったのを初めとして庁舎の被災が相次いでおりますことから、庁舎が被災を受けた場合の対応についてお伺いいたします。

まず1つ目は、非常時に優先して実施すべき業務をどの部署が何をやるかなど各課で整理特定されているのか、2つ目は、本庁舎が地震による損壊により使用不能状態になった場合、代替となる業務の執行場所はどこになるのか、またほかの場所を検討されているのか、3つ目は、被災による業務や内部情報システムデータの破損に備え、複製し、別の記憶装置に保存する必要がありますが、バックアップ施設を外部に確保されているのか、以上3点につきましてお伺いいたします。

続きまして、2点目は酒々井町地域防災計画についてお伺いいたします。ことしの8月に東北地方の太平洋岸に直接上陸しました、東北地方では記録にないと言われる台風10号は、東北や北海道の各地で多くの死者や行方不明者が確認されるという、気象庁が統計をとり始めて以来の大きな爪跡を残しました。この台風によりまして、岩手県岩泉町を流れる小本川が氾濫してしまいましたが、県から小本川が氾濫注意水位を超えたと電話により町役場に緊急情報の伝達があったにもかかわらず、その情報を受けた職員が町幹部には伝えていなかった。したがって、町幹部に伝わらなかったことによりまして、町はこの緊急情報を共有できなかった。そのために、その数十分後だと思いますが、開かれた災害対策会議にはこの件は一切報告されませんでした。このため、町内を流れる小本川が氾濫注意水位を超えたと住民に呼びかける町からの情報が一切なく、また川の近くの高齢者グループホームにも注意喚起はされな

いまま、小本川が氾濫したことにより、グループホームへの避難対応が後手に回ってしまい、多くの死亡者が出てしまいました。約9人だと記憶しておりますが、多くの入居者が死亡してしまうという、行政が絶対にしてはならない大失態を演じてしまいました。県よりの緊急情報を受けた職員は、多数の死者を出してしまったことにより、とても自分から名乗り出ることができなくなってしまったのですが、いまだ誰であったのか確認されていないとの報道もありましたが、その責任ははかり知れないものがあります。ますます巨大化する自然災害に対し、住民が被害に遭う前に情報をどのようにいち早く確実に伝えることができるかという行政側の対策の強化が求められるところであります。

酒々井町もこの教訓を生かし、同じ轍を踏むことのないよう、町民生活に直結する風水害対策について、災害対策基本法第42条の規定に基づき、万全の対策が練られていることと思っておりますが、災害発生時の情報伝達を中心にして、次の点につきましてお伺いいたします。1つ目は、気象台や県などから発表される災害情報を誰がいつどのような方法で伝達するのか、担当や調整の仕組みが具体的に定められているのか、2つ目は、災害発生時の町民への避難準備、避難勧告、避難指示などの町からの情報はどの段階でどのように伝えられているのか、現在の周知情報の伝達方法に問題はないのか、3つ目は、負傷者が出た場合の救護所及び救急病院や災害拠点病院の一部に廃院などによりまして変更が余儀なくされたと思われませんが、既に変更されているのか、以上の3点につきましてお伺いいたします。

3点目は、町民体育館の整備計画についてお伺いいたします。多くの町民の方から、町民体育館は耐震強度不足で閉鎖されており、現在の酒々井小学校の敷地内に長い間未使用状態となっているが、使用されずに放置されたままでは何とももったいないという意見をよく聞きます。閉鎖以前は予約をとるのに苦労したほどに大勢の人が利用していたが、耐震面での問題から閉鎖されたと聞いているが、予算上の問題であるのであれば、何も新設するほどの建設費用をかけずに応急処置での対応で使えるようにすることもできるのではないかという声もありまして、特に中高年の町民を初めとして多くの町民の方からこれと類似した意見をよく耳にいたします。確かに建てかえるにしろ耐震補強工事をするにしても、町の財政上、厳しいことはよく理解しておりますが、一方では町民体育館がそのまま放置されて負の資産扱いになってしまうのではないかと懸念されることも事実であると思われまます。

町民の健康維持に対する関心は、特に中高年を中心に高くなっておりまして、団塊の世代が2025年ごろに後期高齢者、75歳以上に達することによりまして、介護や医療などの社会保障費の急増が懸念される問題を抱えております。このためにも、将来の高齢化問題に対応して、長い間未使用状態となっており、多くの町民が一日も早い再建を待ち望んでいる町民体育館は、町民の運動の継続により、生活習慣病を含めた多くの病気に予防効果が期待されるところであり、それにより個人の医療費負担節減につながることも考慮して、次の点についてお伺いいたします。1つ目は、耐震問題で未使用の町民体育館の建てかえ、または耐震補強工事を計画されているのか、あるいは計画は未定なのか、そのことを町民に知らせるべきであると思われまます。2つ目は、既存の駐車スペースが校舎と運動場を分断している現地での建てかえや耐震補強工事となると、小学校の有効活用や安全の確保が難しいと思われることから、新たな場所を検討すべきと思うが。3つ目は、町民の健康の維持向上に町民が容易に利用できる体育館を持つことは町民生活にとってのインフラと考えると、道路や庁舎等に比較しても極めて優先度の高い施設であると考えられまます。町はその施策についてどのような考えを持っているのか。

以上3点につきましてお伺いいたしまして、これで1回目の質問を終わります。

○議長（内海和雄君） 町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） それでは、3番議員、酒瀬川議員からは3点のご質問でございますので、順次お答えをいたします。

私からは1点目の酒々井町業務継続計画、いわゆるBCPについてお答えをいたします。地震発生時に利用できる資源、人、物、情報及びライフライン等に制約がある状況において、役場が全てのニーズに対応することは困難であり、あらかじめ役場機能の災害リスクを考慮して備えを行うとともに、優先度の高い災害対策業務や通常業務を定め、発災直後から業務を継続できる体制を整えておくことが重要であります。そのため、大規模な地震が発生した場合を想定し、地震による影響によって役場機能が低下する状況にあっても業務を継続し、早期にできるだけ通常レベルに復旧させるための事前対策として昨年9月に業務継続計画を策定いたしました。非常時に優先する業務の設定については、災害応急対策業務及び優先する通常業務に分け、それぞれの業務で優先する順位をランクづけし、各課で対応できるよう設定しています。また、中央庁舎が被災する想定は、中央庁舎の耐震工事が済んでいないこと、また常設の自家発電機がなく、トイレも使えなくなるおそれがあることから、自家発電機を備えている分庁舎を代替とすることとしております。

次に、基幹系であります住民情報等については、委託業務を行っており、業者のデータセンターをバックアップ施設としています。内部データにつきましては、現時点では住民情報等の保護を優先しており、外部でのバックアップはしておりません。しかしながら、内部情報システムのデータ等につきましても、町政を運営するための重要な資産であり、多岐にわたるデータが大量にございますので、データの重要度を精査し、必要なデータのバックアップについて、セキュリティーにも十分配慮しながら行うことができるよう研究をしております。

以上です。

○議長（内海和雄君） 副町長、飯塚光昭君。

〔副町長 飯塚光昭君登壇〕

○副町長（飯塚光昭君） では、私からは2問目の地域防災計画についてお答えをいたします。

まず、1問目の災害情報をどのような方法で伝達されているのかというご質問でございますけれども、気象台等から発表されました災害情報等につきましては、町の業務時間中であれば県の防災行政無線、全国瞬時警報システム等で伝達されているところでありまして、業務時間外になりますと、携帯電話への防災メールやテレビ、ラジオなどで情報を得て、警戒態勢をとる必要がある場合は総務課、まちづくり課、上下水道課の職員が自動参集することとしております。

2点目の町民への伝達方法についてでございますけれども、気象情報等によりまして、災害の発生するおそれのある場合に備えて、町の地域防災計画の避難に関する事項をより具体化し、住民等の安全を確保するために、適切な避難準備情報の発表、避難勧告、避難指示の発令を行うことができるように、基準及び伝達の方法を町独自の避難勧告等の判断伝達マニュアル風水害編として定めておりまして、ことしの3月から運用しているところでございます。この中で、住民等への伝達については、防災行政無

線、広報車等によるほか、土砂災害警戒区域内や洪水のおそれがある地域の要援護者名簿に登載されている方に対しましては、民生委員等、避難援助者を通じて周知を行うこととしております。

また、3点目の負傷者が出た場合の救護所として、地域防災計画に記載している病院等の中に現在は運営されていないところもありますので、地域防災計画の全体的な見直しの中で修正していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 生涯学習課長、木内達彦君。

○生涯学習課長（木内達彦君） 町民体育館の整備計画についてでございます。

町民体育館は、町民の健康寿命を延ばし、生涯健康で生きがいのある生活を送るためにも有効な施設であり、昨年まち・ひと・しごと創生総合戦略を作成するに当たり実施した町民意識調査においても、身近なところに整備してほしい施設として23.1%の方がスポーツ施設を掲げています。また、現在町の体育施設、学校開放施設やコミュニティプラザなどの利用状況には余裕がある状況であります。これらを踏まえますと、町体育館の建てかえは、国の補助金等の財源、町の一般財源の優先順位、建設場所、建設規模、東日本大震災の復興及びオリンピック・パラリンピック等による建設単価の増額、維持管理費、起債の償還計画等の諸問題を抱え、平成23年11月の酒々井町体育館検討委員会の提言の内容で進めることは厳しい状況にあり、公共施設等総合管理計画の中で改めて検討してまいります。

以上です。

○議長（内海和雄君） 3番議員、酒瀬川健一君。

○3番（酒瀬川健一君） 大体的確なご回答をいただきましてありがとうございました。岩手県の岩泉町には大変恐縮なんでしょうが、あのような失態をこの酒々井町が同じ轍を踏むことのないよう、防災対策には十分な体制で臨んでいただきたいと思います。

それと、たしか御園生議員の質問だったと思いますが、防災無線のデジタル化ということで、町長のほうと、それから総務課長のほうからデジタル化に向けての準備をしているところだというお話がありました。その中にですね、全国同時警報システム、これ県はもちろんやっていますが、要はJアラートですね。Jアラートといいますと、気象庁が発表する緊急地震速報だとか、津波情報だとか、あるいは総務省が発表します有事の問題、ミサイルの問題などがありますが、ここは気象庁が発表する緊急地震速報に特定いたしますが、そのようなシステム導入の計画はされているのかです。

気象庁が地震を感知しますと、人工衛星にまず送信します。そして、人工衛星から全国一斉に配信されるわけですが、その発信されるときに特定のエリアを選定して、それも瞬時に選定して特定のエリアの市町村の受信ボックスに送信します。この送信されたものが自動的に防災無線で放送されます。先ほど防災メールの話もありましたが、私の携帯電話にですね、二、三度ですが、緊急地震速報、結構けたたましい音でびっくりしたことがあるんです。緊急地震速報、間もなく大きな揺れが起こりますとか感じますとか、そういうような緊急地震速報を受けたことがあるんです。これどこから来たのかなと思って見たら、私はどことも契約していないんですけども、印西市が送信したやつをたまたま私の携帯電話で受けてしまった。皆さんもそのような経験はあると思うんですが、ということは印西市はもう既にこの緊急地震速報、要はJアラートに加入している、導入しているということになります。これ気象庁が

地震を感知して発表されてからほんの瞬時ですから、ほとんど同時ぐらいに防災無線で大きな地震が来ますよという放送がされます。

それで、きのうニュースでやっていたんですが、おやっと思って聞きましたら、その緊急地震速報が本来であれば、たしか5強だと思ったんですが、5強ぐらいの地震を感知すると流すものがたまたま震度2とか3でも感知してしまうと。それはどういうことかということ、震度2と3がほとんど同時に2つの地震が起きてしまうと、震度5以上とコンピューターのほうは感知して、それで市町村に流してしまうと。私も二、三度その印西市からの緊急地震速報を受けましたが、確かに地震は来ました。地震は来ましたが、そんな大きなびっくりするような地震ではなくて、恐らく震度2だとか震度3だとか、その程度の地震ですが、来たことはあります。そういうデータの差しかえをですね、たまたまきょうの午後2時から気象庁が一斉にデータを新しいものに差しかえるということでございますが、先ほど私が言おうとしたのは、防災行政無線は、私のうちもそうなんですけども、場所によって、あるいは天候によって、周りの環境によりまして非常に聞きにくいことがあるんです。何を言ったのかよく聞き取れないことがあるんですが、携帯に来ると確実鮮明に聞こえますので、これは非常にいいなと思ったんです。したがって、2回目の質問でございますが、先ほどの防災無線のデジタル化の計画の中にJアラート、特に緊急地震速報、そのようなものを取り入れる計画をされているのか、もう既に町はそれ取り入れますよであれば、それで結構なんですけども、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（内海和雄君） 総務課長、大塚正徳君。

○総務課長（大塚正徳君） それでは、ただいまのご質問につきましてお答えさせていただきます。

まず、緊急地震速報ということでございますけれども、こちらにつきましては今出ていましたように気象庁が行っているシステムでございます。こちらにつきましては、最大震度5弱以上を予想したときに震度4以上を予想した地域に対して緊急地震速報、警報を発表するというものでございます。こちらにつきましては、緊急地震速報としまして、テレビ、ラジオ、あるいは携帯電話、スマートフォン、あるいは防災行政無線を用いて発表になるという形のものでございます。緊急地震速報につきましては、そういうものでございます。

それと、全国瞬時警報システム、Jアラートということでございます。こちらにつきましては、人工衛星を用いて瞬時に緊急情報を伝達する全国瞬時警報システムということで、国のほう、内閣官房ですとか消防庁のほうで整備したものでございまして、この全国瞬時警報システムにつきましては当町では既に導入済みでございます。この瞬時警報システムの中に緊急地震速報の一部も含まれるというものでございまして、先ほど言いましたように防災行政無線と連動した形で放送されるような状況で今現在もなっております。当町につきましては、震度4以上で自動放送されるようなシステムを組んでございます。こちらにつきましては、デジタル化しましても同じような状況のものでございます。情報の出し方の手段としまして、連動した形で、Jアラート、緊急地震速報というのは連携した形で行っているものでございます。

以上です。

○議長（内海和雄君） 3番議員、酒瀬川健一君。



○3番（酒瀬川健一君） Jアラートはもう既に導入されているということで、安心いたしました。そこで、地震はともかく、あと自然災害で怖いのは風水害ですね。台風や大雨、こういったことによりまして災害が発生いたしますが、これらの災害を未然に防ごうとすると、町内を流れる全ての河川あるいは水路、また必要な箇所の洪水調整池、こういったものや、あるいは危険な斜面の改修と非常に莫大な費用がかかります。ですから、どこの市町村でもそうなんです、これはいたし方のないことなんです、結局のところ避難場所の確保をしたり、あるいは避難ルートの確保をするということで終わっているのが現状でございます。しかしながら、やはりもとを根本的に正す必要があると思われしますので、これは要望ですが、計画的に毎年毎年防災に関する工事、あるいは町は一般会計予算が60億ちょっとですが、その2%ぐらい、1億円ぐらいずつでも、毎年毎年少しずつでも整備をするような計画をしていただきたいと。もともと治療していただきたいというふうなことを要望したいと思います。

それと、もう一点、この防災上で問題になるのは、いざ災害が起きたときにその先頭に立つ担当者が初体験ということになってしまうこと、ほとんどそうだと思うんですが、初体験で防災対策を指揮しなきゃいけないというような状況になると思うんです。それは、このような役場のような組織ですと、数年で異動があります。専門の担当者は、そこにいつ来るかわからない災害のために担当者を置いておくほどの余裕はございませんので、それはどこの市町村でも同じなんです、いたし方のないことなんです、そのためにやはり住民を加えた住民協働、住民の力をかりてふだんから常々防災意識を高めていただきまして、防災訓練とか防災組織とか、そういったものを頻繁に対応していただいて、いざ災害が来たときにはそれに対応するんだというような体制をとっていただきたいと思います。

5年前に起きた東日本大震災のときは、あれは、たまたまと言ったら怒られますが、3時ごろ起きたことですよ。たしか3時ごろだと思ったんですが、そうすると役場の職員は、通常の日でしたから、役場におりました。これが休日だとか、あるいは夜に起きた場合はどうでしょうか。同じような地震が起きた場合に果たして役場に何人の人が集まれるのか。約200人の役場の職員としても恐らく2割とか40人か50人が精いっぱいじゃないでしょうか。その四、五十人の人で全てのことに対応するということは非常に困難なことです。特に例えば遠くに住んでおられる方は、役場に駆けつけようとしても、電車は動かない、道路は通れない、歩いてくるわけにいかないし、もうどうしようもないわけなんです。ですから、歩いてこれる可能性のある人がどのぐらいおるか分かりませんが、恐らく四、五十人ぐらいじゃないかなと。ですから、やはり住民の力をそのときにはかりする必要があります。何といたって2万人ぐらいの人が現に酒々井町にいるわけですから、その力を十分におかりすることをこれから、協働ということなんです、要望したいと思います。

それと、最後になりますが、町民体育館の再建の問題ですが、これは答えなくて結構ですが、別の場所を新たに検討するということがちょっとお答えがいただけなかったんですが、いずれにしても2025年には団塊の世代が徐々に徐々に後期高齢者になっていきます。そして、数年もするとあつという間に今の後期高齢者の倍以上ぐらいに高齢者がふえます。2025年問題を抱えて、今国のほうでも70歳以上の国民健康保険の個人の負担を……今は1割ですよ。それを3割、現役世代にしようとしております。簡単に1割から3割と言いますが、私はこれに関しては、皆さんにお世話になってしまったので、大きなことは言えないんですが、1割から3割になるということは、今まで医者に1万円払っていた人

が今度は3万円払わなくちゃいけないんですよ。5万円払っていた人は15万円払わなくちゃいけない。そういうことになりますので、なるべく体育館を早期に再建していただきまして、2025年を5年後の2030年、あるいは10年後の2035年に先送りできるように、中高年を含めた高齢者が健康維持できるように、医者要らずの生活が送れるように、町のほうもそういう施設の提供をしていただくということをお願いしたいと思います。これによりまして、医者に通わなくなれば、個人の医療費の負担は減ります。また、町も応分の負担を、どの程度かわかりませんが、その節減も図れますので、相乗効果が期待できると思いますので、損得は抜きにしてですね、いち早く町民体育館の再建、これはどこの場所にどういう形で再建されようと結構でございますが、一日も早く再建することをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

- 議長（内海和雄君） それでは、3番議員、酒瀬川健一君の一般質問は終了しました。  
ここでしばらく休憩します。

（午前 11時12分）

- 
- 議長（内海和雄君） 休憩前に引き続き再開します。

（午後 1時30分）

---

◇ 那 須 光 男 君

- 議長（内海和雄君） 通告順に基づき、次に4番議員、那須光男君。

〔4番 那須光男君登壇〕

- 4番（那須光男君） 皆さん、こんにちは。午後一番に質問する那須です。私はいつものとおり前置きを抜きにして質問に入らせていただきます。

私からは大きく3点質問いたしますので、明快にご答弁をお願いしたいと思います。1点目は、（仮称）青少年交流センター建設工事についての問題です。1点目は、本年9月定例会以降の株式会社ヤマロク及び同社代理人弁護士との交渉について、詳細な内容についてお聞かせください。その2は、本件工事が中断してから9カ月に入りました。町長はどのように解決しようとしているのか、またいつまでに完成させ、町民が利用できるようになるのか、その時期をお答えください。

大きな2番目は、中央公民館耐震補強工事についての問題です。1点目は、昨年につき本年も入札不調になってしまいましたが、その原因をどのように分析しているのかお聞かせください。その2は、2年連続でこの事業を先延ばしすることはできません。そこで、公民館の講堂棟部分と研修棟部分に分割して11月7日に再度公告しましたそれぞれの入札結果について報告してください。

大きな3点目は、電子入札結果を町ホームページで閲覧できるようにしてほしいという要望でございます。さきの9月議会でもこの問題を取り上げましたが、3カ月経過した現在でも町のホームページで電子入札の結果を閲覧することができません。なぜ利用しにくいように変更したのか、再度その理由をお聞かせください。また、もとに戻す時期についてお答えください。

以上、私からの1回目の質問でございます。よろしくご答弁お願いします。

- 議長（内海和雄君） 副町長、飯塚光昭君。

〔副町長 飯塚光昭君登壇〕

○副町長（飯塚光昭君） それでは、4番議員、那須議員からは3点のご質問でございますので、順次お答えをいたします。

まず、私から2問目の中央公民館の耐震補強工事のことについてお答えをいたします。まず、1点目の入札不調の原因についてのご質問でございますけれども、町民文化祭や町の行事等への影響を考慮しまして、工事の工期を年度後半に設定していること、また東京オリンピック・パラリンピックや震災復興に係る業者の繁忙、資材の調達困難等の要因が入札不調の原因あると考えております。

また、2点目の入札結果についてのご質問でございますけれども、講堂棟につきましては株式会社ティーエスケーが落札しております。また、研修棟につきましては入札参加者がなく、入札が取りやめとなっております。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 生涯学習課長、木内達彦君。

○生涯学習課長（木内達彦君） （仮称）青少年交流センター建設工事についてということで、ご質問が2点ほどございました。

まず、1点目でございます。本件につきましては、町長のほうから行政報告で報告したところでありますが、9月定例会以降の株式会社ヤマロクとの交渉経緯ということですが、9月15日にヤマロク代理人弁護士より酒々井町代理人弁護士へ通知があり、9月9日を過ぎても契約変更の提案がないため、契約を解除する、5月9日付で通知した2,446万791円を請求する、請求の内訳については近く示すとのことでしたが、それ以降相手方からの通知はありません。10月24日に現場を確認しましたところ、青少年交流の家の窓3カ所にヤマロク名の張り紙がしてありました。内容は、10月13日付で「町民の皆様へ」と題し、一方的に町の不法行為を訴えるものでありました。この張り紙の対応について代理人弁護士と相談したところ、張り紙は株式会社ヤマロクが不当な主張をして引き渡しを拒否している証拠にも成り得るので、写真等の記録をするように、また立入禁止の看板を設置せよとのことでした。指示どおり行ったところでございます。現在双方とも契約解除を申し入れており、町といたしましては出来高精算による目的物の引き渡しを受けてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（内海和雄君） 企画財政課長、岡野義広君。

○企画財政課長（岡野義広君） 電子入札結果の関係でございます。私のほうからご答弁申し上げます。

入札結果につきまして、以前は開札後に職員が記事を作成し、町ホームページに掲載していたところでございますが、町ホームページがリニューアルされたのを機に、他の多くの自治体で公表方法としておりますちば電子調達システムの入札結果ページによる公表としたところでございます。町ホームページにはリンクを掲載し、案内をしております。これにより、数日を要していた入札結果の公表が開札後迅速に行うことができ、改善が図られたところでございます。現在の公表の方法にご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 4番議員、那須光男君。

○4番（那須光男君） まず冒頭に申し上げたいのは、酒議ですから、多分酒々井町議会第63号、発信者は議長の内海さん、この通知は私どもが一般質問をするに当たっての原稿を送付された際に一緒に同封されていたものですが、その中で答弁要求者を明記してくださいと書いてあるんです。今までも明記していたんだけど、明記した人以外が答弁したり、そういうことがあったので、あえてこのことが記入されたと思っているんですよ。私は通告書に青少年育成センターについては町長だけ答弁してくださいとちゃんと送っていますよ。自分たちがこれを議長から受けて、これを見ていないのかどうか質問させていただきたいと思います。これは2回目の質問じゃなくて、我々もルールを守っているんだから、当局もルールを守るべきだと思うんですけど、その辺をまず明らかにしてから2回目の質問に入りたいと思いますが、どうでしょうか、議長。

○議長（内海和雄君） それは1回目の質問ということではなくて2回目になりますから、そのまま引き続きやってください。

○4番（那須光男君） ルールは守っていただけるんですね、これに基づいて2回目から。

○議長（内海和雄君） そのようにお願いしておきます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○4番（那須光男君） そういうふうに私どもに通達が来ているんだから、通達を守っているんだから、あなたが余計なこと言うことないじゃないですか。

では、2回目に入ります。9月定例会以降、交流センターの問題はほとんど前進が見られないと、こう見ております。大変失望しております。弁護士同士のやりとりの報告がほとんどで、当事者が全く登場しないような状況を私たち外国航空で働く労働組合は空中戦争と呼んでいます。当事者がいない弁護士同士のやりとり、しかもそれがファックスか何かわかりませんが、そういうのを私どもは空中戦争と言っていますが、空中戦で紛争を解決するということは私の経験上そうはないですよ、はっきり言って。まず第1点目に、本年6月議会の初日の総括質疑で竹尾議員から「工事が中断しているが、町には何ら非がないのかどうか」と質問されましたが、この質問に対して担当課長は「答弁を差し控えさせていただきます」と答弁されました。これはご記憶だと思いますけど、町に非がないのかあるのかについて答えられないということは、返してみれば町にも非があるということをお認めになったと私は思うと竹尾議員にだめを押されております。町民もそう思います。そういうだめを押されているわけです。そこで町長にお尋ねするわけですから、今度は町長に答えていただきたいと思いますが、町長は今現在でも町には何ら非はないと思っているのか、その点についてまずお答えください。これが2回目の第1点目の質問です。

2つ目には、次に工事中断の主な理由についての質問が6月議会で4名、9月議会でも4名の議員からありました。その主な質問点は、仕様書が作成され、請負業者に手渡されていたのかという問題ではなかったでしょうか。議長、それは記憶に新しいと思いますが、数名の議員からの質問に対して担当課長は「工事の仕様書を含めた設計書を入札時に提示し、契約書にも添付してございます」と答弁されておりました。この担当課長の答弁は、6月、9月議会の本会議でも何回も同じような答弁がされておりますので、先ほど言ったように町長も耳の中に十分に入っていると思います。念のために承知されているのかどうかお答えください。これが2点目です。

3点目は、平成27年度決算審査特別委員会2日目が9月16日に開催されました。その席上で決算委員である私は改めて仕様書の存在について担当課長に質問しました。担当課長は、ここで新たな見解を出すんですが、仕様書は作成していませんとはっきりと答弁されております。町長は、決算委員会3日間とも全く出席されませんでしたけど、出席されていた副町長やその他の執行部の方からこの新たな仕様書はつくっていなかったという答弁をお聞きしていたのかどうか、これをはっきりさせていただきたいと。これが3点目です。

4点目は、9月議会会議録の44ページにあります。B-Net子どもセンターを利用している建物は耐震不適格物件です。そして、安全性が問われている。子供の安全のために代替施設が必要、そういうことで今も休止の状態にあると発言されています。これは町長の答弁ですよ。そこで1点目は、B-Net子どもセンターの耐震診断検査を受けたのはいつですか。私どもの調査では、現在あるB-Net子どもセンターの耐震検査は受けたことがないというふうにはっきりしております。つまり耐震検査で不適格だと判断されたから、子どもセンターを相当焦ってつくったんじゃないかということだと思っておりますが、実際は耐震検査なんか受けていない。

次ですが、ここは町長みずから答弁してほしいと思うんですが、そういうことで今も休止状態にあると言っているんですけど、何が休止しているんですか。恐らくこの文脈からいえば、子どもセンターは危険だから休止状態にあると答弁されたと思うんですが、その点何で休止してしまったのかお答えいただきたいと思えます。以上が4点目の質問です。

次に、公民館の耐震補強工事の問題に移りますが、先ほど副町長は公民館の利用者を考えて入札時期を決めた。利用者の多い時期を避けて入札時期を決めたんだと、こういうふうにはっきりと答弁されたと思えますが、それでいいのかお聞かせください。

それで、先ほどの午前中の質問ですね、この公民館は何と云って避難所なんですから、何よりも避難所が円滑に人命に支障のないようにやるのが私は筋だと思う。それは御園生議員と私は一致していると思うんですけど、利用者が多いから、この時期はやめちゃいましょう、その結果入札が不調に終わったら私は元も子もないと思うんです。その点、先ほどの答弁について、要するに利用者が多い時期は入札を避けたんだというふうに私は聞き取ったんですけど、副町長、それでよろしいのかお聞かせいただきたいと思えます。

昨年8月に続いて本年10月の入札も不調に終わったと先ほどお答えいただいたと思うんですけど、翌11月には、先月ですね、講堂棟部分と研修棟部分を分けて再入札が行われた結果、講堂棟部分は入札されましたが、研修棟部分は依然として入札不調との報告だったと思えますが、それでいいのかということで、そこで伺います。まず第1点目は、講堂棟と研修棟との境界線はどこですか。これをお答えいただきたいと思えます。2点目は、講堂棟と研修棟の面積の比較、耐震補強工事の作業のボリュームの比較、推定される工事代金の比較、工事期間の比較等について教えてください。3点目は、仮に講堂棟部分だけの工事を開始した場合、これ仮の話ですけど、工事をしていない研修棟は利用可能なのかどうかお答えいただきたいと思えます。次に、初日の総括質疑でも質問しましたが、公民館の耐震補強工事の入札がこれまで3回行われましたが、制限付一般競争入札、これが去年です。ことしの1回目は一般競争入札です。ことしの2回目は指名競争入札と、そのたびに入札方法を変更した理由について説明して

ください。これが4点目の質問です。

入札の時期の問題ですが、先ほど言ったように利用者が多いときは避けたような印象を受けましたけど、去年は8月に入札を行いました。制限つきだったこともあって、たった2社しか入札はなく、不調に終わりました。そうした結果を総括して、制限を外し、入札しやすくしようと努力されました。これは、私はある面では評価したいと思いますが、しかし入札時期は昨年よりも2カ月もおくられて10月におくられました。多くの企業は10月以降は猫の手もかりたい時期なのに、新たに入札に加わろうという、そんな余裕ある企業が一体何社あるんでしょうか。入札の時期の問題は、非常に私は重要だと思うんですけど、去年は8月に入札を行って、実に四十数日かかって開札したわけです。ことしの3回目は、実に10月17日に公告してわずか10日で開札をします。こういうのはむちゃくちゃじゃないんでしょうか。少なくとも大きな工事に当たっては、1カ月ぐらい公告から開札までかけているのがこの町での今までの慣例じゃなかったですか。それを不調に終わったものをまたわずか10日間で開札するというのは、非常に私はこれは不調に終わっても当たり前だという気がするんですが、いかがでしょうか。

そもそも新年度が始まったら即公告して入札をスタートさせると。はい、どうですか、やっていただけませんかというのが本来の姿なんじゃないでしょうか。そこをなぜそういうふうに変更しないのか。せんだっての教育民生常任委員会では、公民館長がこの2月にもまた研修棟部分の入札をしたいような発言をされていましたが、2月といたらもう年度末も終わるところです。そういうことで、しかも11月に入札が失敗したのに、わずか二、三日後にまたやって、本当に確信を持って応募者が出るのかどうか私は大変疑問に思っております。これ私だけじゃないと思いますよ。以上が公民館の耐震化の問題です。

次に、ホームページの問題に移りますが、先ほど課長さんは開札されてすぐ情報が入手できるから便利だと。それは、課長さんレベルではそうですけど、私どもがこの変えられちゃったことによって大変な面倒くさいことをさせられて、しかも情報は即得られない。例えばこの入札結果、今回の入札結果についても、私は一般質問の質問用紙を出すときに既に開札されているんだけど、私の能力、私のパソコンの力ではいかんともしがたいです。見られませんが、結果は。課長さんは便利になったと言うけど、私だけじゃないですよ。議員の皆さんみんな困っていますよ。そういうことで、ホームページの効果といいますか、導入した意味が薄れるというのは大変問題だと思うんですけど、例えば課長さんがかわってからの入札情報、こんなにペーパー化しないと議員はやっていけないんです。無頓着な議員さんはいいだろうけど、私はこの入札だって議員のチェックする大きな任務だと思うんですけど、なぜこうなるかという、ホームページで入札結果がとれないんですよ。したがって、議会事務局に資料請求して、そしてこれみんな私どももいただいているわけです。今までだったら、自分ちのホームページでぽんと押して、入札が終わった、裏を見たら閲覧簿が出てくる、こういうふうになっている。そのために私は何回も議会事務局に資料請求して、そしてそれを受け取りに来て、要はこんなにペーパーがたまっちゃう。本来ホームページは紙資源を節約して、紙による保存を減らそうということも目的としてあったんじゃないですか。それが今のホームページのあれでやると、入札の報告が出たらですね、公告自体が10日後には消されちゃっているんですよ。だから、公告自体もコピーをとっておかないと議員やっていけないんですよ。そういうことをぜひ理解していただいて、財政課長だけが便利だからという問題ではないと思うんですけど、ほかの議員も非常に困っていますので、ぜひ早急にもとの状況に戻していただきたい

と、このように思っています。

以上が2回目ですけど、先ほど言いましたように、この通知があるわけですから、少なくとも青少年育成センターについては、もう最終局面に来ているわけですから、町長みずから答えるのがこの紙がなくても当然だと思いますけど、ぜひご答弁をいただきたいと思います。

以上で2回目を終わります。

○議長（内海和雄君） 町長、小坂泰久君。

○町長（小坂泰久君） 答弁要求ということで町長となっておりますが、町として答弁しているの、課長が答えようと誰が答えようと町としての答弁でございます。そういうことでございますので、そしてここにあって書いてあるとおり、（1）については詳細な内容についてということになっておりますので、当然担当課長が答弁する、そういうものでございます。そういうことで、よろしくご理解賜りたいと思います。

○議長（内海和雄君） 生涯学習課長、木内達彦君。

○生涯学習課長（木内達彦君） 那須議員からの再質問でございます。

まず、非がないか、6月1日付で私が答弁したところでございますが、本件に関しましては、ヤマロク側が再三の協議について全く応じず、不誠実な態度をとった結果でございます。仕様書についてでございますが、何度も申し上げますが、設計書は作成いたしました。仕様書という名称のあるものはつくっておりません。あくまでもつくったのは設計書でございます。仕様書という題名のものはつくっておりません。結果、仕様書は作成していないのではなくて、仕様書は初めから存在しない。設計書があるということでございます。その部分のご理解のほうをよろしくお願いしたいと思っております。本件に関しましては、相手方ヤマロクから一切のことは弁護士にという形で、先様からの要求でございます。

次に、耐震補強でございますが、町民の方々にご迷惑をかけており、早く耐震補強工事をしたいということで諸処の入札手続を行っております。入札手続を変えたのも事業スケジュールを見込んで変えたという形で、那須議員もご理解願いたいと考えております。時期に関しましては、副町長が答弁したとおり、町民文化祭、町行事への影響を考慮して工事工期を後半としたという答弁をしたと考えております。面積に関しては、申しわけありません、今手元にございませんので、後ほど回答させていただきます。工事のボリュームに関しましては、天井をかえる講堂のほうのボリュームは大きいものと考えています。予算に関しましては、既に予算書でも全体を公表してございます。また、過日の入札で4,700万円が講堂棟のほうの金額になっております。工事期間に関しましては、半年間を見ております。半年間は、双方を同時に始めた場合の工事期間の想定でございます。

耐震補強工事に伴って、耐震補強工事がもしもなされないのであればという仮定のお話で利用可能かどうかということでございますが、これは耐震補強工事を請け負う業者さんとお話をして、安全確保ができるかできないかもありますので、その上で決定し、決定すれば可か不可かすぐに利用者の方にお知らせすることとしています。入札に係る公告期間に関しましては、酒々井町の規定のとおり実施しているところでございます。

以上です。

○議長（内海和雄君） 企画財政課長、岡野義広君。

○企画財政課長（岡野義広君） それでは、私からは再質問ということで電子入札のホームページの関係でございます。現在ちば電子調達システムによります公表をしております。この理由につきましては、印旛管内でも多くの自治体が最近はこのちば電子調達システムを利用をして、公表の方法も同方法によるものを採用しております。パソコンによるもので、開札が速やかに公表できるということでございます。ちなみにこの公表をやっておりますのは、成田市、印西市、富里市、八街市、酒々井町ということでございます。ということで、この公表によりまして一定の時間の労力を要さないことになっております。ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 町長、小坂泰久君。

○町長（小坂泰久君） 町に非がないものと思っているのかというお話でございますが、これは手続ののっとなって行っているものでございます。それから、耐震不適格かどうかは建築年代を見ればわかるんです。建築の構造のあれが違いますので、昭和56年以前か後かですね、そのものを調べた云々じゃなくて、それですぐ判断できるものでございまして、そういう実態でございますので、わかり切ったことに対する答弁であったもんですから、ちょっと差し控えさせていただきました。よろしく願います。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○町長（小坂泰久君） そのB-Netの件については、使用の制限をしておく必要があるという意味での認識の話でございます。危険物ですから。

○議長（内海和雄君） 4番議員、那須光男君。

○4番（那須光男君） それでは、嫌々3回目の質問に入りたいと思うんですけど、全く親切味のない答弁であきれております。行政報告からも出てきましたけど、株式会社ヤマロクが青少年交流センターの窓に、私はビラと言っているんですけど、張ってあるということで、そのビラというのは、不完全ですけど、こういうA3を横にしたものを3枚張ってあるわけです、ガラスに。それが3カ所。私がこのことを知ったのはふるさとまつりの初日でした。私の友人が青少年交流センターの窓ガラスに建築を請け負った会社のビラが張ってあるよと、こういうことで私は初めて知って、行ったんですが、あの日は雨で視界が悪くて、見にいったんだけど、よく見えなかったんです。何となく町はどうのこうの、俺らは一銭も金を受け取っていないとか、そういうことが書いてあるのは、それぐらいは読めたんですけど、これはちょっと私には手に負えないと思って、次の日幸い天気だったので、デジカメを持って、デジカメに写して、それを自宅に持ち帰ってパソコンにアップして文字化したんです。したがって、文字のサイズだとか、文字のタイプだとか、それはそのとおりにきませんでしたので、違いがありますが、忠実に文章化したものであります。

私は、この文を読んだときに、紛争というのは、どちらも自分のほうの主張が正しい、相手方は相手方の主張が正しいと。こういうのが突っ張り合うから紛争になるのであって、だけどこれを見て、やっぱりこれは請負業者が町を非難するために100%そのまま書いたとは私は思いませんでした。当然生涯学習課から出された9月6日付の経過報告も100%生涯学習課が正しいとも思いません。それは、双方自分を有利にするためにいろいろ文書を作成するわけですから、それを読者がどう判断するかという問題であってですね、私は何も請負業者に見方するつもりもないし、生涯学習課に借りがあって100%認



めるということもありません。それは、私が読んで、これはどういうふうに判断するかというのは私の解釈の問題であり、自分がこれまで生きてきた中から知り得た知識の中で判断するものというふうに思っているわけです。

よく読んでみると、この工事のスタートから、一丁目一番地からもう早くもぶつかり合っているんですよ、双方が。どうやってつくったほうがいいのか。印旛土木事務所からはああでもない、こうでもないと言われた。一丁目一番地からこんな状況で工期の期間内に終わらせるというのは、私はこれをどう読んでも相当業者は苦勞したんだろうと思いますよ。同時に町の現場の監督者も上司との板挟みで相当悩んだんだろうと思います。そのためにこの方は途中で病気休養をとったというふうなうわさになっていますけど、それで現場監督がいなくなっちゃったと。町側の現場監督がいなくなっちゃって、誰に判断を仰いでいいかわからなくて時間ばかりとといったような、ここに私は持ってきたと思うんですけど、そういうことが書かれていますよ。そういう状況の中で、私の1回目の質問で出ているように、町長はこの問題どう解決するんですかと、このことについては全く答えていません。弁護士同士の空中戦ばかりやっていて、町長は一回たりとも請負業者の事務所へ行ったことはあるんですか。そろそろお互いに腹を割って話して決着つけようと、なぜトップである町長がそういう行動を起こさないんですか。私は、トップとしての常識といいますか、そういうのを疑わざるを得ないと思うんですよ。

実は、4年前ですか、台風によって大室台のところが雨で土砂が崩れて、その土砂が大室台小学校のフェンスを突き破って大室台小学校の器物を破損したと。それに対して町は何をしようとしたかという、100万円の補正予算を議会に提案してきてですね、この100万円で町の住民、町民である持ち主を訴えようとする。だから、100万円の補正を認めてくれという提案をしてきたんですよ。私は、何でこんなことをするのか、ちょっと待ってくれと。まずトップ交渉をやって、今後どうするのかとやるのがあなたの責任じゃないかと、私も含めて同じ同僚の議員が言ったわけですけど、その方の土地だけが崩れたんじゃないで、母屋もあわよくば落ちそうなときに訴えるから100万円の補正よこせと言って賛成できるはずがないじゃないですか。それと同じで、今回も9カ月もほったらかしにしておいてですね、いつまでほったらかしなんでしょうか。これだけ大勢の傍聴人が来られているんですから、町長の決断、決意というのを示すのが当然なんじゃないですか。あしたからでも馬橋の事務所へ行ってですね、そろそろお互いに腹を割って決着つけようじゃないかと町長のほうから立ち上がるべき問題なんじゃないですか。私は、本当にこの問題どうするんだと、行政報告で一遍とおりの報告しておれば済むんだという問題じゃないと思います。先ほどあのB-N e tの建物は建築の年数からいっても耐震に耐えられないんだと言いながら、今もってB-N e tは堂々とあの施設を利用しているじゃないですか。本当に子供たちの安全を心配するんなら、早く決着つけて、どうぞ新しい建物を使ってくださいというのが長たるあなたの責任なんじゃないですか。

あとですね、私は空中戦と言いましたけど、メールやファクス、電話や郵便物でこの難しい状況を解決することは無理だと思う、はっきり言って。一刻も早く双方のトップ同士が会って、それで解決していこうという機運をつくらなきゃ永遠に行っちゃいますよ、はっきり言って。だって、町は裁判所に提訴するとか、そういうことできないでしょう。私はそう理解しているんですけど、そうしたら相手方、請負業者がもう金を一銭ももらえないから、倒産しちゃうから、そろそろ裁判所に訴えようかというこ

としかないじゃないですか。しかも、業者というのは、馬橋の住人かどうか私は知りませんが、馬橋に立派なオフィス持っているじゃないですか。行ったことありますか。私は今回は行っていませんけど、前よく選挙であっちのほうへ行っていましたが、知っていますよ。

あともう一点、がらりと質問を変えますけど、今回の補正予算で中央公民館の耐震補強工事の設計の診断業務として100万5,000円が計上されていますが、この点について私はどうしても、自分の頭が悪いのかわからないんですけど、先日の教育民生常任委員会にもオブザーバーで出て、公民館館長の説明を受けたんですけど、さっぱりわかりません。何を診断するのか。いつか設計をやったんでしょう、設計業務を。いつの設計業務のあれの何の診断をするんですか。具体的にお答えください。私が理解したのは、あのかの設計業務がいいかげんだったから、もう一回診断するというようなことなんですか。私はそう理解したんですけど、当時の設計業者は、何という自治体だと、こう思うんじゃないですか。ここをですね、本来は公民館長に答えてほしいんですけど、なっていませんので、ぜひ詳しく。たかだか100万だからいいという問題じゃないと思うんですよ。何を診断するのか、その辺をはっきりお聞かせいただきたいと思います。

以上、3回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（内海和雄君） 町長、小坂泰久君。

○町長（小坂泰久君） 町はどのように解決しようとしているのかというご質問でございしますが、これは生涯学習課長が答弁したとおり、現在双方とも契約解除を申し入れていると。そういうことでありますので、町としては出来高精算による目的物の引き渡しを受けていきたいと、こういうことであります。

以上です。

○議長（内海和雄君） 生涯学習課長、木内達彦君。

○生涯学習課長（木内達彦君） 公民館に係ります補正予算でございします。今回耐震補強設計に関する診断という形で予算を計上し、ご審議いただいております。その前に再度入札を目指し、手続を行っております。研修棟に係る再入札を現在進めております。もしその入札がかなわなかった場合、落ちなかった場合、果たして設計が適正であったのか、発注画面と現地を見て、施工性や不明な点がなかったのか、積算調書が正しく書き上がっているのか、また単価の妥当性などを確認するための診断となります。

以上です。

○議長（内海和雄君） それでは、4番議員、那須光男君の一般質問は終了しました。

ここでしばらく休憩します。

（午後 2時24分）

---

○議長（内海和雄君） 休憩前に引き続き再開します。

（午後 2時35分）

---

◇ 濱口信昭君

○議長（内海和雄君） 通告順に基づき、次に1番議員、濱口信昭君。

〔1番 濱口信昭君登壇〕

○1番（濱口信昭君） 1番議員の濱口でございます。議長からお許しをいただきましたので、幾つか質問をさせていただきたい。

まず、最初なんです、酒々井版ネウボラと子育て支援施設についてということでございます。過去の議会においてもお尋ねをしておるんですが、岩橋保育園に隣接して計画されている子育て支援施設、これに関しての質問です。当施設につきましては、酒々井町まち・ひと・しごと創生総合プランにうたわれております一貫した子育て支援拠点、すなわち結婚から妊娠、出産、子育てまで切れ目のない支援拠点、イコール酒々井版ネウボラ、これを展開するためにつくられる施設であろうと私はずっと考えてきたわけなんです。ですから、過去の議会におきましては、現行の保健センターで行われている母子保健型の利用者支援事業を含めて、なぜそこで実施しないのですかというようなことで質問をしてまいりました。しかしながら、今までのご回答を聞いた限りでは、この新たに上岩橋に計画されている施設というのは、結婚から妊娠、出産、子育てまで切れ目のない支援拠点としての施設、これが私の考える酒々井版ネウボラということなんですけど、どうもそうじゃないのではないかとこのように思われます。その点の確認の意味を含めまして質問をさせていただきたい。

まず、町として、フィンランドにおけるネウボラ、それから国内でそのフィンランドを参考として創設されたネウボラ、例えば埼玉県和光市の和光版ネウボラ、それから千葉県浦安市で展開されておりますこどもネウボラ、こういったものはどのようなものであるというふうに認識をされているんでしょうか。まず、そこを確認させていただきたいなと思っております。

それから、さっきも言いました酒々井町まち・ひと・しごと創生総合プラン、これにはネウボラの解説としまして、フィンランド語で直訳するとアドバイスをする場所、フィンランドでは各自治体に子育て支援を行う施設があり、ネウボラと呼ばれている。妊娠、出産、子育て、基本的には6歳までということらしいですが、について切れ目なくサポートを提供する総合的な支援サービスが提供されるというふうに書かれております。したがって、ネウボラというのは、妊娠、出産、子育てについて切れ目なくサポートを提供する施設であると、こういうふうに認識されているんだろと思うんですけども、そういう認識をもとにした場合、この酒々井版ネウボラというものは具体的にどのようなものだとこのことで、そしてそれをどういうふうを実現しようとしているのか、ここがちょっとわからなくなりましたので、この場でもう一度お伺いをしたいということでございます。

それから、今現在酒々井町では「あなたの子育て応援します 子育て支援事業」という形で紹介されておりますが、母子手帳の交付から始まりまして、小学生を対象とした支援まで、ある程度一貫したかなりの子育て支援というものが実施されているというふうに私は思っております。では、酒々井版ネウボラとして行おうとしている事業と今言いました「あなたの子育て応援します 子育て支援事業」に書かれているとおりに現在行っている子育て支援事業、このあたりは一体どんな違いがあるのか、酒々井版ネウボラというのはそれと比べてどういう秀でた点を持っているのか、そういうことがあればお伺いをしたいというふうに思っています。

今まで質問したときに言いましたけども、過去の質問の回答の中では、酒々井版ネウボラとは、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、ファミリーサポートセンター事業の3つの事業を中核とし、そのほかに保健センターで実施している母子保健事業を初めとする子育て支援事業を加えた妊娠期から子

育て期までの包括的な支援体制を示すものであると。それから、利用者支援事業については、職員を子育てコンシェルジュとして配置し、あいあいルームで相談等の支援事業を実施しており、子育て支援拠点事業についてはあいあいルームと昭苑保育園に委託しているしょうえんこどもこそだてルームで交流する場を提供している、こういった回答をいただいております。これらから考えますと、新しい事業としては、これから後、次の質問で実施するんですけども、ファミリーサポートセンター事業のみを加えれば、それで完成かなというふうに思えるんですが、それについて町としてどういうふうにお考えなのか、それをお伺いしたい。

それから続きまして、岩橋保育園に隣接してつくられる予定の子育て支援施設そのものについてちょっとお伺いをしたい。まず、新たにつくられる施設においてはどのような事業が行われる予定なのか。子育て支援拠点事業とか利用者支援事業といった事業名だけではなくて、建物の内部及び外部の状況がイメージできるような可能な限り具体的な内容でご説明をいただきたいと思えます。

次に、この事業を行うために計画されておりますこの施設については、本年度当初予算に子育て施設設計業務というのが計上されております。したがって、恐らくおおよその計画は決まっているのではないかというふうに思えます。ですから、その内容をできるだけ具体的に説明いただければと思えます。皆さんも参加されたかどうかわかりませんが、先日実施されました輝く創年とコミュニティ・フォーラムのシンポジウムにおいて小坂町長がイメージ図というものを示しておられましたけども、より具体的な計画、今予定されている2,300平米ですか、この土地にどれぐらいの建物が建って、その建物の中で何を実施するためにどんな施設がどういうふうにつくられるのかといったふうにお答えいただければ非常にうれしく思います。

さらに、この施設建設のために予定されている総工費、土地の取得から始まって什器の補填とか、そういったものを含めて総工費はどれぐらいを予定されているのか、完成の予定時期はいつごろなのか、そして事業が開始するのはいつごろなのか、これはまだ未確定な部分も多いと思えますので、可能な範囲で結構ですので、お話しいただきたいと思えます。

それから、もう一点、これに関しまして、平成27年度決算説明にですね、町立岩橋保育園を子育て支援の拠点とする全国の先進的子育て支援の創造に係る基本設計を実施しましたとして、378万円の実績報告がありました。決算書本体の備考欄での説明では子育て支援創造事業調査研究業務というふうな形で書かれているんですが、それはともかくとしまして、今まで聞いてまいりました話からしますと、どうも岩橋保育園と新たにつくろうとしている施設との関係がどんなものかよくわからなくなってきました。岩橋保育園とこれからつくろうとする新施設、この関係をわかりやすく説明していただければというふうに思えます。過去の回答におきましては、新しい施設と岩橋保育園は位置的に隣接していることから、交流を行うなど関連を持ちながら運営するというふうに説明を受けたような気がします。ですから、この説明とは違ったような形ないし岩橋保育園も子育て支援の拠点とするというふうになるのかどうか、その点をお伺いしたいということです。

もちろんこういうことを考えながら、先ほど言いました創生総合プランを読み返してみますと、確かに岩橋保育園を中心とした一貫した子育て支援の拠点づくりというふうに書かれているので、どうも岩橋保育園と新しい施設というのは場所的に隣接しているということではなく、業務内容的にも密接に結

びついているような気がするので、この点明快なご回答をいただければというふうに思います。少なくとも今までと話が違わないかとか、そういったことを云々する気はさらさらございません。町としてどんな形で子育て支援を実施していきたいと考えておられるかということが私自身理解できれば、それで満足しますので、どうぞよろしく願いいたします。

それから続いて、大きな2点目になります。ファミリーサポートセンター事業、これについての問題でございます。「広報ニューすい」の11月号にファミリーサポートセンターに関する記事が出ていました。ファミリーサポートセンター事業につきましては、6月議会の一般質問で早期に実施されてはいいかがですかという観点から計画等について質問したところなんですが、そのときの回答どおりに進められているようなので、非常に結構なことだというふうに考えております。そこで、動き始めましたファミリーサポートセンター事業の計画について幾つか質問をさせていただきます。

「広報ニューすい」の11月号には、ファミリーサポートセンター事業の紹介と会員、協力会員、利用会員及び両方会員、会員の名称につきましては、依頼会員とか提供会員という言い方もあるようですが、ここでは広報の内容に従って協力会員、利用会員という形で話を続けたいと思います。そういった会員になるための必要な手続であるとか、それから説明会、研修会等についての案内が出ております。そのことに関して何点かお伺いします。

町では、この事業を開始するに当たって協力会員はどれぐらいの人数の登録が必要だとお考えになっていたんでしょうかということ、これが1つです。それから、利用会員の数というのは大体どれぐらいの規模いるのか、どういう想定をされていたのかということ、そしてそれを伺った上で実際に実施された入会説明会、これに参加された人数はどれぐらいいたのか、そして協力会員、利用会員及び両方会員それぞれについて参加者をお伺いしたいと思います。

それから、各基礎研修が計画されておりましたが、それぞれの研修に参加された方は何名ずついらしたのか、これを研修別にお教えいただきたい。そして、経験等による研修の免除者というのがいるわけですが、その人たちを含めた研修修了者の数及び最終的に登録をされることになった数、これがどれぐらいあったかということをお伺いしたい。要するに町として事業を始めるに当たって必要な会員が確保できたのかどうか、もし確保できていないとすれば、これからどう対応されるのか、その原因をどう分析しているのかといった点についてお伺いしたいということです。したがって、確保できたということであれば全く問題ございません。

次に、ファミリーサポートセンター事業が開始された後で利用会員と協力会員との間に何らかのトラブルが発生した場合の町としての対応及びこんなこと起こってほしくないんですけども、万一事故が発生した場合の賠償責任等についての町のスタンスについてお伺いしたいと思います。ファミリーサポートセンター事業については、ファミリーサポートセンター自体というのは協力会員と利用会員の相互援助活動に関する連絡調整を行うという形態で、謝礼のやりとりを含めてその当事者間で行うというのが基本になっています。しかしながら、当事者間に何らかのふぐあい状況が発生した場合、設立運営の主体である町が全くノータッチというわけにはいかないのではないのかと思うのですが、その点はいかがなんでしょうか。

それから、万一の事故、実際に大阪の八尾市で脳死状態から死亡に至る事故というのも報告されてお

ります。この件については、裁判にまで発展しておりまして、現在も係争中と聞いております。こういった事例かといいますと、八尾市から紹介された協力会員に預けた生後5カ月の女の子がうつ伏せに置かれたことにより低酸素脳症を発症し、その後遺症で亡くなったと、こういった事例なんです。この事例においては、その女の子の両親が市が会員に十分な講習を実施すべき義務を怠ったというふうに主張されておりまして、市などに対して約8,000万円の損害賠償を求める提訴が行われたという内容でございます。酒々井町において行われた研修等は十分であったのか、もちろん事故が全く起こらない完璧な研修があるとは思っておりませんが、その点いかがお考えでしょうか。

また、トラブルを起ささないための教育指導といったものを十分に行うというのは必要なことで、これに加えて万が一何らかのふぐあい事象が発生した場合のために、いかに当事者及び町自体の被害を最小限にとどめるかといった処理規定の整備とか対応マニュアルの作成等が必要じゃないかと考えておりますが、その点町はいかがお考えでしょうか。

ファミリーサポートセンター事業については、平成26年度の実績で全国769市町村で既に実施されております。したがって、酒々井町は比較的后発であったと思っています。したがって、計画を進めるに先立って各地の実施状況、種々のふぐあい事例等の調査研究が可能であり、当然実施をされたことと思います。それらの調査研究を行うに当たって何か特に重点を置かれたこと等があれば、それがどのような点であったかお聞かせ願いたいと思います。

それから、大きい3点目になります。ちょっと長くなって申しわけありません。大きな3点目としまして、私よく町内を歩き回っていて、時々皆さんとお会いすることもあるんですが、これはハザード、要するに危険要素に成り得るんじゃないかなということが時々見受けられます。その点について町としてどうお考えなのかということをお伺いしたいと思います。

1つ目は、上郷の自治会館、ご存じだと思いますが、あそこの前から線路沿いに進んでいきますと、道路が坂をだんだん上る形で線路との高低差がなくなってまいります。歩いていきますと、その境目にまずガードレール、結構茶色くさびたガードレールなんですが、これは関係ありませんね。それがあって、続いて木のくいが何本か立って、一応境界がはっきりしています。ところが、その木のくいを過ぎますと、六、七メートルですが、線路にそのまますんなり入れるように、何も境界を示すものがない状況があります。歩く人の少ないところですから、まあいいかなんて、そんなこと言ってもらえないと思うんです。小さな子供とか、それから老人がふえて、認知症傾向の方とかふらふらと入りかねないようなほとんどフラットな状況のところですので、非常に危険じゃないかというふうに私は感じました。そこで、町としてはこの点いかがお考えなのか。私が通告書を出してから結構たちますので、多分現場を確認されたんじゃないかと思っておりますので、それを前提にお話しただけであればというふうに思います。実際に道路からちょっと軌道のほうに近づきますと、特に成田エクスプレスなんかの通過時は物すごい迫力があります。逆に言いますと、鉄道写真のマニアなんかにとっては格好の撮影スポットになるんじゃないかなという気はしますが、そんなスポット町には必要ないと思います。

それから、次はですね、多分これは私の個人的な考え方が強いのかもかもしれませんが、一般的に考えて、横断歩道の右側直近や歩道の内部に電柱や何かが、最近結構大きいですから、子供一人十分隠れてしまうぐらいの太さがあるんですけど、そういった障害物があるのは、車の視界を遮って、人と車

の事故の原因になるんじゃないかなというふうに考えております。特に中央台の中央台公園から東酒々井に向かった横断歩道、ここは電柱が東酒々井側の横断歩道の幅の中のちょうど真ん中あたりに立っております。「学童多し」という注意看板とありますが、張り紙みたいなのがやっておりますけども、毎回ここを通るたびにですね、そもそも何でこんな歩道の真ん中に電柱があるのかなと首をかしげるような状況になっています。皆さん方も実際この歩道を利用されたことがあるんじゃないかと思っておりますけども、いかがお考えになったでしょうかね。

また、そこから1つか2つ役場寄りのところにも横断歩道の枠内の3分の1ぐらいのところに入った電柱があります。このほかにも横断歩道の右側直近に入った電柱なんかもありまして、私が気づいたのは3件ほどなんですけど、調べればまだ同様のものがあるんじゃないかというふうに考えております。高齢者の運転での事故発生が各地で問題となっている昨今、このような安全阻害につながる可能性のあるものというのはやっぱり排除すべきじゃないかと思っておりますので、調査の上、町がどうお考えになるかわかりませんが、危険だとお考えだったら排除していただきたいというふうに思っておりますので、その点どうお考えかお伺いしたいと思います。

ちょっと長くなりましたけども、以上ご回答をよろしくお願いたします。

○議長（内海和雄君） 副町長、飯塚光昭君。

〔副町長 飯塚光昭君登壇〕

○副町長（飯塚光昭君） では、1番議員の濱口議員から3点のご質問でございますので、順次お答えをいたします。

まず、私から1つ目の酒々井版ネウボラと子育て支援施設についてお答えを申し上げます。まず、最初の酒々井版ネウボラにつきまして、1問目のお答えですけれども、フィンランドのネウボラは出産や育児等に対して母子とその家族を支援する拠点を意味し、妊娠期から就学前まで切れ目なく担当の保健師が相談や健診、専門家の紹介などを行うものであります。また、日本国内で既に開始されておりますネウボラは地域の実情に応じて他方面のサービスが提供できる裾野の広い支援制度で、一律の内容ではなく、自治体によりさまざまなサービスが実施されていると認識をしております。

次のご質問ですけれども、酒々井版のネウボラでは、子育て支援事業としまして実施している地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業及びファミリーサポートセンター事業の3つの事業に保健センターで実施している母子保健事業を加えた妊娠期から子育て期までの包括的な支援体制を目指しております。3点目ですけれども、酒々井版ネウボラは酒々井町の子育て支援事業及び母子保健事業を総称したものでありまして、酒々井版ネウボラの一部として子育て支援事業を位置づけております。

続きまして、2つ目の現在計画中的の子育て支援施設につきましてお答えをいたします。まず、事業内容につきましては、子育て支援事業、これは先ほどからお話がありましたが、地域子育て支援拠点事業と利用者支援事業、ファミリーサポートセンター事業の3つの事業を実施しまして、保育、教育に関するものなど子育てに関するさまざまな相談に対応するとともに、高齢者やボランティア団体等との世代間交流を推進していきたいと考えております。次に、施設の内容としましては、子供たちの遊びのスペース、食事スペース及び講習会等を開催するための会議室、保育園と共同で利用できる庭の整備等を予定しております。

3つ目の施設の総工費、完成予定等につきましては、現在設計を進めているところですので、具体的にご説明できる状況にはございませんが、建設関係予算を来年度の予算案に計上する方向で検討しているところでございます。

最後の4点目でございますけれども、新施設は岩橋保育園に隣接する施設ですので、現時点では、新施設の利用者が保育園の行事を参観したり、また新施設で行う保護者向けの研修などの講師を保育園の保育士や栄養士が担うことなどを想定しております。また、3歳未満の乳幼児が新施設の庭で遊ぶことも想定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） こども課長、七夕夕美子さん。

○こども課長（七夕夕美子君） 2つ目の質問にございましたファミリーサポートセンター事業についてでございますけれども、「広報ニューしすい」の11月号で皆様に公表させていただいたところでございますけれども、その中で町でこの事業を開始するに当たって必要とする人数等につきましてまず1番目にご質問がございましたので、そちらからお答えさせていただきます。必要な人数等につきましては、酒々井町子ども・子育て支援計画の策定に当たり平成26年度に実施しました子育て支援に関するアンケート結果では、就学前児童の保護者471件中、ファミリーサポートセンターを定期的に利用したいとの回答が19.7%でした。件数にすると93件となります。既に実施している市の状況を分析した結果、利用会員の3分の1程度の協力会員及び両方会員が必要と推計されるので、93件全てに対応するには30名程度の協力会員及び両方会員が必要と考えております。

続きまして、入会説明会の参加者数でございますが、協力会員が4名、両方会員がお一人、利用会員が6名で、計11名でございました。3番目の基礎研修の参加者数ということでございますけれども、広報に掲載させていただきました5回の研修を受講していただきますが、資格や免許をお持ちの方などにつきましては、全部または一部の内容が免除されることもございます。なお、参加していただいた人数につきましては、1回目の研修にお二人、2回目の研修に3人、3回目の研修に3人、4回目の研修に4人、5回目の研修にお二人でございました。免除者を含めた研修の修了者及び登録者数というご質問につきましては、5回の協力会員の研修を修了した方は2人となっておりますけれども、まだ会員登録の手続きが終わっていないために協力会員はゼロ人という形になっております。利用会員の登録者は現在4人でございます。

続きまして、ファミリーサポートセンターの万が一のことにつきましてのご質問でございますけれども、万が一トラブルが起きた場合には、直ちに会員からの報告を事務局を置くこども課が受けまして、担当者が速やかに現状を把握し、対応いたします。現在事故防止及び事故発生時の対応マニュアルを作成中であり、リスクに対する対応を整理しているところでございます。また、万が一の事故については、お子さん及び協力会員の傷害保険並びに賠償責任保険を含めたファミリーサポートセンター事業に特化した保険に加入をいたしております。町では、会員間でのトラブルや支援中の事故が発生しないよう、また万が一発生した場合の対応等についての説明や教育を説明会や事前研修を通じて行っております。

続きまして、ほかのところ、前に始まっていたファミリーサポートセンター等があるということで、



そちらの事例の調査ということでございますけれども、町ではファミリーサポートセンター事業を事故なく安全に運営することに重点を置いて、既に事業を実施している近隣の市の運営状況の調査や問題点の洗い出しを行いまして、それから庁内の関係各課とも検討を行ってまいりました。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） まちづくり課長、松本有二君。

○参事兼まちづくり課長（松本有二君） 私からは3番目の町内に潜在するハザードについてお答えいたします。1点目につきましては、一部軌道に比較的容易に進入できる箇所がありましたので、軌道への進入を防止する柵等の設置につきましては、鉄道事業者が安全管理上行うべきものであることから、JRに要望してまいります。2点目の横断歩道の歩行動線上にある電柱につきましては、東京電力と協議し、移設を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（内海和雄君） 1番議員、瀨口信昭君。

○1番（瀨口信昭君） 一通りご回答をいただきましていただきまして、ありがとうございました。

2回目の質問として、もう一回確認をしたい点がございます。まず、1番の酒々井版ネウボラと子育て支援施設に関してなんですが、この1の3番目の酒々井版ネウボラでの事業と現在町でしている子育て支援事業との違いは何なのかという質問に対して、ちょっとご回答いただいた内容が理解できなかったもので、この点についてもう一回ご回答をいただきたいと思っております。

それと、(2)の4番目なんですが、要するに岩橋保育園も子育て支援の拠点とすると。その拠点はあそこの部分に新しい施設が2つできるという形になるんでしょうか。どうもそこの関係がですね、ご説明いただいたのは、保育園と協力しながらやっていくという形では理解できるんですが、27年度に支出されたお金の岩橋保育園を子育て支援の拠点とする、全国の先進的子育て支援の創造に係る基本設計、これらとの結びつきが理解できかねるところがあるので、この辺についてもう一回ご説明をいただきたいと思っております。

それから、ファミリーサポートセンター事業につきましては、必要な人数が30名程度と考えられているのに対して、今のところ登録は別として研修を修了したとされる方が2名しかいらっしゃらないということで、これは事業開始がかなり大幅におくれるということになるんでしょうか。それとまた、さっき口頭で申し上げました何でこんな少なかったのかなということについてどうお考えかお伺いしたいと思います。

それから、3番目のJRの軌道との問題なんですが、これをJRに要望していくというのは私も当然当たり前のことだと思うんですが、あそこを通るのは町の人なので、少なくともJRが何らかの手を打つ前に町として何かやる必要があるんじゃないかなというふうに私は考えますけれども、その点いかがでしょうか。

以上、2回目の質問でございます。

○議長（内海和雄君） 副町長、飯塚光昭君。

○副町長（飯塚光昭君） まず、酒々井版ネウボラでございますけれども、酒々井町の子育て支援事業と保健センターで行っている母子保健事業を総称したものでございまして、酒々井版ネウボラの一部とし

て先ほど申し上げました子育て支援事業3事業が位置づけられているというものでございます。それから、岩橋保育園、子育て支援の拠点という言葉の意味でございますけども、新しくできます施設と岩橋保育園を合わせたエリアが子育て支援拠点という認識でございます。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） こども課長、七夕夕美子さん。

○こども課長（七夕夕美子君） 会員の登録、あるいは研修等の参加者が少ないことにつきまして、これからは広報あるいはチラシを配るなど、それからこども課の中で、あるいは今まで研修を受けた方などにつきまして、個別にでもそういう依頼といいますか、お願いをできる方につきましては、これからは会員になってくださるようには勧めたいと考えております。たとえ人数が少なくても登録をしていただいて会員になってくださる方があって、利用会員のお申し込みがありましたならば、事業開始のほうはしていきたいとは考えております。登録といいますか、説明会等に来ていただいた人数が少なかったことについては、詳しくまだそちらのほうまで、こういう理由でというところまではなかなか分析ができていないところでございますので、今後はそれらのことも考えまして、新しい会員の方に入っただけのように努力していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） まちづくり課長、松本有二君。

○参事兼まちづくり課長（松本有二君） 3番目のJR敷地内への進入できる箇所につきましては、JRのほうでは現地を確認すると。それで工事について判断すると申しておりますので、もし工事のほう時間がかかるようであれば、町もご質問にあったとおりバリケードを置くなど検討したいと思っております。

以上です。

○議長（内海和雄君） 1番議員、濱口信昭君。

○1番（濱口信昭君） ご回答ありがとうございました。3回目は、質問じゃなくて、私の意見を述べるだけになってしまうかもしれませんが、ネウボラというのは切れ目のない子育て支援をやる施設だという御認識をお持ちだということは理解できました。私がずっと言っていますように、せっかく新しい施設もつくることなので、岩橋保育園を含める、含めない、これは別だし、一緒にやれば、そんなすばらしいことはないと思っはいるんですけども、その中でなぜ保健センターでやっている事業だけが離れた形で実施されるのか、そここのところがどうも私には理解しかねるところでございますので、私ももうちょっといろんなところを勉強しまして、ひょっとしたらもう一回同じようなことをお伺いすることになるかもしれませんので、それまでに執行部のほうでも多少いろんなことを研究していただければありがたいなというふうに思います。

ファミリーサポートセンター事業については、はっきり言いまして、数がもうちょっと集まるかなと私自身期待をしていたんですが、意外と町の方は関心がないのかなということ、ちょっとあれなんですけども、いずれにしても私が一番心配なのは、何かが起こったときに町としてちゃんとしっかりした対応ができるかどうかということがやっぱり一番心配になりますので、その部分の教育であるとか、規定の整備であるとか、マニュアルの整備であるとか、そういったところをしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

潜在するハザードにつきましては、とりあえずきょうご回答いただいたことでよしとしますけれども、まだほかにもいろんな面でこういったハザードになり得る部分というのは潜在しているというふうを考えておりますので、皆さん方も気がついたらどんどんこういった場に上げていくと、そして解決していくということを考えていただきたいと思います。

私の質問は以上で終わります。

○議長（内海和雄君） それでは、1番議員、濱口信昭君の一般質問は終了しました。

---

◇ 齊 藤 博 君

○議長（内海和雄君） 通告順に基づき、次に7番議員、齊藤博君。

〔7番 齊藤 博君登壇〕

○7番（齊藤 博君） 引き続き質問をさせていただきます。時間が30分以上かかるとお思いますので、お許しをいただきたいとお思います。5時まで予定をしております。

7番議員の齊藤博でございます。ただいまから通告に従いまして一般質問を行います。私ごとでございますが、私は行政にかかわる議員として、その心構えで大事なことは説明責任だと思っております。町の施策等について、自分の考えを自分の言葉で説明すること、これが大切なことだと私は思って今までも努力をしてきたつもりでございますが、今回の質問に当たりまして内容を振り返ってみますと、各事業の現状を伺う質問が多くなってしまいました。私自身の勉強不足を痛感しておりますが、平成21年の中川の調節池整備事業以来、町長の行政報告あるいは全員協議会における町の執行部からの事業報告や説明が極めて少なくなってまいった現状では、一般質問の中に含めて内容を明らかにしなければならなくなったと私は感じております。このことは、私ども議員、ひいては町民にとっては大変遺憾な現状であります。これからの質問に対し、最低限町民への説明責任を果たせるよう、真摯なご答弁をまずお願いを申し上げます。

今回の質問は、大きく4点の質問ですが、最初は酒々井ブランドの現状についてであります。酒々井ブランド事業は、平成22年度から始まり、公募したアイデア等に基づいて、平成25年度に酒粕カレー、にんにく力味噌、おつまみラー油、ゆずサイダー、この4商品が酒々井町の特産品と決定し、情報発信をされました。その後、商品化をされたようであります。その商品化された商品の流通状況につきましては、個々の事業者にかかわる情報であることからかもしれませんが、最近では余り話題にもならなくなったように感じておりますし、町の関連予算もふえておりません。酒々井ブランド事業の成果品である4商品の現状をまずお伺いをいたします。

それから、小さな2つ目ですが、現在のブランド商品は町や商工会が中心になって公募したアイデア等を含む商品アイデアから玄人の方々の知恵が集まった結果だと私は思うのですが、第2弾として、小中学生を含めてもいいと思っておりますが、町内にある東京学館や、あるいはお隣の順天堂大学でのそういった学生の一つの研究課題、あるいは研究活動として依頼をし、素人の、そして若者感覚でアイデアを募り、商品づくりまでやってもらう、そのようなことを検討していただけないかという私の提案でございます。もちろんその依頼に当たっては、材料費や機材等は町が負担することになりますし、完成時期も定かではございませんから、公のお金を出しにくい、そういった面もあるでしょうが、他の自治体等の

成功事例を見ても、費用と時間はやはりかかるのはやむを得ないようであります。

先ほどの休憩時間に議員控室において「しすいの水」のペットボトルに町のマスコットキャラクターをデザインした試供品が提供されました。聞きますと、役場の若手職員の方々の発想により、それが新たな形でデザインされたとお伺いをいたしました。私が提案した内容も基本的には同じような発想でございます。玄人の既成概念だけではなく、全くらち外な、そして自由な発想の中で出てくるブランド商品、そういうものも一つの検討の材料になるのではないかと。第1段目は、ブランド商品は終わっておりますが、第2弾として、そのような形での商品開発、ブランド開発ができないのかどうか、そのような検討はお願いできないのかどうかをお尋ねするものであります。

大きな2番目は、ちびっこ天国の運営についてであります。本年の9月の決算委員会の質疑において管理棟の地震改修工事の町概算事業費は5億5,000万円との答弁がありました。この数字も最高限度額みたいな積算であろうし、今後の詰めでも事業費は下がるだろうと思っておりますが、予想以上に高額だと私は感じております。町長は、これまで管理棟はちびっこ天国関連施設としてだけでなく、今後は避難場所、学習室等、多用途な活用を図ると説明をされてきましたが、いかにも財政負担が大きいと言わざるを得ません。5億5,000万円の避難場所、学習室、とても私には考えられません。

振り返って、ちびっこ天国は平成19年、千葉県から経営の譲渡を受け、10年間町民を初め近隣の子供たちに親しまれてきました。その間、入場者は減少していますが、幾つかの施設修繕も実施をされました。これまでの運営は、町の施策としては評価されるべきものだと私は思っております。同時に、当初から施設の老朽化を背負って、小さな一つの町でどこまで継続ができるかの課題もあわせ持っております。小坂町長は、ちびっこ天国基金約4億円の中で施設修繕や取り壊しを行う、つまり町の財政負担が生じない、そのような経営を行っていくと公言されていたと記憶をしております。しかしながら、残念ながら現実には、基金残高は約2億円となり、取り壊し費用さえ工面できない状況になりつつあると思っております。この状況下で、管理棟の耐震改修工事を実施するとして設計を委託しましたが、その成果で各課への配置、面積、事業費等について具体的にどのような設計委託結果が上がってきたのかお答えをいただきたいと思っております。

ちびっこ天国の経営の継続を判断する最大の点は、修繕経費だと私は思っております。指定管理者制度の採用により、通常経費の負担はなくなっておりますが、修繕経費は当然ながら町の負担です。平成26年の提言書でも施設修繕のほかに更新時期を過ぎた機械設備と井戸ポンプの交換が指摘をされております。具体的にお尋ねをいたしますが、平成21年に井戸調査をしたその後に地下水を取水するためのパイプ等の状況について調査されたのでしょうか。また、現況についての町の見解をお答えいただきたいと思っております。

ちびっこ天国の3つ目は、PPP導入可能性調査の現状と経過についてであります。民間資金の導入ということだろうと思うんですが、今回の補正予算にも計上されていましたが、指定管理者からの修繕積立金、3年分で119万2,000円が積み立てされました。貴重な収入でございますが、いかにも少額であります。本年3月の議会で、既存の指定管理者制度に加え、民間資金の活用により、施設の魅力を発揮できるような新たな運営方法の可能性について調査研究をしてまいりたいと町は答弁をされておりますが、以来9カ月経過をいたしました。具体的には、何をどこまで調査研究され、進んだのか、また調査

研究のポイントは何だとお考えなのか、中間報告程度で結構でございますので、ご説明をいただきたいと思えます。

大きな3つ目は、青少年交流の家についてでございます。午前中からも多くの質問等がございましたが、私はこの青少年交流の家について基本的にはこのように考えております。今までのいろんな報告を聞きますと、結果的に建築確認申請が県に対して通らない、ある意味で、言葉は悪いんですが、ずさんな設計の中で実施計画も業者任せでつくった。そういうことであれば、変更契約、あるいは増減、これは当然出るだろうと。これは常識だろうと思うんです。したがって、これはいかなる契約にもあり得ることなので、その契約の中でどうそれがお互いに納得し、そして仕事を進めるかということが求められるわけですが、それが今まで報告されたことからいけば全然見られない。それは両方とも瑕疵がないと言っていますが、これは両方とも立派な瑕疵だと私は思っております。その意味で、お互いの主張が相手を一方的に非難するだけに終わっている現状を非常に遺憾に思えます。

私は、そのような事態になった事実関係を一度お聞きをしたい、そのような意味で今回質問をさせていただきます。今議会でも町長から行政報告があり、中に青少年交流の家の経過報告が含まれておりました。一方、交流の家にも3カ所にヤマロクの名前で張り紙がありました。内容を見ますと、双方ともやはり自分側には非がないと説明をしていますので、解決には残念ながら公正な第三者機関の判断も必要かなという感を強くいたしました。行政報告でも、町はヤマロクの張り紙に対し、町の不法行為を訴える不当なものでありましたと記載しております。そこで、双方の主張は別として、その根拠となっている事実関係についてお尋ねをしたいと思います。

ヤマロクの張り紙には、私が取り上げますのは2つの記載でございます。1つは、そのまま原文を読みます。新築の建築確認申請が不適合であると千葉県印旛土木事務所より判断された。そこで、酒々井町の生涯学習課の監督員と協議を行ったところ、酒々井町としては、必ず設計の内容の変更を行い、それにより必要となる費用については追加にて支払うよう契約変更するとの申し出があったとされております。もう一点、道路よりグラウンドへ入場するための階段についても、現在の状態で中断しておりますのは、階段横に建物の給排水管を布設するに、施工の詳細の指示を仰いでも回答を得られないためでありますとヤマロクの張り紙にあります。ところが、町の行政報告、全員協議会での経過報告、教育民生委員会での質疑でも、何もこのことについては触れられておりません。このヤマロクの手書かれた2点は事実と反する主張でしょうか。明確にご答弁をお願いいたします。

それから、交流の家の問題ですが、同時といいますか、並行して整備をされております公共用地内の排水路整備のことについてお聞きいたします。排水路整備はまだ施工されていないようですが、工事予定はどのようなのでしょうか。排水の流末処理が不完全なためにグラウンド状態を悪くした事例がありました。現在はその心配はなくなっているのでしょうか、お尋ねをいたします。

最後に、主な事業の委託結果についてであります。最後の質問は、次の事業について計画または工事設計等を委託している主な事業について、その成果に係る計画概要と完了予定年度及び事業費を伺うものであります。町長自身の方針や町民からの要望など検討を要する事業や政策は多いでしょうから、専門家等への調査委託等の発注がふえるのはやむを得ない部分があると思えますが、最近の事業進捗の状況を見ますと、お蔵入りや計画倒れになってしまう、そういう危惧を感じます。例えば体育館は、有識

者の意見集約を終えたのに、現在の方針は当分の間倉庫機能でいくということになっております。本庁舎の耐震工事もずっとおこなわれております。しかも、委託後に時間が経過したために設計の修正も必要になりました。大規模な道路整備事業も同様な心配があります。国、県と違い、市町村は押しなべて財源は厳しいので、事前に優先順位を勘案し、財源的あるいは用地取得等の見通しがついた上で調査に入るといった進め方が私は町にとっては大事な進め方だと考えております。そんな観点から、次の事業について、委託の成果として、計画概要と完了予定年度、そして事業費等をお伺いをするものであります。主な事業は5つでございます。1つ目は役場中央庁舎の耐震工事、2つ目がJ R 酒々井駅駐輪場整備計画、③がJ R 南酒々井駅周辺整備計画、4つ目が酒々井中学校屋内運動場屋根修繕工事、最後がプレミアム酒々井改修工事の5事業であります。よろしくご答弁のほどお願いを申し上げます。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（内海和雄君） 町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） それでは、7番議員、齊藤議員からは4点のご質問でございますので、順次お答えをいたします。

私からは2点目のちびっこ天国の管理棟部分についてお答えをいたします。酒々井ちびっこ天国につきましては、昭和49年に開園し、42年の歳月が経過しておりますが、事前調査の結果では重要な躯体部のコンクリート等に重大な劣化は認められませんでした。そこで、平成27年度に管理棟の耐震診断調査を実施し、その診断に基づき改修プランを作成するとともに長寿命化を図るなど、ちびっこ天国の専用施設だけでなく、公共施設の複合化に対応した多用途に活用できるよう詳細設計を実施しているところであります。各エリア、階層の改修予定につきましては、管理棟地下1階部分347平方メートルの各部屋の階層と以前空調室であった部屋の大型の機器を撤去し、書庫や文化財の保存庫として利用する予定であります。管理棟地上1階部分740平方メートルは、全てがプール運営として各施設が利用され、2階部分737平方メートル及び3階部分945平方メートルは行政財産または公共スペースとしての利用を考えております。事業費については、今後の利用区分により、工事の財源の確保を含め、検討しているところであります。

以上です。

○議長（内海和雄君） 副町長、飯塚光昭君。

〔副町長 飯塚光昭君登壇〕

○副町長（飯塚光昭君） 私からは4問目の質問にお答えをしたいと思います。

4問目の1つ目の役場中央庁舎耐震工事についてでございますけれども、役場中央庁舎は昭和47年に建築した建物で、耐震診断を実施した結果、1階とペントハウス部分の耐震性が低いことが判明したことから、耐震補強工事を実施しようとするものであり、あわせてアスベスト対策とエレベーターの設置をしようとするものでございます。2点目のJ R 酒々井駅駐輪場整備計画につきましては、今後用地の取得と実施設計を行い、工事を行っていくこととなります。

3点目のJ R 南酒々井駅周辺整備計画につきましては、J R 南酒々井駅周辺地区まちづくり基本構想の段階でありまして、平成26年度事業で町の上位計画であります第5次酒々井町総合計画と酒々井町都

市計画マスタープランの将来像の実現に向け、南部地域の拠点と位置づけられておりますJR南酒々井駅周辺地区におけるまちづくりの方向性を示したものでございます。概要としましては、馬橋地区の南酒々井駅からおおむね500メートルの範囲を対象に土地利用や道路網等のまちづくりの方針を策定したものでございます。

また、4点目の酒々井中学校の屋内運動場の屋根改修工事につきましては、屋根の全面改修工事を実施する内容となっております。また、5点目のプリミエール酒々井の改修工事につきましては増築計画でございまして、多目的な利用を前提に会議室及び交流スペース等を考えているところでございます。これらの事業の実施年度及び予算額はまだ定まっておりません。これら事業だけの将来の予算計上年度及び予算案を今お示しすることは困難でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 住民協働課長、清宮高由起君。

○住民協働課長（清宮高由起君） 私からは1点目の酒々井ブランドについてご答弁をさせていただきます。酒々井ブランド創出事業は、酒々井町における地域資源を活用し、商工業、農業者や文化郷土を愛する方々及び行政から成る酒々井ブランド創出会議を組織し、地域ブランドの形成と協働のまちづくりのもと、新たな特産品開発や調査研究及び販路拡大等を行う事業であります。

1点目の流通状況ですが、酒々井ブランドの商品については、平成23年2月に公募を行い、30点ほどの商品等のアイデアが寄せられましたが、最終的には酒々井ブランド創出事業として提案商品を5つに絞り込みました。それは、蔵人まかないのにんにく力味噌、蔵人まかないの酒々井酒粕カレー、工場長が造った酒々井健康ゆずマーマレード、蕎麦屋の親父のおつまみラー油、酒々井町ゆずサイダーです。以上の商品のうち現在流通しているものは酒粕カレーとゆずサイダーの2商品で、飯沼本家が販売元となって、 magari家のレストランや県内の道の駅などで販売されています。平成27年10月から平成28年9月末の1年間の実績では、1人前の酒粕カレーが2,861パック、同じく業務用カレーの2キロパックが260パック、ゆずサイダーが3万4,166本製造され、流通販売されております。

2点目の酒々井ブランド第2弾の取り組みについてのご提案ですが、ブランド創出事業につきましては今年度の商工会への補助金をもってひとまず区切りがついたものと考えております。今後は、町民、すなわち生産者、商工会、住民等の皆さんが主体となって取り組める方策につながるよう、情報提供などの施策展開をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（内海和雄君） 生涯学習課長、木内達彦君。

○生涯学習課長（木内達彦君） 青少年交流の家についての2点のご質問でございます。

本件につきましては、行政報告でご報告したとおりでございますが、交流の家の窓3カ所にヤマロク名で10月13日付の張り紙がされていることは10月24日に現場確認しております。この張り紙の対応について代理人弁護士と相談したところ、張り紙は株式会社ヤマロクが不当な主張をして引き渡しを拒否している証拠にもなる得るので、写真等の記録をするように、また立入禁止看板を設置せよとのことでしたので、指示どおり行っております。町の対応につきましては、全員協議会、行政報告で示したとおり正常なものと考えております。

続きまして、排水路でございます。排水路の整備については、交流の家の進入路及び排水路整備として3月議会で繰り越しの議決をいただき、6月3日に現場作業を終了しております。現場工事終了後は排水が機能せず歩道等に流れ出した事例は確認しておりません。

以上です。

○議長（内海和雄君） 経済環境課長、芝野芳弘君。

○経済環境課長（芝野芳弘君） それでは、私からはちびっこ天国の運営について、2点目及び3点目についてご答弁させていただきます。

2点目の井戸についてでございますが、平成21年2月に調査を行ったところでございますが、パイプには目立った腐食や損傷は発見されず、ストレーナーの目詰まりが若干ありましたが、運営には支障はありません。

3点目のPPP導入のご質問ですが、現在ちびっこ天国は指定管理という形で運営管理をしております。この運営方法も公民連携のPPPの一つであります。さらに民間資本やノウハウを活用し、効率的な運営ができるよう調査研究をしていきます。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 7番議員、齊藤博君。

○7番（齊藤 博君） 2回目の質問に入るわけですが、私からもちょっと町の答弁に対してクレームと申しますか、注文をつけたいと思うんですが、私ども議員は一般質問通告書というものがあまして、そこに具体的に書いて答弁を求めるというルールの中で記載をしております。私もできるだけ具体的に書くということに沿って質問通告をいたしましたし、今事実上の質問もそれからずれた質問はしておりません。しかしながら、今お聞きした答弁は、全く町が私の質問を聞かずにつくったそちらだけの答弁でございまして、結果として私の質問内容とかみ合っておりません。青少年交流の家でいうならば、私は、そういうことを相手方が言っているの、事実かどうかを聞いている。町が不法ではない、不正はないというふうなことは聞いておりません。

それから、4番目の委託の結果につきましても、私は事業費を伺っております。予算のことは聞いておりません。当該年度にならなければ予算が成立しないのは私もわかります。そんな数字を求めているんじゃない。委託した結果の中でどのくらいの事業費が出ているんだ、これは我々議員にとって大きな判断材料ですよ。ですから、それをお聞きしている。よく聞きましたら、先ほどのちびっこ天国の町長のお話の中でも事業費の5億5,000万円は入っておりませんでした。決算委員会でそのような発表があって、次にはない。どうも意図的なものを感じざるを得ません。議長にお願いでございますが、2回目に私は同じ質問をもう一度させていただきます。そのようなことで、町の方に私の質問に合わせた答弁を催促されるようお願いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

では、2回目に入ります。まず、酒々井ブランドの件でございまして、一口に言って大変残念な答弁でございました。要するにもう打ち切りだと、町は関係ないんだというふうに私は受け取りました。町長は、あのときどのように言っていましたか。22年、23年、あのころの勢いはどうなったんですか。今選んだ5つのうち2つが商品化をされ、そして今出回っている。その数からどうも判断しますと、私も余りわかりませんが、さほど好評ではないだろうなというふうに思うんです。一企業がやられている



んですから、一企業にしてみれば、もうけがなくなれば、これをやめざるを得ないでしょう。そういう状況の中で、何らかの知恵を使ってそれを手助けするというのかな、町としての範囲の中でできることはあるはずですよ。町長が言う酒々井ブランドというのは、名前を決めて、こういうふうにしたよと、それを言うだけで終わりなんですか。どこのとってはなんですけど、マスコミなんかで言われるブランド商品だって二、三年のうちに好評になって広がっているものは少ないと思いますよ。そういう町としての全体の手でそれを決めて後押ししていくというのがこの町がやり出した事業の根幹じゃないんですか。それからいけば、一区切りついたから、これで補助金なしだよと。たしか30万円くらいですよ。どういうふうに使われているか、それは私も詳しく存じませんが、ブランド商品として市町村ができる範囲というのはあるはずですよ。例えば買ってそれを活用する方法もあるじゃないですか。

「しすいの水」なんかまさしくそうじゃないですか。一般に売れなくたって、備蓄用、そういうものに活用しているわけでしょう。そういうことによって流通を広げる、そういう余地を何で残さないんですか。多分3年くらいですよ、まだこれは。そんなんであきらめちゃうんですか。そういう前提でされるのであれば、第2弾の私の提案なんていうのはばかみたいな話ですから、2回目の質問ができなくなりますけども、結果的に補助金をなくすということは私はそういうことにつながっているんですが、それはそれでいいんだというお考えなのか、これは町長にぜひお答えをいただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

それから、さっきも申し上げたとおり、控室で配られた「しすいの水」もいろんな星が散らばったりデザイン的にかわいいなと思えるような部分があります。今までの水の中には考えられなかったことですが、これは職員の方が考えられたということなんですけど、発想は幾らでもあるんです。そういう意味で、町内の小中学生、それから高校生、そういう者が関与すればですね、親御さんらもそれにつられて関心を持つわけですから、そういう意味での検討スタートをどうかというふうにお聞きしたんですけども、とても今のご答弁ではお話にならないようでありますので、答弁は結構でございます。ノーサンキューです。

それから、2番目のちびっこ天国についてでございます。こうなりますと、4回やって、そのうちの少なくとも4分の1は行政側で使うということになりますから、維持管理費も出てくるんだろうと思います。そういうことはありますけど、今一般質問でほかの方もされていますけど、倉庫になっている町体育館、これよりも優先する事業ですか。本体のプールが何年もつかわらないと私は思っているんです。長寿命化したって60年、80年もたせる施設なんですか。そこには絶対大きな模様がえ、大規模修繕が出てくるでしょう。そういう中でも管理棟を5億5,000万円出してやるんですか。そして、これを実施した場合、予算づけを行った場合に、財源が私にはわかりませんが、4分の1は基金から出さざるを得ないでしょう。天国の基金から出す、そうになりましたら町長が今まで言っていた取り壊し費用が4億円の中でやるという約束はどうなりますか。町長、その点だけお答えください。

それから、井戸のポンプの話ですが、私も具体的に内容を知っているわけじゃないんですが、今の答弁ですと、21年に調査した、そのことを今言っているんですね。もう7年もたっていますよ。だって、平成26年の提言書の中で21年に調査した結果がこうだと言っているんです。それをいまだに町は使っているんです。7年間のうちの調査したものがあるんですか、ないんですか。これは修繕経費全体に言え

ることなんです。前から建設委員会でも出ているんですけど、修繕の中身が全然わからない、あるいは明らかにされていない、そういうことが指摘をされて、そして提言みたいな委員会ができた経過はご存じでしょう。そういうことの中で、委員会がありながら町自体は何の調査も動いていないということなんです。それをお聞きしたいと思います。

それから、公共施設の総合管理計画というのが出てきまして、管理棟はその枠の中に入っていると思います。平米20万か何かかける。2万円かな。かけるように算数上はなるんだそうですが、それは建物だということだから、管理棟だけだと思うんですよ。プールに係る修繕は入っていない。プールにまつわる修繕経費、例えばこの前プールサイドの張りかえなんかやりましたね。ああいうのが修繕経費だと思うんですが、そういう運営をする上で必要な経費、こういうものはどのくらいかかるんだという想定はされているんですか。ありましたら、その数字を教えてください。

それから、民間資金導入の件ですが、どこのというか、私の知っている範囲で見ても、新しい施設を同時に共同経営するなり投資をしていくという事例は確かにあります。そういう施設と残念ながら四十数年たっておるこのちび天と同一にできること自体がちょっとおかしいと。それでもなおかつ調査研究をされるというので、町が何か持っているんですか、アイデアを。町のこういうアイデアを検討してくれというふうにしているのか、あるいは全部相手方にどうなんですかと投げかけているんですか。もう9カ月もたっているわけですから、その具体的なことを私はお聞きしているんですよ。だって、今課長が言われていたのはもうことしの3月に言った答弁と同じじゃないですか。6カ月たってそんな経過はどこにも感じられませんよ。お答えをもう一度お願いをいたします。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○7番（齊藤 博君） 関係ないでしょう。

それから、最後の委託の結果ですけど、先ほど申し上げたとおり、たくさんの政策がやっぱり町には必要になるでしょうし、ただそれを本当に限られた予算の中で処理をしていく、実行していくにはやっぱり優先順位が必要だろうし、その額、財政的負担、こういうものを常に考えていかなきゃいけないだろうということは思うんですよ。そのための材料、それを得るために委託を出すわけでしょう。私どもは、町のそういう考えに対して賛成をし、反対をするには、同じレベルの情報が必要なんです。もう委託の結果として出たんですから、予算を聞いているんじゃないです。何年度に幾らの予算ということを私は聞いているわけじゃない。委託の結果、何百万かかけた、そういう結果として事業費が出てくるだろうと。だから、その事業費を聞いているんです。何年の予算が幾ら、それを聞いているわけじゃない。よろしいでしょうか。大体の目算があったんでしょう。でも、委託にかけて詳細設計なりをやって、この事業にはこのくらいかかりますよという結果が出ているわけでしょう。それを受けて執行部は判断をしているわけでしょう。その額が我々に知らされていないから、それを聞いているんです。質問としては全く同じになっちゃいましたけど、お答えをいただければと思います。

以上で終わります。

○議長（内海和雄君） 副町長、飯塚光昭君。

○副町長（飯塚光昭君） では、4番目の今のご質問でございますけども、現在平成29年度当初予算を編成中でございますけども、高齢化の進展等に伴う扶助費の増加ですとか、先日の全員協議会でもご報告

しましたように、ふれ愛タクシーを初めとします人件費の高騰、さらには震災復興や東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う建築資材の高騰等によりまして、大変厳しい編成作業、財政運営を余儀なくされているところでございます。この辺は、ご理解いただけるものと思っております。こうした中、先ほどのいわゆるハード事業といたしますのは、町の一般財源だけではなく、国からの交付金、補助金等の財源見込み、さらには各施設の実情も考慮しながら実施時期、実施内容を精査する必要があることから、これらの事業だけの予算計上年度及び金額をお示しすることは困難であります。

以上であります。

○議長（内海和雄君） 経済環境課長、芝野芳弘君。

○経済環境課長（芝野芳弘君） それでは、私からはちびっこ天国の運営に関することについてお答えさせていただきます。井戸につきましては、平成21年度以降調査したものはございませんが、事業運営に支障なく使えているものと判断しております。それとあと、プールにまつわる修繕計画についてでございますが、以前計画をつくったものがございしますが、緊急を要するものから先にやっているというのが現状でございます。それとあと、民間資金の導入、PPPについてでございますが、現在の当町の指定管理者制度は、先ほど議員もおっしゃったとおり、指定管理料はお支払いしていただき、入園料でやっていただいております。今回の指定管理期間中については、入園者数に応じた協力金をいただくというような形でアイデアを出していたところでございます。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 生涯学習課長、木内達彦君。

○生涯学習課長（木内達彦君） 青少年交流の家にかかわる事実の関係はどうかということでございます。本件に関しましては、現在弁護士案件となっております。個々の事実関係につきましては、控えさせていただきます。本工事は、実施設計、確認申請、建築工事の3つから成り立っております。着工後に実施設計書の提出はなく、確認申請書の副本の提出もなく、変更内容を提示する書類も提出されておられません。再三にわたり提出協議を求めたところでございますが、全く応じず、そのまま現在に至っております。

○議長（内海和雄君） 7番議員、齊藤博君。

○7番（齊藤 博君） 3回目になりますが、答弁というのはそちらサイドの勝手な答弁でよろしいんですね。私どもは一生懸命考えて、答えてもらえるだろうと思って書いているわけでございまして、さっきも言ったとおり、公のお金を使って、必要なお金を使って出した委託の結果を聞いているんです。それを受けて、29年度に幾らだと、そういうことを聞いているんじゃないですよ。何でそれがお答えにならないんですかね。副町長は、今回の決算委員会にもご出席をいただいております、3日間。その中で同じような質問を私も含めしておりますが、そのときに具体的な数字は出ているはずですよ。副町長もそれはご存じだと思う。こういう会、いわゆる本会議になると、それが出てこない、出せない、これはどういうことですか。私は、6名の委員会とこの16名の本会議、そういう違いの中でこれをまたお聞きをしているわけなんです。決算委員会でいろんな戸惑いは皆さん方にあつたのかもしれないけど、結果的に答弁をされたじゃないですか、幾つかの事業については。何でこの本会議になると答弁がないんですか。全く意図的なものとしか私には思えません。3度目をお願いをいたします。事業費をご答弁くだ

さい。あくまでも委託した結果の数字として、どのくらいの数字が上がっているかということとしてご答弁をいただきたいと思います。これは我々議員にとっても大事なデータですから、よろしくご答弁をお願いをしたいと思います。

それから、青少年交流の家ですけども、最後の切り札の弁護士マターという話になりました。では、今までの不当な行為だ何だという言い方は、これは町がしてよろしいんですか。逆に言えば、これだけ長引かせて町民に迷惑をかけているというのであって、そして町に何も悪いところはないんだ、そうしたらそれなりの手段に訴えればいいじゃないですか。当然そういう契約だから、お互いの協議でやるものだから、お互いの言い分はあるでしょう。だけど、結果的に町民に迷惑かかるんだから、それをどうという方向で解決するか、そういう第1点から考えてやるべきで、俺は悪くない、これだけでずっと通そうというのは無理なんですよ。私はそのように思います。もう一度事実かどうかだけお答えください。

以上です。

○議長（内海和雄君） 副町長、飯塚光昭君。

○副町長（飯塚光昭君） 各事業につきましては、補助金等の財源確保ですとか各施設の実情も考慮しまして、実施内容等を精査した時点で金額を確定し、予算計上させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 生涯学習課長、木内達彦君。

○生涯学習課長（木内達彦君） ビラにつきましては、一方的に町の不法を訴える不法なものだと思っております。現在先様の通知があるということですので、通知を待っております。

以上です。

○議長（内海和雄君） それでは、7番議員、齊藤博君の一般質問は終了しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（内海和雄君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後 4時12分）

## 平成28年第5回酒々井町議会定例会

議事日程(第3号)

平成28年12月15日(木曜日)午前9時開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第1号ないし議案第14号一括審議  
(委員長報告及び質疑・討論・採決)

---

本日の会議に付した事件

日程第2まで議事日程に同じ

追加日程第1 議案第15号

出席議員（16名）

1番	濱口信昭君	2番	須藤伸次君
3番	酒瀬川健一君	4番	那須光男君
5番	御園生浩士君	6番	川島邦彦君
7番	齊藤博君	8番	内海和雄君
9番	佐藤修二君	10番	江澤眞一君
11番	平澤昭敏君	12番	越川廣司君
13番	竹尾忠雄君	14番	地福美枝子君
15番	小早稲賢一君	16番	高崎長雄君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条第1項の規定により出席した者の職氏名

町長	小坂泰久君	副町長	飯塚光昭君
教育長	木村俊幸君	教育次長	木内達彦君
総務課長	大塚正徳君	税務住民長	大崎智行君
健康福祉課長	河島幸弘君	企画財政長	岡野義広君
住民協働課長	清宮高由起君	経済環境長	芝野芳弘君
参事兼まちづくり課長	松本有二君	上下水道長	板垣一成君
農業委員会事務局長	芝野芳弘君	こども課長	七夕夕美子君
学校教育課長	猪鼻慎二君	生涯学習課長	木内達彦君
会計課長兼会計管理者	河合昭男君		

---

本会議に出席した事務局職員

事務局長	福田良二	書記	五代より子
書記	斉藤良尚		

---

◎開議の宣告

○議長（内海和雄君） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（内海和雄君） 本日の議事はお手元に配付の日程に基づき行います。

---

◎一般質問

○議長（内海和雄君） これより日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

---

◇ 平 澤 昭 敏 君

○議長（内海和雄君） 通告順に基づき、11番議員、平澤昭敏君。

〔11番 平澤昭敏君登壇〕

○11番（平澤昭敏君） おはようございます。11番議員、公明党の平澤昭敏です。4点について質問いたします。

第1点目は、平成29年度予算編成についてです。酒々井町人口ビジョン及び酒々井町まち・ひと・しごと総合戦略、100年安心して住めるまちづくりの策定から2年目に入り、一貫した子育て支援事業、酒々井版ネウボラの導入を予定している中、行財政改革を進め、着実に財政力をつけて、町民福祉や子育て支援、教育環境の整備を進める中、100年安心して住めるまちづくりのため、各種施策に対し、どう予算編成をし、当初予算を組んでいくのか、また何に重点を置いた予算編成をしていくのか伺います。

2点目は、子育てと仕事の両立を支援するため、お迎え型体調不良児保育事業について質問します。お迎え型体調不良児保育事業は、保育所などの保育施設で児童が発熱や腹痛など急病になった場合、共働きなどの理由から児童を迎えに行けない保護者にかわって、あらかじめ決めた保育施設から保育士と看護師を派遣して、体調不良の児童がいる保育施設まで迎えに行くというものです。酒々井町も共働き家庭が多く、家庭の核家族化が進んでいます。親にも頼めない家庭も多くあります。仕事を休んで子供の面倒を見ることが難しい家庭も多くあります。子供が急病でも職場で言い出しにくい立場の人がいます。そういう人が安心して仕事と子育てを両立するためにもこの保育事業が必要と思いますが、町の考えを伺います。

3点目は、中学生のひとり親家庭への学習支援についてであります。ひとり親家庭の中学生に大学生や教諭OBが勉強を教える学習支援ボランティア派遣事業について質問します。ひとり親家庭の生徒の学習意識を高め、学力を向上させるのが目的で、学校の宿題や生徒が持参したテキストを使用した自習方式で行います。貧困の連鎖が社会でも問題となっており、ひとり親だと子供に勉強を教えることが難しいと思います。小学校には学童保育があり、夜6時、7時ごろまで勉強を教え、見守ることができま

す。しかし、中学生には学童保育はありません。今の中学校の学習は各教科書も量も多く、親が教えるにも限界があります。中学校の教育は、一度おくれるとついていくのが難しく、親が絶えず見守って勉強を見ていくことは困難です。中学生版学童保育の設立ができなければ、ひとり親の子供だけでも学習意欲を高め、学力を向上させるための学習支援が必要と思いますが、現在町では公民館事業として青樹堂がありますが、週2回程度ですので、これを発展させていくのもよいと思いますが、町の考えを伺います。

4点目は、児童虐待防止についてであります。11月は、児童虐待防止推進月間でした。児童虐待の防止等に関する法律が2000年11月に施行されました。もともと児童福祉法がありましたが、余り有効に行使されませんでした。1990年代に入り、日本では次第に子供虐待の存在が社会問題化しています。児童相談所における虐待に関する相談処理件数は、統計を取り始めた当初の1990年度に1,101件であったものが96年度は4,102件、99年度は1万1,631件、昨年度は9万件を超えました。また、きょうの新聞に載っていたのは前月比16%増の10万を超えました。児童虐待の定義は、1つ目は身体的虐待、殴る、蹴る、たたく、投げ落とす、激しく揺さぶる、首を絞める、たばこの火を押しつける、溺れさせる、逆さづりにする、冬に戸外に閉め出すなどであり、2番目の性的虐待は子供への性的行為、性的行為を見せる、ポルノ写真の被写体にするなど、3番目がネグレクト、養育放棄は、適切な食事を与えない、風呂に入れない、家に閉じ込める、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れていけないなどであり、4は心理的虐待で、言葉によるおどし、無視、兄弟間での差別的扱い、子供の目の前で家族に対して暴力を振るうなどがあります。児童虐待は、社会全体で解決すべき問題であります。当町の現状と対応について伺いたします。

第1回目の質問を終わります。

○議長（内海和雄君） 町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） おはようございます。昨日に引き続き一般質問にお答えをさせていただきます。なお、答弁につきましては政策的なものは私からお答えし、細部にわたるものは副町長、教育長、または担当からお答えいたします。

それでは、11番議員、平澤議員からは4点のご質問でございますので、順次お答えをいたします。1点目の100年安心して住めるまちづくりのため、何に重点を置いた予算編成なのか伺うとのご質問ですが、国の経済状況及び県の財政状況等を注視しながら、町の平成29年度予算編成に当たっては、財政の健全化を図り、適正な行政水準の確保と、それによる安定的な行政サービスの維持を目的として、今後の財政運営の指針となり、財政運営の基本計画となる酒々井町財政健全化計画に基づき、限られた一般財源の有効かつ効果的な活用を図るため、一般財源枠配分方式で予算編成を行うこととしております。

しかしながら、国の平成28年度税収が当初予算見通しを割り込む可能性があり、平成29年度地方財政計画の規模抑制を通じ、地方財源不足圧縮などから、地方交付税の大幅減などの可能性も考慮せねばならないところであります。

一方、平成29年度は現在作成中であります第5次酒々井町総合計画後期基本計画のスタートの年で、基本理念「みんなが主役、未来へつなぐまちづくり」及び将来都市像の「人、自然、歴史が調和した活



力あふれるまち酒々井」の推進を図る重要な年であります。あわせて総合計画に包含される計画である平成27年度に策定した「酒々井町まち・ひと・しごと創生総合戦略～100年安心して住めるまちづくりプラン～」の実現のための4つの基本目標、地方における安定した雇用を創出する酒々井づくり、地方への新しい人の流れをつくる酒々井づくり、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる酒々井づくり、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する酒々井づくりを推進できるよう、地方創生関係の財源確保を検討しながら、さらに町民ニーズを的確に把握し、十分に検討、精査した上で、高品質でおしゃれなコンパクトシティとして、小さいからこそ実現できる、きらりと光るまちづくりを継続できるよう予算編成を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 教育長、木村俊幸君。

〔教育長 木村俊幸君登壇〕

○教育長（木村俊幸君） 私からは、4項目の質問でございます児童虐待防止についてお答えいたします。

児童虐待は、心身の成長や人格の形成に影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあるものでございまして、児童に対する最も重大な人権侵害と認識しております。

ご質問の現状ですけれども、本年度の通告による児童虐待相談対応件数は、11月末現在で19件ございまして、その内訳は身体的虐待が10件、心理的虐待が5件、養育相談が4件となっております。過去の通告等の件数は、平成24年度から27年度まで平均いたしますと、25件となっております。

次に、対応についてですけれども、虐待は家庭の中で起こることが多いことから、その発見が難しいため、町では要保護児童等の早期発見、早期対応、適切な支援を図るため、関係機関で構成しております酒々井町子ども虐待防止協議会を設置しております。保育園、幼稚園、小中学校、学童、乳幼児の健診等で子供たちに異変が見られ、虐待のおそれがあると判断した場合や通報があった場合は、速やかに複数の職員等で該当する家庭を訪問し、事実確認の上、必要に応じて要保護児童等に関する個別支援会議を開催しております。さらに、緊急性や重症度により児童相談所に介入を要請するなど、子供たちの安全確保に努めているところでございます。今後も関係機関と連携を図りながら、子供たちの生命や安全を最優先に取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

○議長（内海和雄君） こども課長、七夕夕美子さん。

○こども課長（七夕夕美子君） 私からは、お迎え型体調不良児保育事業についての質問にお答えさせていただきます。

体調を崩しました園児を保護者にかわって保育施設に迎えに行くサービスは、看護を要する状態の乳幼児を保育する病児保育の附帯事業として一体的な事業運営が必要になるところでございます。現時点では、病児保育を行っている事業者がおりませんので、ご質問のような送迎事業の実施は難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 学校教育課長、猪鼻慎二君。

○学校教育課長（猪鼻慎二君） 私からは、3点目の中学生のひとり親家庭の学習支援についてお答えい

たします。

町では、公民館において小学校3年生、4年生を対象といたしましたこども青樹堂、そして小学5年生、6年生を対象といたしました土曜塾を開設して学習支援に努めております。さらに、今年度からは中学生を対象といたしました未来塾を開設して学習支援を行っております。この未来塾では、中学校と連携をして、数学と英語の学習指導を無償で行っております。家庭環境を問わず受け入れをしておりますので、ひとり親家庭の中学生も積極的に参加していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（内海和雄君） 11番議員、平澤昭敏君。

○11番（平澤昭敏君） 今の中学生の未来塾のことについてお話出ましたけども、これ数学と英語ということで、週何回、何時から何時まででしょうか。

○議長（内海和雄君） 学校教育課長、猪鼻慎二君。

○学校教育課長（猪鼻慎二君） 今年度から開所をしておりますが、週何回というんですね、年間で35日を予定しております。夏季休業中に入る5日間とかということで、ちょっと集中的に行うこともありますので、年間35日ということで。それから、時間については午前10時から12時まで、中学校の特別棟の会議室を使って行っております。

以上です。

○議長（内海和雄君） 11番議員、平澤昭敏君。

○11番（平澤昭敏君） 中学生のひとり親のですね、学習支援、本当に大変なんですよ。これでたった年間35日だけでやるというのは本当に難しいと思いますんで、ましてや先生方、教える先生も少ないと思うんですけども、町としてそういう負の連鎖に陥るといふことありますので、何とぞ考えていただいですね、これひとつひとり親に対してですね、学習支援をより強力に進めていただきたいと思うんですけども、よろしく願いいたします。

○議長（内海和雄君） それでは、11番議員、平澤昭敏君の一般質問が終了しました。

---

◇ 川 島 邦 彦 君

○議長（内海和雄君） 通告順に基づき、次に6番議員、川島邦彦君。

〔6番 川島邦彦君登壇〕

○6番（川島邦彦君） 6番議員、川島邦彦でございます。

本年3月、酒々井町歴史文化基本構想が策定されました。この基本構想の目的と位置づけについては、以下のような趣旨が述べられております。酒々井町は北総地域の中心にあり、豊かな緑と豊富な湧水がもたらした恵みと水陸の交通を通じた交流が歴史文化を育んできました。このような風土で培われた文化は、さまざまな文化財として地域の人々の手によって継承され、あるいは再認識されることにより、ここに住む人々のよりどころとして連帯感を育み、地域共同体の結びつきを形成する役割を担ってきましたとあります。そして、文化財は町の歴史や文化の理解に欠くことのできない貴重な財産であり、現在及び将来の酒々井町の向上発展のためになくしてはならない存在と位置づけ、文化財の保存と活用を積極的に推進するため、基本構想を策定いたしましたと述べております。

そこで、酒々井町歴史文化基本構想を踏まえ、地域共同体の結びつきを維持し、誇りと魅力を高めていくための施策について、以下4点について考えをお伺いいたします。

1、町の歴史について、町民意識を共有する取り組みとして、学校教育、あるいは生涯学習において酒々井町の歴史を確認する機会を設ける考えはないかお伺いをいたします。

2、町のキャラクターは、井戸っこ（しすいちゃん）、そして本佐倉城のキャラクターが勝っタネ！くんであり、民話や歴史を背景としたデザインであります。そのルーツを理解する、あるいはPRすることが町の歴史と結びついてイメージアップになると考えるところでございます。そこで、キャラクターの取り扱いについて、現状と今後の活用の考えについてお伺いをいたします。

3、酒々井町歴史文化基本構想は、別途保存活用計画を作成することとなっております。そこで、保存活用計画を作成する考え方とそのプロセスをお伺いいたします。

4、文化財の保存と活用を積極的に推進するための現状認識と課題であります。酒々井町歴史文化基本構想の中での現状認識は文化財の保護活用を通じて良好な景観が形成され、交流人口の増加をもたらす、結果として町の活性化に資することから、文化財の諸事業は欠かせないと捉えております。一方で、課題は文化財への町民意識が低いこと、あるいは歴史や文化財の保存、管理に習熟した人材育成を計画的に進めていく必要があることなどが示されております。そこで、現状認識と課題を踏まえた上で、当面の具体的施策をどうするのかということについてお伺いをいたします。

○議長（内海和雄君） 町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） それでは、6番議員、川島議員からの文化財の保存と活用についてご質問にお答えをいたします。

4点目の現状と課題を踏まえた上での当面の具体的施策についてであります。文化財の大切さを認識し、これらを活用した事業が「歴史のまち・酒々井」の活性化、交流人口の増加につながるよう、歴史資源の利活用と普及事業や人材育成に当たっていきたいと考えております。施策といたしましては、まずは文化財を囲む自然や人工景観の維持保全を第一に、そこにある歴史的、文化的な人々の営みを大切にすることで、本佐倉城跡の保存整備、旧酒々井宿町の顔づくり事業、墨古沢南Ⅰ遺跡の調査を中心に普及事業と人材育成を実施し、町民、権利者など関係者と協働の観点から推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（内海和雄君） 生涯学習課長、木内達彦君。

○生涯学習課長（木内達彦君） 私のほうからは、文化財の保存活用についての1から3についてご答弁させていただきます。

1点目の歴史を確認する機会をとということでございます。町の歴史について町民意識を共有する取り組みといたしましては、現在学校教育で小学校3、4年の社会科で、学校の周りの様子や店や工場、田畑などを学習して、町に関する関心を高めるとともに、安全に関する取り組みや環境について学ぶことにより、地域の方々の苦勞を知り、郷土を愛する気持ちを深めています。さらに、総合的な学習の時間においては、地域のボランティアの方々と一緒に昔遊びを行うことを通して、昔の町の姿や当時の子供

たちの様子を学んでいます。中学校では、1、2年生で地元で活躍した千葉氏のことや居城としていた本佐倉城や当時の生活の様子などを学習し、地域に関する関心を高めています。また、生涯学習においては、町の歴史を皆さんに知っていただくため、史跡ウォーキング、小学校への出前授業、文化財の展示や各種パンフレットの刊行を実施しているほか、郷土研究会が行う講演や講座への支援やガイド養成講座、青少年向けおもてなしカレッジの協働事業を初めとする文化財を活用した諸事業などを通して、町の歴史について周知する取り組みを行っております。今後もこれらの取り組みの充実に努めてまいります。

2番目の町のキャラクターについてでございます。町のブランド力を高める魅力づくりや郷土・酒々井に愛着と誇りを持ち、住んでよかったと思える満足度の高い自立したまちづくりを進めていくため、その推進役となる町のマスコットキャラクター井戸っこ（しすいちゃん）、本佐倉城マスコットキャラクター勝っタネ！くんを積極的に活用することで、町民の郷土愛を育むとともに、町のイメージアップを図ってまいりたいと考えております。

文化財の保存、活用の中の保存活用計画の作成でございますが、昨年度に作成した基本構想をもとに、町中の文化財の保存と活用や観光、商業施設の地域資源を関連づけた拠点整備や模擬店舗を活用したプロモーション事業について検討する酒々井町歴史文化保存活用基本計画の策定を今年度から2カ年にかけて行っていく予定でございます。

以上です。

○議長（内海和雄君） 6番、川島邦彦君。

○6番（川島邦彦君） ありがとうございます。

町民意識を共有する取り組みにつきましては、結果としてふるさと意識の醸成、子供たちにとってみれば酒々井町の次代を担う人材ということになりますので、ふるさと意識に結びつくような、そういった意味での町の歴史をきちんと理解をしていただくということがより重要だというふうに思っております。そういう意味で、今のそういう認識の中で取り組んでいるし、今度もそういう観点に立って、長期視点に立って取り組んでいきたいと、こういうことだと受けとめましたので、今後ともひとつよろしくお願ひしたいと要望として申し上げておきたいと思ひます。

キャラクターの関係なんですけれども、昨日実はしすいの水とコースター、新しいデザインだということでサンプルをいただきました。ちょうどそんな問題認識を持っていたところのいいタイミングでいただいたんで、一歩前進だなということで大変評価をしておりますし、ああいった形での第一歩が必要だなというふうに思っていたところで、そういった問題提起でございます。特に井戸っこ（しすいちゃん）のほうはホームページなんかにも載っているんですけど、勝っタネ！くんのほうはですね、存在価値というか、勝っタネ！くんとは何ぞやというのがですね、認識が薄いんじゃないかという問題認識を持っています。ご承知のとおり、大佐倉の勝胤寺を建立したというような偉大な千葉氏関係の重要人物だということなんですけれども、この勝っタネ！くんのルーツをこういうものだよというようなことがですね、町民なり町外の皆さんを含めてですね、認識をしていただくということになると、結果的にはその延長線上で酒々井の歴史に触れることになりまして、千葉氏ですね、歴史を知ることにもなってくると思うわけです。ですから、そういうことを問題認識を持っていろんな場に登場させる、そのコ

メントを含めてですね、皆様方に知っていただくと、こういうようなことでのキャラクターの位置づけをもっと明確に、戦略として明確にしていくべきではないかと、そんな思いでの問題提起でございます。

井戸っこ（しすいちゃん）についても酒々井町地名の由来としてのルーツがあるわけですし、ただただ登場させるだけじゃなくて、キャラクターを活用したPRという問題認識でございます。したがって、いろんな印刷物に使うときにはそういったこともちょっと触れて、簡潔に触れるだとかですね、あるいはホームページにもそういったルーツと結びついたキャラクターという問題認識を持った掲載の仕方だとか、そういったところに取り組むつもりはないかという問題認識でございますので、その点についてはひとつコメントいただきたいというふうに思います。

それから、保存計画の関係ですけど、3点目の問題ですけど、計画については2カ年計画で考えたいというようなことですが、この保存計画は当然総合計画の一環としての一部になると思うんですけど、財政措置も必要になってくるということになればですね、きちんとこの活用計画を早期につくって、そして関係機関であるまちづくり課だとかいうところの、財政課だとかですね、そういったところの調整の中できちんと計画的に進めていくということが必要だと思いますので、2年かけないといけないのかどうかよくわかりませんが、とにかく計画的に酒々井町の歴史の町をつくっていくという観点に立って、積極的に庁内の中でも調整して連携して取り組んでいただきたいと、こんな思いでございます。そういった意味で、着実に進めていきますということの再度のコメントがあればいただきたいと思います。

2回目、以上です。

○議長（内海和雄君） 生涯学習課長、木内達彦君。

○生涯学習課長（木内達彦君） 問題への認識を持って取り組みという応援と心得ております。まず、キャラクターの問題の中で、勝ッタネ！くんが影が薄いということですが、ホームページ上にも薄く入ってきてはおります。教育委員会の中、入ってから入ってという形で、ちょっと低いところに入っております。小学校1年生のランドセルカバーでありますとか、受験シーズンには中学校、また東京学館への勝ッタネ！くんしおりの配布、また各種イベント等にも積極的に出ているような形はとっておるんですが、さらに問題意識を持って啓発と周知に努めさせていただきます。

もう一点、酒々井町歴史文化保存活用基本計画の策定でございますが、上部の基本構想は酒々井町の都市マスタープランを参考に、連携した形で作成しております。ですので、今後の計画も町の計画とあわせた形で作り上げる計画を策定してまいります。また、財源に関しても各種の財源を精査するような形で検討をし、庁内で連携した形で積極的に策定を進めてまいります。

以上です。

○議長（内海和雄君） 6番議員、川島邦彦君。

○6番（川島邦彦君） ありがとうございます。

最後に、町長からコメントいただきたいと思いますが、この歴史の整備していくとかという、そういうのはどうしても必要に迫られてこの財政措置をどうしてもしていかなければならないということではないので、ある意味では長期視点に立った問題認識が必要だろうと。それは、ある意味じゃトップの姿勢がそういったところに反映してくる課題だというふうに思いますので、ぜひ重要認識を持って取り組んでいくという意味でのコメントがいただければ幸いです。切り口としては、ふるさと

意識というか、町民意識ということでの啓発活動という点が1点でありましょうし、もう一つは財政措置が必要な部分というところですから、必要に迫られたものでないだけに、限られた財源の中での整備ということになれば、当然トップとしての姿勢が物を言う、こういう思いがしておりますので、そういった意味での町長の気持ちといたしますか、そういったことをコメントいただきたいということを申し上げて終わりたいと思います。

○議長（内海和雄君） 町長、小坂泰久君。

○町長（小坂泰久君） ただいま川島議員から長期的な視点です、展開することと、また財政上もですね、配慮が必要だという話をいただきました。

酒々井町は、今ここで答弁させていただいたとおりですね、旧石器時代を代表するような全国でも指折りのですね、墨古沢南の遺跡がございます。それから、また平安時代の物語を如実にあらわすものを今調査中なんです、そういうものもしっかりとしたものがございます。そして、また戦国の千葉氏の遺跡等もございます。さらには、江戸時代に入ってですね、佐倉牧の野馬会所があった酒々井と、そしてまた宿場町としての酒々井という、それから明治に至っての豪商といたしますか、そういうような、筋家を初めですね、そういういろんなものがございます。余りにもですね、あり過ぎましてですね、なかなか非常に厳しいところがあるわけですが、町といたしましてはまずはその長期的な視点の中で、総合的に計画をつくっていくということでございます。ですから、歴史基本計画というだけではなくてですね、もう少し大きな幅の町としての総合計画的なものが必要であると、そう考えております。

今いろいろと人為的な制約もあるんですが、文化財についていろいろ調査していきますとですね、清光寺においてはあの大きな大イチョウ、あれは2代将軍の秀忠が植えたものだそうでございます。それから、あと清光寺等についてはいろいろな位牌等、将軍の歴代のありましてですね、大変なものがあるということでございまして、その辺も進めていかなくちゃいけないと。また、家康のお父さんのですね、いわゆる骨つぼといたしますか、お墓もあるということでございまして、そういう一つ一つの寺々がですね、しっかりとした歴史を持っております。神社もそうでございます。それから、自然もそうでございます。そういうものを全て包括してですね、町としてはやっていく必要があるのかなと思っています。

ただ、国のほうもそうなんですが、文化財に関するところはですね、やはり予算に手厚さがございません。そういうことでありますとですね、いろんなものを工夫しながら、それでもどうしても賄えないものにつきましては町単独でも実施していくようなですね、そういうことがあろうかと思っております。それから、また明治以降においてもですね、酒々井町は日本一古い町でございます。その辺を含めてですね、3万5000年前から今までという長期的な視点がございますので、その中でですね、重点的な位置づけをしながら、酒々井という安定した土地柄、こういう土地柄についてですね、しっかりと子供さん方は理解をし、そして郷土を愛し、そして町をつくっていくということでございますので、そういうその気持ちの中でですね、進めているところではあります。ひとつよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（内海和雄君） それでは、6番議員、川島邦彦君の一般質問が終了しました。

---

◇ 佐藤修二君

○議長（内海和雄君） 通告順に基づき、次に9番議員、佐藤修二君。

〔9番 佐藤修二君登壇〕

○9番（佐藤修二君） 9番議員の佐藤修二でございます。私は、今回の議会で大枠で3点について質問をさせていただきます。

大枠の1点目は、中央公民館の耐震工事の入札関連についてであります。中央公民館の耐震工事につきましては、昨日の一般質問でも同僚議員からいろいろと質問が出されておりますが、私は技術にかかわった者としての見方で質問をさせていただきます。酒々井町の公民館活動は、中央公民館の1カ所に集中して活動が、事業が運営されておまして、町内で110を超えるこのサークルや団体と、そして個人参加の皆さんによって活動がされておまして、特に学習や趣味、会議等定期的な利用を含めて、使いやすい場所としての公民館活動が見られております。また、町民の皆さんの生の声が聞こえる場所としても貴重な場所であると思えます。

この公民館、築造されて36年を経過をしておまして、地震対策等で耐震診断の結果、強度不足という判定がされております。今後いつ起こるかかわからない地震に備えて安心して使える施設の耐震工事は早急に求められているところであります。町としても既に対策をとっておまして、昨年8月に公民館の耐震工事の入札が執行されております。不調にはなっておりますけれども、1年間耐震工事を先送りするという決定がされて、利用者の皆さんにも通知がされております。

そして、1年間経過したことしの先々月の10月17日に2回目の耐震工事の入札が執行されております。2回目ということで、私どもも今度とは期待をして注視をしておりましたけれども、残念ながら再度の入札不調になっております。1回目の場合は、次回は何とかという考えもありましたけれども、不調が2回も続きますと、建物自体がどうなんだろうかというような心配をする人も多く出てきております。11月に入って、町のほうで発注形態を変えて公民館の講堂棟と研修棟に分かれた分割発注の入札が実施されたと聞いておまして、結果的には講堂棟については落札が決定されて、今回の議会の承認議案として出されております。しかし、公民館の主要な部分であり、また部屋数も多く、2階建てのこの研修棟については依然として厳しい状態にあると思われておまして、この利用団体では耐震工事の期間中の代替施設を確保するために、いろいろと四苦八苦して、やっと目鼻がついた矢先に連続しての入札不調ということで、この予定も予約も全て解消するというような状態になっておまして、今後予約等も予定ができないような状態になっております。しかし、安全に使える施設として、何とか早い耐震工事の完成を望む声もありまして、利用者の切実な思いも含めて3点についてお伺いをいたします。

1点目は、公民館の耐震工事の入札が同じ条件で、同じ仕様で、同じ物件で2度も3度も入札不調が続くというのは、発注者の町にとっても業者にとっても異例のことではあると思えますけれども、しかしながらよく考えてみますと、根本的な原因を忘れてはならないと思えます。通常入札作業は、発注時の図面、あるいは設計仕様書等に基づいて積算をします。それに加えて、各社の施工計画等も勘案して入札金額が決定をし、そして入札に臨むのが通常の入札の形態であります。しかし、この基本となるものが同じで、条件が同じで、2回も3回も不調が起こるということは、この仕様書、設計書自体、図面も含めてこれ自体が調査不足、全体の把握がされていないと。悪く言えば、建設当初の図面を使った机上の計算でのこの推測も交えた設計仕様書の作成になっているんじゃないかと。また、設計仕様を作成し

た設計事務所の技術的な力量不足、また経験不足が今回のこの入札不調に大きく関係しているんじゃないかと私は個人的に思っております。このような状態で、何回入札をしても同じことを繰り返すんじゃないかと思えます。これは、業者の入札金額のみならず、発注者の予算にも関係しているんじゃないかというように私は思っております。

この公民館の特に重要部分であります研修棟については、2階建てで部屋数も多くて、そして利用頻度も高い建物でありまして、この部分の耐震工事の工事内容は、基礎部分を中心とする耐震の補強工事であると思えます。この工事は、建物を背負っておりますし、また既存の建物を破損しないような、保護しながら工事を施工するような、非常にある意味では困難な工事になると思えます。俗に言われます赤本の歩掛等も、正常の歩掛では対応できないような状況になっていると思えます。これは、やはり調査不足、公民館を今まで見ておりますと、部屋を開孔して調査したり、あるいは外部からの調査もしたとはほとんど見られておりませんで、こういうことも不調の原因に大きく関係しているんじゃないかと私は思っております。公民館自体は、町民の多くの皆様が利用している重要な施設でありますし、また災害時の避難場所としても指定されている重要な場所であります。それだけに、耐震工事の早期の決着をしなければならないと思えます。仮に今現在同程度の公民館を新築しようとするれば、6億も7億もかかるというような考えたくもないような事態になると思えます。そういう意味で、私見ではありますが、やはり図面を初め、設計仕様を見直して、そして全ての管理をやる設計事務所を入れかえた対策を早急にとって、そして入札を進める等の対策が必要だと思えます。小手先だけの対応では禍根を残すことになるのではないかと思っておりまして、町は今度どのように対処していかれるのかについてお伺いをいたします。

2点目は、入札不調が2度3度と続いておりまして、利用者の皆様からは建物自体が使いなくなるような可能性もあるのかというような話も聞いておりまして、この点について町の見解をお伺いします。

3点目は、1年繰り延べとなって実施された10月17日のこの入札の不調以後の分離発注等の経過、またその先の方針についてお伺いをいたします。

大枠の2点目は、酒々井コミュニティプラザの改修についてであります。酒々井コミュニティプラザの改修計画が検討をされております。近隣の市町村、自治体で100トンクラスの焼却炉があるところでは、住民の健康増進対策としてプールやトレーニングセンター、そしてジャクジー、風呂等が設置をされて、有料で継続して運営をされております。酒々井町にあります佐倉市、酒々井町清掃組合の焼却炉については、内容や規模についてもほかのところと比較して劣るものではありません。むしろローテーションを組んだ焼却炉の稼働ができる等、すぐれているのではないかと私は思っております。しかし、地元対策としてはこの500から600平米の体育館と事務所と会議等、宴会等できる舞台のついた部屋、小規模の風呂場だけの施設となっております。酒々井町は、福祉千葉県一を掲げておりますが、健康増進、実際に体を使える健康増進施設というのはほとんどないのが現状でありまして、佐倉市や成田市に行っている方も多くおられますが、2点についてお伺いします。

1点目は、酒々井コミュニティプラザの改修計画は佐倉市、酒々井町清掃組合の予算で考えられておりまして、特に焼却炉の位置する地元対策が第一義であることはもちろんであります。施設も規模も大きくて、加えて町民から要望のありますトレーニング施設や高齢者の健康づくりに役立つ小規模の水



中遊歩等ができるような施設の建設を町として清掃組合に要望するべきではないかと思いますが、お考えをお伺いいたします。

2点目は、酒々井コミュニティプラザとハーブ園は隣接をしております。これで隣接をしておりますが、お客様対策としてこのコミセンの建物と、そしてハーブ園を一体化した運営を検討すべきであると思いますが、お考えをお伺いいたします。

3点目は、総合公園の関連についてであります。最近の総合公園は管理が行き届いておりまして、気持ちよく利用することができるという声も聞かれております。特に平日でも朝早くからジョギングやウォーキングをしている町民の姿も見られておりますし、3月から4月にかけてのお花見シーズンには5人から10人のお子さんを連れた家族連れが芝の上に陣取って、このお子さんの元気な声があちこちで聞かれております。また、20人程度のサークル仲間と思われる若い人たちがゲームや談笑をしている姿も見られておりまして、多い日には30組以上の集まりがあちこちで見られております。定期的に公園内を歩いておりますが、出会う人たちにいろいろと施設の件や遊具の件で質問をいただいております。そこで、3点についてお伺いをいたします。

1点目は、公園内の大時計や街灯が故障しているのではないかと。また、子供向けの遊具のターザンロープが故障して使えないじゃないかというような指摘もありまして、現地を確認しておりますが、確かに時計はとまったまま、ターザンロープは一時的かもわかりませんが、使えないような状態が見られておりました。これら時計やターザンロープ等は、この公園の施設の目玉の施設でもあると思います。予算の面はあるかと思いますが、子供たちのためにも早急な対策が必要であると思いますが、考えをお伺いいたします。

2点目は、公園内のトイレの設置についてであります。この件については、以前の議会でも質問をさせていただいておりますが、現在は野球場付近とテニスの練習場付近の2カ所にトイレが設置をされております。しかし、入り口付近、子供たちが、幼児が多く遊んでいる築山や駐車場付近にはこのトイレの設置がなくて、設置を望む声も出ております。特にスポーツの大会や、あるいは花見シーズン等では、女性トイレ等は列をなしている状況も見られております。公園全体の面積のバランスから考えても、入り口付近にトイレを設置する必要があるのではないかと思います。町の考え方を伺いいたします。

3点目は、マムシの看板について現地を再調査しましたが、どうもいたずら看板というようなこともありまして、この件については質問を抹消させていただきますので、よろしく願います。

以上3点について質問をさせていただきまして、私の1回目の質問を終わります。

○議長（内海和雄君） 町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） それでは、9番議員、佐藤議員からは3点のご質問でございますので、順次お答えをいたします。私からは、2点目の酒々井コミュニティプラザの改修についてお答えをいたします。

まず、1つ目の改修についてのご質問ですが、酒々井コミュニティプラザは酒々井リサイクル文化センターの地元、墨、飯積地区であります。の還元施設として昭和62年10月に開館し、集会、研修、健康増進など、町民並びに周辺地域住民の憩いの場としての町直営により運営している施設であります。

当施設は、建設から約30年が経過していることもあり、施設の運営とあわせて今後の施設のあり方を

検討するために設置した酒々井コミュニティプラザ検討委員会からの意見を参考にしながら、高齢者が利用しやすい施設としてのエレベーターの設置やバリアフリー化、健康づくりの場としての水中歩行浴やトレーニングルームなどの設置を検討しているところであります。また、新たな利用方法として酒々井プレミアム・アウトレット等からの誘客を図るため、食の提供の場などを盛り込んだ改修方法の基本設計をプロポーザル方式により実施することを予定しているところであります。

次に、2つ目のコミュニティプラザとハーブガーデンを一体施設として運営を考えるべきとのご質問でございますが、ハーブガーデンの営業日等を含め一体的に運営することで、さらに魅力ある施設として運営できるよう工夫してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（内海和雄君） 生涯学習課長、木内達彦君。

○生涯学習課長（木内達彦君） 私のほうからは、中央公民館の耐震工事についての答弁をさせていただきます。3点ということでございます。まず、1点目でございますが、冒頭に中央公民館の利用団体につきましては、利用者団体また町民に大変ご迷惑をかけていることを冒頭おわび申し上げます。

1点目でございますが、入札不調の原因及び設計事務所における調査不足等に関してのご質問と承ります。設計受託をした業者は度々現地を訪れ、中央公民館職員と打ち合わせを持っておりました。また、必要に応じてまちづくり課職員も交えて打ち合わせを行っております。今年度2カ月間の委託期間にて、設計変更業務を行っていることから、設計事務所における現地把握及び調査不足等はないものと考えております。主な原因としたしまして、町民文化祭や町行事等への影響を考慮して工事工期を年度後半にしていること、また東京オリンピック・パラリンピックや震災復興に係る業者の繁忙、資材の調達困難等の要因が入札不調の原因で考えております。

2点目の建物自体が利用できなくなる可能性についてのご質問ですが、11月17日に実施された入札において、講堂棟部分については落札され、耐震強度は担保されます。研修棟については、工事が一日でも早くできるよう引き続き努力をしてまいります。

10月17日入札不調以降の状況及び今後の対策についてのご質問ですが、2点目のご質問回答時にも述べさせていただきましたが、11月17日に講堂棟、研修棟の2つに分割して入札を実施し、講堂棟部分のみ落札されています。研修棟部分については再度の入札を行い、落札されない場合は本議会に上程してあります研修棟耐震補強工事設計診断を実施し、早期に耐震補強工事が実施できるようにしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（内海和雄君） まちづくり課長、松本有二君。

○参事兼まちづくり課長（松本有二君） 私からは3番目の総合公園の関連についてお答えいたします。

1点目の総合公園内の時計につきましては、バッテリーが寿命を迎えておりましたので、バッテリー交換を実施しています。また、駐車場の公園灯は水銀ランプの交換をともに11月上旬に行っております。また、ターザンロープにつきましては、併設のアドベンチャートリムとあわせて、これらアスレチック遊具を今後修繕または更新させていくのかどうか、公園施設の利用実態と修繕費や設置費など、費用対効果を踏まえまして総合的に検討してまいりたいと考えております。

2点目の総合公園のトイレにつきましては、野球場やテニスコートなど長時間滞在する施設や多目的に利用される広場から適切な位置に設置していると考えております。しかしながら、ご質問のとおり駐車場付近にはトイレがないことから、管理棟のトイレを利用できることをお知らせするなど、今後方策を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（内海和雄君） 9番議員、佐藤修二君。

○9番（佐藤修二君） 私の質問をこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（内海和雄君） それでは、9番議員、佐藤修二君の一般質問が終了しました。

ここでしばらく休憩します。

(午前10時10分)

---

○議長（内海和雄君） 休憩前に引き続き再開します。

(午前10時25分)

---

◇ 竹 尾 忠 雄 君

○議長（内海和雄君） 通告順に基づき、次に13番議員、竹尾忠雄君。

〔13番 竹尾忠雄君登壇〕

○13番（竹尾忠雄君） それでは、私、日本共産党の竹尾忠雄でございます。ただいまから一般質問をさせていただきます。

通告に基づきまして、まず1点目でありますけれども、平和問題について、第6回の平和首長会議についてお尋ねをいたします。平和首長会議は、11月7日、8日に佐倉市で開催されました。平和首長会議は、昭和57年の設立以来、世界の都市と連帯し、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を訴え続けてきたそうです。平和首長会議には、現在世界の162の国、地域から7,164の都市が加盟しておるそうです。当酒々井町においても加盟されております。

1945年8月に広島市、長崎市に原爆が投下され、21万人を超える人々の命が奪われました。今も放射線による被爆者の苦しみは続いています。被爆者を先頭に核兵器廃絶の緊急性を訴える日本と世界の世論と運動が国際政治を動かし、本年10月27日に国連総会第1委員会は核兵器禁止条約の締結交渉を来年3月から開始することを決定されました。これに賛成した国連の123カ国という圧倒的多数で採択されました。核兵器のない世界の実現という人類にとって死活的な緊急課題をめぐる画期的な動きとなりました。日本政府は、これまで核兵器禁止条約の交渉開始を求める国連総会の決議には棄権を続けてきました。今回は、アメリカの恫喝に屈して反対に転じました。唯一の戦争被爆国の政府にあるまじき、余りにも情けない態度でした。

私はここに、11月19日付の新聞に、被爆者の思いということで、被爆者である片山昇さん、84歳、東京日野市在住の方の記事が私の思いということで掲載されておりますので、私ちょっと紹介したいと思います。片山さんは、広島の爆心地から1.7キロメートルにある段原国民学校で被爆しました。13歳のときでした。校舎の2階で本を読んでいたとき、校舎の廊下を走る人の足音と同時に、B29だ、B29だ

という叫び声が聞こえました。しかし、いつものことだと思い、気にもとめなかったと言います。突然閃光で目の前が真っ白になりました。校舎は、熱線と爆風で一瞬にしてぐしゃっと壊れ、体は地面にたたきつけられました。気がつくと、音のない真っ暗な死の世界がしばらく続きました。助けての叫び声に、生きていることに気がつきました。崩れた校舎を何とかはい出、逃げた片山さん。助けてあげられなくてごめんと、今でも心の重みになっています。家族に会おうと、家に向かって歩き出しました。あちこちで炎が上がり、すれ違う人はほぼ裸に近い状態。熱線と爆風でやけどをした皮膚はめくれ上がり、男女の見分けもできない人も、長くて美しかったと思われる髪は逆立ちしていました。頭のない赤ちゃんを抱いた母親を見たときには、地球の終わりだと思ったと語ります。家に戻る途中、げろげろと吐きました。当時は、その原因が放射線だということはわかりませんでした。

家に戻ると、屋根は吹き上がり、骨組みだけが残っていました。家族で身を寄せた寺には、多くの人が傷の手当てのために来ていましたが、ほとんどの人が手当てをする前に死んでいきました。いまだに鼻の奥に染みついたあのおい、死のおい、うみとウジとハエと、当時多くの人が孤児になったり、一家全滅した人が多かったことから、片山さんは長年被爆したことなどを口にはできませんでした。

被爆者の実証を語り、核兵器廃絶運動を始めたのは約30年前でした。同じ小学校に通っていた友人の谷本マサルさんが亡くなる直前に残した言葉「かたきをとってくれ」という言葉、原爆で亡くなった多くの人々の思い、原爆症に苦しみながらも生きることを意味を問い続ける中で、かたきをとるとは核兵器をなくすことだと気づきました。片山さんは、被爆の実証を語る活動を行っています。また、4月から始まったヒバクシャ国際署名に積極的に取り組み、親戚や友人、知り合いに郵送して集めています。世界は、多くの核兵器があります。核兵器をつくるのも人間なら、使うのも人間です。それをやめさせるのも人間である私たちです。人間と核兵器は共存させてはならない。核兵器廃絶の実現なしには、私の戦後は終わりません、それが死者に対する生き残った私の使命です、こういうようなことで新聞に掲載されておりました。私も広島原爆ドームあるいは資料館にも行ってきてきたこともありますけども、この被爆者の片山さんの記事を見て、本当に改めて核兵器の廃絶、思いを引きずっております。そういう中でお尋ねいたしますが、1点目の核兵器廃絶に対する町長の見解を伺います。

2点目は、第6回平和首長会議では、どんなことが議論され、どんなことが決まったのかお尋ねをいたします。

大きな2点目で、体育館についてお尋ねします。2011年3月11日の東日本大震災以来、町体育館の利用中止、耐震補強や新設のための検討委員会等で検討し、6年近くが経過します。現在は、昼間の利用は酒々井コミュニティプラザの体育館のみです。震災以前は、町体育館の利用は年々多くなっていました。体育館は、高齢者も気軽に利用し、町民の健康増進に寄与してきました。誰もが健康で長生きできるように軽スポーツを楽しめる施設、スポーツ振興と健康増進のためにも町体育館は私は必要不可欠な施設だと思います。体育館についての町の基本的な考え方についてお答えをお願いいたします。また、昨日の同僚議員の同じ問題について、まだ余裕があるということがお答えありましたけれども、これはどういうことなのか、お答えいただきたいと思います。

3点目は、町有財産の活用についてお尋ねします。町有財産の活用についての第1点目は、旧味だよりの施設の活用についてお尋ねをいたします。

2点目は、酒々井小学校のプール施設の今後の活用について。

3つ目は、旧産業事務所解体撤去後の跡地利用についてお尋ねをいたします。

4つ目は、東京電力株式会社から取得した土地の取得目的と、現在未利用地となっている理由についてお尋ねします。あわせてこの土地の購入契約年月日を教えていただきたい。

続いて、5点目ですが、上岩橋字岩崎324番ほか2筆の土地取得の目的と未利用地となっている理由についてお尋ねをし、あわせて契約年月日をお聞かせ願いたい。

大きな4点目ではありますが、馬橋地区における再生土による盛り土崩落について。再生土の盛土事業の許認可は県ですが、今回の事故で町の対応はどうだったのか。私、後でわかったんですけども、再生土そのものについての許可とかそういうものはないんだそうです。ただ、農地ですので、いわゆる農地転用が必要ということで、農地等の転用ということで県許可というご理解していただきたいと思います。

1点目の排水路の管理者は町ですが、盛り土事業に際して、事業者との協議で町はどのような意見を付したのか。

2点目は、事故後の対応、水害を防ぐために、先日の全員協議会でも台風の状況について報告がございました。消防自動車で排水をしたとか、そういうことが報告されましたけれども、どのような対応をされたのか。

3点目は、排水路の原状回復は確認されているのか。配水管の中に土砂等の堆積、そういうのが確認されておるのかどうか。

4点目は、この事故に対する業者の責任についての見解を伺って、第1回目の質問といたします。よろしくをお願いします。

○議長（内海和雄君） 町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） それでは、13番議員、竹尾議員からは4点のご質問でございますので、順次お答えをいたします。

1点目の第6回平和首長会議についてお答えをいたします。核や戦争のない平和な社会の建設は、町民のみならず国民全ての願いであると思います。核兵器の廃止や廃絶についての問題については、国会において広く国民的な議論のもと検討されるべきものであると考えております。

第6回平和首長会議についてであります。議案の審議等が行われた11月18日は、核兵器禁止条約の早期実現に向けた日本政府に対する要請について等が議論されたものであります。

以上です。

○議長（内海和雄君） 副町長、飯塚光昭君。

〔副町長 飯塚光昭君登壇〕

○副町長（飯塚光昭君） では、私からは4問目の盛り土崩落の件についてお答えをいたします。

まず、議員おっしゃられておりましたとおり、再生土の盛り土につきましては県も町も許認可権はありませんので、事前協議の義務はありませんが、業者が盛り土を行う場所に農地転用の必要があること、また町で管理する水路がありますことから、町に事前の相談がございました。そこで、町としましては現状の排水路の機能を損なうことのないよう業者を指導したところでございます。

2点目の事故後の対応、水害等を防ぐための対応はどうだったのかとのご質問でございますけれども、再生土の水路への崩落後、業者に早急に復旧するよう指導しましたが、天候不順による長雨の影響で現場に重機が入れず、作業が進まない状況が続きました。暗渠管口が閉鎖された状況であったことから、開運団地前のJR側の排水路も増水したため、この増水している排水路から町、消防署による排水作業を実施いたしました。また、事業者による復旧作業は応急措置ではありますが、暗渠管口にポンプ圧送による排水、応急の水路を掘っての排水を実施しているところであります。

3点目の排水路の原状回復は確認されたのかとのご質問でございますけれども、現在埋立地全体に排水がとどまっていることから、排水作業と並行し、原状回復の指導をしているところでありまして、あわせて町職員による現場監視をしているところでございます。

4点目の業者の責任はないのかとのご質問でございますけれども、業者は水路を原状回復する責任を有しているところでございます。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 生涯学習課長、木内達彦君。

○生涯学習課長（木内達彦君） 町民体育館についてご答弁させていただきます。

町民体育館の建てかえの検討状況は、国の補助金等の財源、町の一般財源の優先順位、建設場所、建設規模、東日本大震災の復興及びオリンピック・パラリンピック等による建設単価の増等の諸問題を抱え、平成23年11月の酒々井町体育館検討委員会の提言の内容で進めることは厳しい状況にあり、公共施設等総合管理計画の中で改めて検討してまいります。町の学校開放、コミュニティプラザにつきましては、こま数に余裕があると考えております。

○議長（内海和雄君） 経済環境課長、芝野芳弘君。

○経済環境課長（芝野芳弘君） それでは、私からは3点目の町有財産の活用について、1点目の旧味だよりの施設の活用についてお答えいたします。

当該施設は、旧味だよりから寄附採納を受けたものでありますが、もともとは県の女性起業活動フォローアップ事業補助金を受けて農事組合法人味だよりが整備したもので、建物の処分制限期間が残っていたため、用途廃止するには県に対し財産処分申請等の手続が必要でした。なお、本年2月に県から承認されたところでございますが、活用方法については現在調査研究をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） こども課長、七夕夕美子さん。

○こども課長（七夕夕美子君） 私からは、酒々井小学校プール施設の今後についてお答えをさせていただきます。

酒々井小学校のプールにつきましては、現在プール事業の指導業務委託及び移動バスの賃借に係る費用を予算計上させていただき、天候等に左右されない屋内プールにおいて授業を進めております。施設の今後につきましては、公共施設等総合管理計画の中で検討してまいります。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 企画財政課長、岡野義広君。

○企画財政課長（岡野義広君） 私からは町有財産の活用の旧産業事務所解体撤去の跡地利用についてで

ございます。

旧産業事務所解体撤去後の跡地利用につきましては、現在検討中でございます。当面普通財産として管理していく予定となっております。

以上です。

○議長（内海和雄君） まちづくり課長、松本有二君。

○参事兼まちづくり課長（松本有二君） 私からは、3番目の4点目と5点目についてお答えいたします。

4点目の東京電力株式会社から取得した土地につきましては、東京電力の高圧線の廃止に伴い、鉄塔のあった土地について町に優先的に売り払いの協議があり、公園に隣接していることと良好な低層住宅地としての環境を守るため、土地を取得したものであります。当面は、現状で管理していきます。

5点目の上岩橋字岩崎324番ほか2筆の土地取得の目的と未利用地となっている理由についてのご質問ですが、当該用地は狭隘な道路の拡幅用地と排水の貯水施設用地として取得したものであります。こちらも当面は現状で管理してまいります。

以上です。

○議長（内海和雄君） 13番、竹尾忠雄君。

○13番（竹尾忠雄君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず初めに、核兵器廃絶に対する町長の見解についてお尋ねいたしました。町長自身のいわゆる核廃絶に対する見解は答えられませんでした。私は、核廃絶についてはですね、これは誰もが望むことだと思います。ましてやこの町の町政を預かる、町民の命と暮らしを預かる首長としてですね、自身の見解を当然述べるべきだと思います。改めてお答えを願いたいと思います。

私ここに、28年10月の広報ニューしすいもありますけども、ニューしすいにもですね、平和への祈りを込めて広島、長崎へ町から千羽鶴を送ります、町長写真入りでですね、折り鶴の会の会長さん、あるいは折り鶴を折った小中学生の皆さん、4,000羽を超える折り鶴が広島と長崎に鎮魂と哀悼の意を込めて千羽鶴を送ったという、こういう記事も載っております。町としての平和授業、平和教育の一環として、夏には映画を開催したり行われております。

そして、酒々井町も、先ほど私述べましたが、さきに行われた平和首長会議にも参加して、平和首長会議そのものは、いわゆる被爆者の願いを原点として活動しているのが平和首長会議です。たしか酒々井町は、平成22年に平和首長会議に加入されたと思いますけれども、みずから加入している被爆者の願い、原点、先ほど被爆者の思いも私伝えましたけれども、そういう点からして、ぜひ町長としてのですね、核廃絶に対する思いをみずからの言葉で語っていただきたいと思います。これは、町長自身も隣の佐倉市で開かれた平和首長会議に参加されておられるわけですので、ぜひ次の問題とも関係しますので、お答え願いたいと改めて思います。

平和首長会議について、どういうことが議論されたのかということについてもですね、余り先ほどのお答えでは具体的にお答えされませんでしたので、私平和首長会議の総会の資料をインターネットでとりましたので、どんなことがこの平和首長会議行われたのかの点について、若干報告したいと思います。

今回の首長会議は、2つの総会の議題をもって議論されました。1つは、広島、長崎の被爆者が訴える核兵器廃絶の国際署名の取り組みについて総会で議論されました。平和首長会議の資料では、広島、

長崎のヒバクシャ国際署名の取り組みを決めました。このようにうたっています。平和首長会議では、核兵器禁止条約の早期実現に向け、交渉開始を求める市民署名活動に平成22年から取り組んできた、これは平和首長会議自身ですね、会議として取り組んできた。集まった署名は、適宜国連に提出してきたと。直近では平成27年、昨年ですね、4月、アメリカ、ニューヨークで開催されたNPT再検討会議の際、会長である広島市長から国連軍縮担当上級代表とNPT再検討会議議長に署名を手渡した、そういう経過があります。

今回の被爆者の皆さんから要請された国際署名に取り組んでほしいと平和首長会議に申し入れがあったということで、その対応について議論がされました。ヒバクシャ国際署名は、これまで個別に活動していた被爆者団体が行動をともにして実施するものであり、被爆者の願いを原点として活動している平和首長会議として尊重すべきものであると考える。ヒバクシャ国際署名の趣旨には、被爆者は速やかな核兵器廃絶を願い、核兵器禁止、廃絶する条約を結ぶことを全ての国に求めますとあり、平和首長会議の行う市民署名活動と目的を同じにするものであると。以上のことから、平和首長会議としてヒバクシャ国際署名に賛同し、協力すると、こういうことが今回決まったと。被爆者団体が取り組む広島、長崎国際署名を平和首長会議として取り組みますということを決めました。

私は、昨年10月27日の国連総会第1委員会、核兵器禁止条約などを交渉する会議が決議されたことは、被爆者を初め、平和首相会議や世界の反核平和運動を長年、草の根からの取り組みが政治を動かし、大きな力になったと思います。ヒバクシャ国際署名が世界で数億を目標に開始されます。第6回平和首長会議総会で決定したヒバクシャ国際署名の取り組みについて、具体的に私伺います。町としてもですね、平和都市宣言を平成元年に行っております。酒々井町として、平和首長会議に参加している町として、行政として、私はヒバクシャ国際署名を、これは党派やイデオロギーを超えて誰もが取り組めるものなので、役場庁舎を初め、公共施設等に署名コーナーを設けて、署名をしよう、置いて誰もが自由に署名できるようにしてはどうかと。ぜひ首長会議の総会で決まった国際署名取り組みに、町としても公共施設に署名用紙を置いて、一日も早い核廃絶のために取り組んでいただきたいと提案しますが、町長としての署名の取り組みについてお考えをお聞かせ願いたいと思います。

それから、もう一点はこの被爆者平和首長会議で決まったことは、私資料を見せてもらいましたが、平和首長会議として新たな決意が秘められた総会だと思えました。加盟都市は、市民社会と連携して2020年までの核廃絶を目指す。そのために、積極的に展開を図る。平均年齢が80歳を超えた被爆者に一人でも多く核兵器のない世界を見ていただくために定めた年次目標だと平和首相会議で訴えております。

そして、今回の首長会議で全員一致で決まった要請文、核兵器禁止条約の早期実現に向けた日本政府に対する要請文です。これを私ちょっと読み上げます。

内閣総理大臣安倍晋三様。核兵器廃絶、核兵器禁止条約の早期実現に向けた取り組みの推進について要請。平和首長会議、広島市長、副会長、長崎市長。世界の15の都市の首長は、昭和57年、1982年の設立以来、世界の都市と連携し、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を訴え続けてきました。平和首長会議には、現在世界の162の国、地域から7,164の都市が加盟しており、その数は増加の一途をたどっています。そのうち日本国内の加盟都市は、全市町村の94.4%に当たる1,643に及んでおり、第6回目となる



平和首長会議加盟都市会議総会は、11月7日及び8日の2日間、千葉県佐倉市で開催されました。

1945年8月広島、長崎両市へは1発の原子爆弾により、一瞬にして廃墟化し、両市合わせて21万を超える多くの人々のとうとい命が奪われました。放射線による被爆者の苦しみは今も続いています。その広島、長崎の被爆の実証を見れば、核兵器は非人道兵器のきわみであり、絶対悪であることは明らかです。

こうした中、平和首長会議では加盟都市の市民、NGOと連携し、2020年までの核兵器廃絶を目指す2020年ビジョンの積極的な展開を図っています。2020年は、平均年齢が80歳を超える被爆者に一人でも多く核兵器のない世界を見ていただくために定めた目標年次です。ことし4月に広島でG7外相会議が開催され、世界の犠牲者への広島、長崎訪問の呼びかけを含む広島宣言が発表されました。翌5月には、オバマ米国大統領が現職として初めて広島を訪問し、核保有する国々は恐怖の論理から逃れ、核兵器のない世界を追求する勇気を持たなければならないと訴えました。また、10月には国連第1委員会において、2017年中に核兵器禁止条約の制定の交渉開始に向けた決意が国連加盟国の半数を超える123カ国の賛同を得て採択されました。被爆者の切なる願いである核兵器のない世界、実現の第一歩が踏み出されたものであり、平和首長会議は心から歓迎します。

現下の政治情勢を見れば、各地域における安全保障上の懸念への対応が重要な課題となっていることは明らかですが、核兵器廃絶と世界恒久平和に向けて着実な一歩を踏み出すため、核兵器禁止条約の実現こそが急務であり、平和市長会議ほか市民社会とともに、そのことを世界の為政者の共通認識とするため、取り組みを全面的に支援していきます。

日本政府が決議に反対したことは、被爆者の切実な思いに背くものであり、極めて遺憾です。日本政府は、核兵器のない世界の実現に向けて、戦争被爆国としてこれまで以上に力強いリーダーシップを発揮し、全ての国連加盟国による建設的な議論が行われるよう力を尽くしていただくことを強く要望いたします。平成28年11月8日。平和首相会議。国内都市加盟会議代表、平和首長会議、広島松井市長、そして平和首相会議の副会長、長崎市長上田市長。第6回加盟都市主催、佐倉市蕨市長と、こういう形で24日に外務大臣を通じて総理大臣に送られました。

今回の平和首相会議は、この2つのことが総会で議題となり、私は今回その国連で廃絶の決定がされたことを、本当に平和首長会議の長い間の被爆者の思いに立って運動してきた結果が国連を動かしたなというふうに感じております。ぜひ町長からは、核廃絶と署名の取り組みについてお尋ねをいたします。

次に、体育館の問題についてお尋ねをいたします。昨日も同僚議員が町民体育館を早急につくってほしい、そしてさきの6月議会ですか、6月議会でも他の同僚議員が町体育館の建設をというよりも、今ある体育館の耐震補強でつくってほしい、こういう要望も質問をされておりました。先ほどの課長の答弁では、新しい体育館ということで検討委員会で検討してきたけれども、財政的な面等で非常に無理だということで、改めて検討するということがありますけども、ぜひ今多くの皆さんですね、自分の体を健康維持しようということで軽スポーツなど楽しんでおられます。

そういう中でですね、先日私あるサークルの方とお会いしましてですね、こう言っておりました。今町の体育館が使えなくなってしまったので、今墨のコミプラの多目的ホール、体育館を利用していますということでですね、以前は会費でお茶会もできたんだ、しかし墨の体育館は利用料支払わなければな

らないために、年間10万円利用料を払うためにお茶会もできなくなってしまった、こういうようなこともおっしゃっておられました。先日私コミプラの体育館のほう見に行ったんですけども、お母さん方が言われておりましたけれども、いわゆる予約についてもですね、非常に1週間ごとの予約でですね、予約をとるのに大変だと。いわゆる1カ月とればいいんですけども、毎週予約をとらなくちゃならない。こういうようなことで、その日の状況なども事務方から聞きましたけども、きょうは4団体が1日やっているという、このような話でありました。

私はですね、町体育館は必要不可欠な施設だと思います。そういう点でですね、他の同僚議員からもいろいろな角度から訴えられました。健康を維持して町の健康財政を圧迫しない、そういう意味でも効果があるんじゃないか、こういう話も昨日ありましたけども、町の体育館、町民の今強い要望だと思いますので、ぜひ検討して、一日も早く建設に向けて、建設というよりも、私は今の体育館の耐震補強でやっていただきたいなと思います。

昨日は、まだ余裕があるというような話でありますけども、私コミプラで体育館の今稼働状況を調査してきました。26年の調査ですけども、これが稼働率が91.71%、27年度は99.44%、28年は99.59%。なぜ100%いかないかという、少年野球なんかのですね、雨天のときの使用を予約して、結局雨が降らなかったために外でやったからキャンセルとか、あと選挙の準備のためとか、そのぐらいでですね、ほとんどが体育館が稼働されている、こういう状況だということで、ぜひそういうことも含めてですね、町体育館の早期の再開をお願いしたいと。

次に、3点目、町有財産の活用についてお尋ねをいたします。町有財産についてですね、まず1点目ですが、味だよりの跡地の施設の利用ですけども、先ほどご答弁がありましたけども、県の補助金をもらって施設をつくったということですね。ようやく2月に県より解除されたというお話がありました。私思うんですがね、ここ調理施設もあるし、備わっている施設だしですね、私独居老人やですね、井戸端などで来ている皆さんに、給食の配給やですね、今子供の貧困ということですね、全国でこども食堂などがですね、今非常に広がっているんですね。食事がとれない子供が多いと言われていています。そういう点でですね、この味だよりの施設、せっかく調理器具、施設がすぐ使えるわけですから、そういう形でやってはどうかと。

先日私あるご婦人の方からですね、こういう意見があったんですよ。自分自身の健康のためにもですね、ボランティアで給食弁当などで働きたいと、やってみたい。施設があるのであればですね、ぜひ声をかければですね、人は集まる、そういうふうに言っておりました。食材についてはですね、農家の皆さんからですね、販売できない野菜等をですね、提供してもらって、そこで調理して、困っている方に配給する、そういうような活用をぜひしていただきたいというふうに提案をいたします。もしなんだったらですね、社会福祉協議会などを通じてですね、そういう形での利用の仕方、せっかくの施設でありますので、活用されるべきだと思います。

それから、酒々井小学校のプールの活用についてでありますけども、先ほど課長からありましたけれども、今子供たちは民間のスイミングクラブを活用しております。ことしで2年目を終了しましたが、この検証をし、プールが必要なければ、跡地の利用について検討すべきではないでしょうか。現在私現地見ましたけども、プールには水はたまってなく、周囲は草ぼうぼうになっております。ぜひ必要のな

なくなったということであるならばですね、運動会などの学校行事の駐車場として活用されるべきではないでしょうか。

次に、3点目の旧産業事務所の解体撤去の跡地利用、近々解体撤去をされるそうですけども、ここへの、現在、先ほど跡地利用検討中ということでありすけども、東酒々井地区には井戸端という集う場所がありますけれども、酒々井地域にはございません。ぜひ酒々井地域にも井戸端のような集う場所が必要だと思います。ひとりで自宅でテレビを見ているだけでは、健康維持のためにみんなで集い、健康で長生きできるよう施設が必要だと思います。

私は、井戸端の利用状況を先日お聞きしました。今ある井戸端の利用がですね、5,268人の方が井戸端に集まって活用されている。いろいろミーティングとか何かでお手伝いする方含めると、6,000人を超える方がですね、あの井戸端に携わっているということですので、歩いていける、このバイパスの上にある産業会館の跡地に、ぜひこういう施設をつくられば、この周辺の皆さん気軽に利用できるんじゃないかと、こういうふうに思っております。

3点目ですが、公園の土地取得年月日教えてくださいと言いましたけども、お答えありませんでしたが、東電からの取得、25年何月かわかりませんが、25年に購入しているというふうに私承知していますが、東酒々井にあるさるすべり公園、面積が97.98平米、価格は127万3,740。もう一つは、岩橋ふれあい公園に隣接し、225平米、450万円ということで購入されておりますが、これはいわゆる公園に接続した部分が東電の鉄塔の跡地ということで、東電から買ってほしいということで町が買って、町が公園用地として使うんだということでありすけども、現状は周囲を囲ってあって使えない状態になっている。

私先日さるすべり公園見に行ってきましたけども、さるすべり公園に接続している公園にわざわざ柵が張ってあるために、そこが公園と一体として使えていない～（終了5分前のベルの音あり）～という点で、ぜひ管理上もですね、柵のないほうが草刈りや、木柵が腐って修理されておりますけども、管理費の上からもぜひ撤去して、公園として使えるようにしていただきたい。そして、ふれあい公園についても同じく、上岩橋では子供たちがサッカーボールを使って遊んでおりました、私見に行ってもですね。あそこは、結構若い方が多いのですね。子供たちもふれあい公園多くいるもんですから、ふれあい公園が使われていると、下の旧岩橋分校でやられている、使われているということですので、ぜひこれは目的で買ったわけですから使われるように、柵を取ればいいわけですので、そんなに何百万とかかるわけではありませぬので、ぜひ。

それから、もう一点は上岩橋の324番の2筆、これはいわゆる道路拡張用地として、狭隘道路ということで購入したということでありすけども、先ほどの答弁では当面はこのままだと。購入しておいてですね、何年も置いておいてですね、目的があつて買ったんですから、狭いところを拡張する、これはそんなにかかる事業じゃないんですから、着手すべきだと思いますけども、いかがでしょうか。財産の有効活用を願います。

排水路については、時間がありませんので終わりにします。以上お答え願います。

○議長（内海和雄君） 時間がございませんので、答弁は完結に願います。

企画財政課長、岡野義広君。

○企画財政課長（岡野義広君） 私からは、旧産業事務所の解体、撤去後の跡地利用でございますけれども、現在検討中でございますので、検討を重ねていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） まちづくり課長、松本有二君。

○参事兼まちづくり課長（松本有二君） 東電から購入した用地につきましては、先ほど申し上げましたとおり、当面は現状で管理してまいります。また、上岩橋の道路用地につきましてはですね、この道路に関連いたしまして、さきのヘルシータウン入り口部の道路改良事業に着手しているところでありまして、そちらの事業の進捗に合わせて整備を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（内海和雄君） 町長、小坂泰久君。

○町長（小坂泰久君） 平和首長会議ということで、今町といたしましては平成22年に平和首長会議に参加をしまして、町の平和事業、そしてまたこの間のいわゆる広報ニューしすいにありましたが、平和への折り鶴というものや、そういう行動をして推進しているところでございます。そしてまた、国への要望等につきましては、先ほど竹尾議員が読み上げられましたが、核兵器禁止条約の早期実現に向けた取り組みの推進についてということで総理大臣に要請しているということでございまして、私どももその一員としてしているところでございますので、そういうことでよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（内海和雄君） それでは、13番議員、竹尾忠雄君の一般質問が終了しました。

ここでしばらく休憩します。

（午前 11時 25分）

---

○議長（内海和雄君） 休憩前に引き続き再開します。

（午後 零時 59分）

---

◇ 地 福 美 枝 子 君

○議長（内海和雄君） 通告順に基づき、次に14番議員、地福美枝子さん。

〔14番 地福美枝子君登壇〕

○14番（地福美枝子君） 日本共産党の地福でございます。ただいまから一般質問、1回目を行いたいと思っております。

60分の時間配分って、なかなか大変だなと思いつつ聞いていましたけれど、前段の話はいつもやっているんですが、やめようと思いましたが、やらざるを得ない状況がやっぱりありまして、今国では残念ながらカジノ法案が未明に通ってしまいました。昨年からの選挙法だとか、TPPだとか、年金法案とか、残業ゼロだとか、いろんなことが起きまして、安倍政権の暴走はとどまることを知らない。この間は、オスプレイが落ちましたね。辺野古の新基地問題についても本当に法治国家じゃないと知事が言っていましたけれど、本当に暴走が続いています。本当に怒り心頭です。カジノなどで、人の不幸の上に経済成長というのは、とんでもないというふうに思います。そういう国際情勢の中で、国内情勢の中

で酒々井町の議会が今行われるわけですが、今回は4点にわたって質問をいたします。

その前にですね、私はもう一般質問100回ぐらいやっているんですが、最近の議会、いろんな質問をして、また地福さん同じ質問するのかわかれながら何回もやっているんですが、しかしですね、回答書以上のことは絶対言わない。むしろ本当に短い回答だけで、何回も繰り返して回答、それ以上のことは言わない。どう言われようとじっと我慢で何も言わないというようなことが何か続いているような気がするんです。確かに私たち共産党は、どちらかというところと反対することが多いかもしれませんが、全て反対しているわけではありませんし、いいことはいいというふうに言っているつもりです。そういう中で、もう少し職員というかな、当局と議員との間、信頼関係ができないものかというふうにならぬように、きのうもきょうも一般質問を聞いていました。済みません、長くなりまして。4点にわたって質問いたします。

最初に、八ッ場ダムの建設について伺いたいと思います。実は、私も気にはなっていたんですが、ずっとこのことは質問しませんでした。酒々井町のおいしい水がどうなるのかということも含めて気になりつつ取り上げませんでした。最近10月でしたか、八ッ場ダムに行ってきました、視察に。もちろん自分のお金で、何人かで行って来ましたけれど、聞いていたのと実際に見てきたのとでは全く違う、百聞は一見にしかずということを実にそうだなというふうに思いました。その上で、詳しいことを当局に聞きたいと改めて思って取り上げました。まず、建設状況どうなのかと、とりあえず聞きます。長くは要りませんので、聞いてきましたから。長くは要りません。簡単をお願いします。

これまで酒々井町も出資金出してきました。これまでどれだけ出したのか、それから今後の負担どうなるのか、とりあえず聞きたいと思います。たくさん私たち酒々井町の税金もお金使ってきましたけれど、いずれそれは水道料金にはね返ってくるのではないかというふうに思いますが、その辺はどうなんでしょうか。

そもそも八ッ場ダムの目的ですね、建設の目的はどんなふう当局は思っているのか、伺いたいと思います。

それと、最後にですね、八ッ場ダムができますと、酒々井町の地下水、井戸水は使えなくなるのか、利用できなくなるのか、利用できるのか、その辺の見解はどうなのか伺いたいと思います。この水については、千葉県だけではなくて、1都5県ですか、にわたってかわることなんですが、それぞれの市町村で、井戸水でおいしい水を使っています。その井戸水がどうなるのかということで大きな問題で、酒々井町ではありませんけど、ほかの市町村の中ではどうすんだということで、随分説明会をすべきだとか、いろいろ要求している人もいますようなんですが、本当にきのうもいただきました酒々井町のおいしい水ですね、今後どうなっていくのか大きな問題ですので、お答えいただきたいと思います。

次に、子育て支援についてですが、最初の保育料の算定については、これも以前にも質問しました。また質問すんのかという中身です。後からも申し上げますけれど、この間も質問しました子供の貧困の問題、大きな問題になっているというお話もしました。いろんな点で子供の貧困にいろんな支援が、方法があるわけです。その一つにもなるわけですが、保育料の算定についてですが、婚姻歴がない非婚の方ですね、に対して税法上の寡婦控除の適用をしてほしいという再度の質問です。これも言いましたけれど、これをやることによってですね、いろんな点で母子家庭、父子家庭、ひとり親家庭が助かるんで

すね。年間十何万と軽減される。そういう点ではですね、子供には全く、親がどうあろうと子供には罪がないわけですが、そういうことで税法上の寡婦みなし控除というのが少しずつ広がってきていますし、別に点で国も動き始めています。そういう点で、再度伺いたいと思いますが、よろしくをお願いします。

次に、中学校のグラウンド拡張なんですけど、最近入札の不調が続いていまして、グラウンドのほうもどうも入札がだめだったようですが、ただ要望がありますから、これは町長やりますよと返事をしてくださっているわけですから、とりあえず状況を伺いたいと思います。全体の子供たちが要望しているグラウンドの拡張ですね、当局としてはどのぐらいの土地、広さを考えているのか、できればいつごろめどにしているのか、購入資金の財源ですね、どうなっているのか、お金がどのくらいなのか、また国からの補助とか、そういうものを含めて進捗状況を伺いたいと思います。

次に、青少年交流の家では、もう既に3人の方が聞きまして、私もいろいろメモをしましたけれど、行政報告にもありました。何回聞いても同じ答えなら、いただかなくても結構です。出来高精算による目的物の引き渡しを受けて、早期に供用を開始したいと、それを目指しているという、行政報告の最後にはありましたけれど、あくまで双方一方通行で、なかなか膠着状態というのがよくわかりましたが、その中でですね、一方通行だというふうにはもう何度も何度も聞いてよくわかっているんですが、本当に酒々井町が今回のこの問題について誠実に答えているのかという点では、非常に疑問に思います。何とかしたい気持ちはわかる、にじみ出ていますが、申しわけないと思っているものもあるのかもしれないが、何とかしたいという思いはあるんですが、町内の業者ですから、町内の業者は酒々井町は育成する責任するがあるわけですよ。そういう点で、和解をすとかという考えはないのかどうか改めて伺って、また再質問したいと思います。

最後に、プリミエールの問題は、きのうでしたか、同僚議員が聞いていますので、今のところその見通しがいいのか、示せないみたいなことをおっしゃっていたんですが、前にも説明がありました、委員会の中でも。予定していた建設の広さとか、価格だとか、内容とか、確かに説明していたと思いますので、その辺を伺いたいと思います。ぜひ四角四面な回答ばかりではなくてですね、もうちょっと誠実な答えを期待したいと思ひまして、1回目の質問終わります。

○議長（内海和雄君） 町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） それでは、14番議員、地福議員からは4点のご質問でございますので、順次お答えいたします。

2点目の子育て支援についての2つ目、酒々井中学校のグラウンド拡張の進捗状況に関するご質問にお答えをいたします。まず、土地の購入状況でありますけど、これまでに5筆、6,338平方メートルを購入しております。

次に、完成の用途と購入資金の総額についてでありますけど、地権者の方々のご協力が前提となる事業でありまして、国の予算配分との関連もありますので、現在のところ予測が困難な状況であります。

最後に、国、県の補助についてでありますけど、施設の建設に係る部分については、国庫補助の対象になるものと考えております。

以上です。

○議長（内海和雄君） 副町長、飯塚光昭君。

〔副町長 飯塚光昭君登壇〕

○副町長（飯塚光昭君） 私からはハッ場ダムの1問目、2問目の前半部分、そして3面目についてお答えをいたします。

まず、ハッ場ダムの建設状況でございますが、平成31年度の完成を目指して建設事業を行っており、現在ダム本体のコンクリート打設を進めているとのことでございます。

2問目の町出資金のこれまでの総額及び今後の負担額でございますけれども、平成27年度までの出資金額は1億2,401万2,000円で、平成28年度から31年度までの今後の負担予定額は3,235万1,000円となっております。

次のハッ場ダムの建設の目的でございますけれども、主に5項目ありまして、1つとしまして洪水調節機能、2つ目としまして吾妻川の流水の正常な機能の維持、3つ目としまして水道用水の取水、4つ目としまして工業用水の取水、5つ目としましてハッ場ダム発電所における発電となっております。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 上下水道課長、板垣一成君。

○上下水道課長（板垣一成君） 私からは、1問目のハッ場ダム建設についての2点目の後半と4点目についてお答えいたします。

まず、2点目の水道料金の関係でございますが、現在町の水道事業運営は現状の水準を維持することで当面は安定していくと予測しており、ハッ場ダム建設事業費増額に伴う町の出資金増額により、直ちに水道料金を改定することは考えておりません。

次に、4点目の地下水の水道利用についてでございますが、町の水道事業における水源は、町内の井戸からの採水と印旛広域水道供給用水事業からの受水を確保しています。ダムの完成により町内の一部に井戸については制限されるものの、地下水を基本とした水道供給に変更はないものと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（内海和雄君） こども課長、七夕夕美子さん。

○こども課長（七夕夕美子君） 私からは、子育て支援についての1点目についてお答えさせていただきます。

婚姻歴のないひとり親家庭に対する保育料の決定に、みなし寡婦控除は適用しておりませんが、今年度、国は低所得世帯及びひとり親家庭において保育料の特例措置を定めました。ひとり親家庭で住民税所得割課税額7万7,100円以下の階層においては、第1子算定の年齢制限撤廃及び2人目からの保育料が無料となります。当町におきましても、この措置を平成28年4月から適用しております。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 生涯学習課長、木内達彦君。

○生涯学習課長（木内達彦君） 酒々井町青少年交流の家についてのご質問でございます。

同様ならば回答は結構だというお話でございましたが、誠心誠意この件に関しては町を挙げて対応しているところでございます。行政報告で説明させていただきましたとおり、9月15日付でヤマロク代理人弁護士より通知があり、請求金額2,446万7,091円、坪単価で換算いたしますと約126万7,000円、この

内容を近く示すということですので、その書類を待っているところでございます。現在双方とも契約解除を申し入れており、町といたしましては当初どおり出来高精算、目的物の引き渡しを受けてまいりたいと考えております。

以上です。

〔「プリミエールは」と呼ぶ者あり〕

○生涯学習課長（木内達彦君） 続けて答弁させていただきます。

プリミエール文化ホールの増築の件についてでございます。増築計画の概要は、増築面積225平方メートルで、多目的な利用を前提に会議室、交流スペース等となっています。建設の財源については、国の補助事業等の活用を前提として考えております。したがって、事業の実施時期は未定となっております、予算額も定まっておりません。

○議長（内海和雄君） 14番議員、地福美枝子さん。

○14番（地福美枝子君） 順次再質問をしたいと思っております。

まず、ハッ場ダムについてなんですが、基本的にハッ場ダムの建設については共産党は反対をしておりますが、実際に今の回答の中で、水の問題どうなるかというのが一番の時代の関心なんですが、井戸、今の回答だと制限をするということでしたけれど、井戸水は使うという、使えるという回答の解釈でいいのかどうかというふうに思いますが、ただしこれはダムが建設以降も、ずっと同様においしい水、井戸水は使うということがいいのかどうか、改めて聞きたいと思っております。それが1点目の質問ですね。

それと、今まで大きな額を出資してきました。これからも出資していくわけですが、ハッ場ダムは5回も変更しているんですね、総事業費を。31年に完成と言って、本体工事が昨年からです、始まりまして、そのほかは道路のつけかえだとか、それから移転だとかというのは、ほぼですけど、終わっているわけです。私たちは、直接は水どうするのかということが一番心配だったわけですが、ただですね、これは湯水のようにお金をつぎ込んでいいものだろうか。酒々井町の税金、これまでも随分出しました。そういう中ですね、先ほど目的をおっしゃいましたね。副町長のほうから、ハッ場ダムの目的、これ言われているんです。利根川の洪水調節、それから要は水を利用する。治水、利水ですね、それから吾妻川の流量増強とか群馬県への発電、何点か出されているんですが、しかしですね、水を利用してという点では、今人口が減っているわけですよ。そういう中で、ダムの必要はだんだんなくなっている状況の中で、対応も変わってきています。

ですから、水を利用するということの必要性もなくなっていますし、それともう一つの理由ですが、洪水対策というのもですね、国の調査では、国が調査した結果ですよ、大雨が降ったときであっても、その流量も、あるいはダムをつくった後も余り効果ないというのは国の調査で出ているんだそうです。それとですね、さらにですね、ダムの水没地域行ってみると、すごく広い地域なんですけれど、その地域に何があるかという、54ぐらいの縄文式の遺跡があるんです。すごい広さで遺跡が今掘られているんですよ。本体工事をやっている中で、近くで遺跡の発掘、五十幾つもある、そういうところなんです。さらに、酸性の土壌があるので、地滑りも非常に多いところ、ダムをつくったらさらに地滑りが起きてしまうという懸念がすごくあるところです。

さらに、私の年齢に近い前にこれができたわけですが、ハッ場ダムは建設するということが出された



わけですが、二転三転と、あそこに住んでいる人たちも大反対をしながら、だんだんいろんな状況の中で、65年ですね、大きな運動が過去あったわけですが、ストップになったり、翻弄された住民ですね、いや応なしに移転をしていく、水の底になっていってしまう、だったら補償金もらって移転しようという人もいれば、いや離れたくない、旅館をしている人たちは離れないということで、盛り土切り土で新しい住宅地ができています、すごくきれいな。しかし、その盛り土はスラグが入っていた。最近の新聞記事でもスラグの問題が出ていました、群馬県のある鉄工所ですか、そういうところからスラグが建設現場に持ち込まれて、それを一応撤去したということにはなっているんですが、八ッ場ダムの関係者によって調査して、それ撤去したということになっているんですが、私は歩きましたが、転がっていました、スラグが。盛り土、切り土、地滑りがしやすいというような地域ですね、こういうところに吾妻溪谷があるようなところに、なぜあんな大きなダム、利水、治水にもそんなに効果がないと。

電気の点でもですね、電気料も東電の松谷発電所があるので、そこで水をためてしまっているから、そんなにダムは、八ッ場ダムつくっても余り電気が予想よりもないと。さらにですね、その補償で東電に補償金を払わなくちゃいけない、相当な額を。それで、さらにお金がかかってしまうということで、お金のブラックホールだと言われるような八ッ場ダムにですね、もうどんどんお金を使っていいんだろうか。人口減少の中で、やっぱり考え直す必要が今あるんじゃないかというふうに私は行って思いました。

井戸水をこれからも使うということであればですね、何らかの決断をしてもいいんじゃないかなというふうに思いました。とにかく全く水が使えなくなるんじゃないかという懸念をして、いろんな質問をしている人もいるようなんですね。今のところ、水は制限されるかもしれないけれど、使い続けると。これは、恒久的に使うという判断でいいんでしょうか。いずれダムができれば、そのうち井戸水はストップされる。全てその八ッ場ダムから来る表流水というか、で賄うということもあり得るんじゃないかというふうに懸念しているんですけど、今のところはそういう考えはあるのかどうか、改めて伺いたいと思います。

とにかく八ッ場ダムというところは、そういう地滑りがあるし、酸性の土壌で、土地も茶色になっているところもよく見ましたし、地滑りがあるようなところに何世帯か盛り土のところに住んでいらっしゃる方もいますし、いまだにそこの町の議長がダムの底になるようなところにまだ住んでいて、最後の人らしいんですが、もう補償金もらってとにかく上へ上がるんだと、移転するんだということを聞きましたけど、まだその方はいらっしゃいました。そういう中で、八ッ場ダムについては再考すべきではないかというふうに思います。

その動きの中でですね、ちょっと聞いて、千葉市が撤退をしているというふうに聞きました。その中身はですね、なるほどと思うようなことでもあるんですが、千葉市は霞ヶ浦水路事業から撤退、23年ですね、平成23年なんですけど、熊谷市長が言っていることらしいんですが、その中で幾つかありまして、この事業は高度成長時代に首都圏で不足する水資源を確保するための事業だというふうに認識はしていたけれど、当初予想していた、想定していた人口はふえない、水の確保の必要性がなくなってきた、事業への負担金は戻ってこないけれども、継続すれば維持負担金を今後も支払い続けなければならない、甘い見通しで税金を投入してしまい、撤退の判断がおくれてしまい反省をしなければならぬと、この

ようなことを言っているんだそうです。私たちの税金は、私たちの暮らしのために使う、それで町の方もいろいろ努力しているだとは思いますが、いろんな要求をしている中で、この大切なお金、別のほうに回すことができるんじゃないかというふうに私は思いますけれど、ちょっとこの問題について、八ッ場ダムについては再考していただきたいと思います。そして、井戸水は永遠にずっとですね、とりあえず続けておいしい水は飲めるというふうに判断していいのかどうか伺いたいと思います。

次にですね、保育の問題です。前にも質問をしましたというふうに言いました。最初のお答えですが、国は特例措置で、ひとり親に対して特例措置をとるということでしたけど、要は非婚の人には特例措置はないということですよ。ですから、税法上の控除の適用というそのものについてはできないという回答だというふうに私は思ったんですけど、どうでしょうかね。

それでですね、以前にも聞いたんですが、国は子供の貧困対策の推進に関する法律というのを成立したんですが、させたわけですが、酒々井町はその子供の貧困の対策について、町としての方向とか、計画だとか、そういうのは考えていないのかどうか、把握どれだけしているのかどうか、そういう調査をしようとしているのか伺いたいと思います。

それと、今特例措置と、それが2つ目の質問ですね。特例措置を国はしていると、ひとり親に対してやっていますよということですけど、非婚の方には対応していないと思うんですね。そういう状況の中で、みなし適用の広がりの中で、国はこんなことやっているんですね。国土交通省は昨年10月、公営住宅法施行令を改正をしたと。ことしです。ことし10月から非婚のひとり親家庭について、入居や家賃の決定に影響する収入算定の際に、みなし適用することになったというふうに出ているんです。きっかけは、2009年のみなし適用をしている松山市が提案したというふうには出ているんですけど、そういうようなこともあるんですね。動いています。全国の市町村でもみなし適用、千葉市は結構何年か前にやっています。市町村で、そのほかの市町村次々とというわけにはいきませんが、そういう動きに随分なってきたらいいですね。

ですから、酒々井町、小さい町ですけど、いろんな点で福祉では一番になるというようなことを町長おっしゃっていましたが、そういう点でもですね、額としては大した額じゃないんです。お金の問題じゃないんですよ。どういう環境の中であっても子供たちには罪がないので、こういうみなし適用はぜひすべきだというふうに思うんです。私も貧困の問題についての一つの方向として、施策として、ぜひこれをやっていただきたいと思います。千葉県内、千葉市はやって、ほかも次々とやっていると思うんですが、多いわけではありませんけれど、近隣と歩調を合わせるなどと言わずにですね、ぜひ寡婦控除のみなし適用進めていただきたいと思いますが、最初に蹴られましたから、じゃ再考しやすくなるかどうかわかりませんが、今後ですね、ぜひ進めていただきたいと思います。貧困の問題のその調査をするのかどうか、子育てに関して、その2つを改めて伺いたいと思います。

次に、青少年のまた改めて回答いただいたんですけど、私はですね、入札のことだとか、建設のことだとか、詳しくありません。急遽、この間も言いましたが、ちょこっと勉強したりとかしましたけど。ただ、この間の一連の議会のときの回答ですね、町の回答が一番気になって、私は業者じゃありませんけれど、それは違うんじゃないかと思うのがまず一つあるんです。町長の回答の中に、業者に対して非難をしましたね。ろくな業者じゃないみたいなことをおっしゃいました。町長として言うてはいけ

ないと思うんです。公の議会ですから。傍聴者もいます。私たち職員も、議員もいます。そういう公の場所で一業者、それも地元の業者ですよ。ろくな業者じゃないという非難のことは絶対言ってはいけないことだと私は思います。業者に対して、私は謝罪すべきだと思うんです。その問題になっていることを謝罪するのではなくて、その言葉、まず謝罪すべきだ、言ってはいけないことだと私は思うんです。町も町としてのプライドとかあると思うんですよ。でも、業者は業者で信用問題になるわけですから。これから仕事を今もしているわけですし、業者は死活問題になるわけです。信用の問題になるわけですね、会社というのは。それは、絶対に言ってはいけない。これ公ですから。議事録に載っているかどうかちょっと私確かめなかったんですが、ちゃんと聞きましたし、傍聴者も聞いています。本人も、当然ヤマロクの方もいらっしゃいましたから、当然怒るわけじゃないですか。私もし業者だったら、私も怒りますよ。それはないだろう、議場でそんなこと町長が言うのはもってのほかだというふうに思う。あれは、私はそれはないだろうと思いましたね。それ以外にいろんな事実関係、3人の方がいろいろ聞きました。まず、謝罪してください。それについてお答え願います。

それと、細かい点については、私は双方真っ向からぶつかり合っているんですね。お互いに一方的に言っているというので、私はそこでどうこうは、なかなか言いたいことはいっぱいありますけれど、でも和解について考えてないんでしょうか。裁判するなら、もう裁判しかないかなというふうに思うんですよね、決着をつけるには。私たちは、はっきり言って当局ではありませんから、どっちの立場で、細かいことはわかりません。双方から、それぞれから聞くだけです、その辺でね、町内の業者と本当に裁判まで持っていくのか、あるいは和解をしていくのか、その辺どう考えているのか。

それとですね、契約金額と倍近い金額を請求が来たので、とんでもないという話を何度も聞いているんですが、その説明内容の明細が来ないと言っていましたね。明細が来れば考慮するんでしょうか。それをまず伺いたい。そうなるかどうかちょっとわかりませんが、明細が来れば考慮するのか、とにかく明細が来ない、書類来ないですよと言っていました。

それとですね、仕様書はつくっていないというふうにおっしゃっていましたね。こういう事業で、発注者側から仕様書なくていいんですかね。なくてもいい。それと、実施設計はヤマロクがするということのように、ヤマロクさんからすれば、その実施設計の契約などはしていない。建てることは契約した、建物を建てるための契約はしたけれど、そういう契約はしていないよということらしいんですが、答えていただけるかどうかわかりませんが、仕様書はなくていいのかどうか伺いたいと思います。

交流センターについては二転三転して、もう向こうの業者は誠意がないというふうにおっしゃっていましたけれど、本当にそうなのかどうか。お互いに誠実な対応していないんじゃないかというふうに感じました。具体的ところで、どうこうはなかなか答えてもらえないようですが、ただ謝罪はすべきだと思います。それについて必ずお答えを願いたいと思います。

2回目の質問、これで終わります。

○議長（内海和雄君） 上下水道課長、板垣一成君。

○上下水道課長（板垣一成君） 私からは、1問目のハッ場ダム建設についての、ダムの完成後も地下水の利用が可能かどうかという再質問でございます。繰り返しになりますが、現状としましては町の水道事業におきましては、地下水を基本とした水道供給に変更はないものと考えております。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） こども課長、七夕夕美子さん。

○こども課長（七夕夕美子君） 子育て支援の保育料の関係でございますけれども、先ほどお答えいたしましたとおり、国のほうでは婚姻歴のない方については今まだみなし寡婦控除のほう適用しておりませんけれども、こちらのほうにつきまして、国のほうの状況も変わってきたところもあるというお話でございましたので、国あるいは周囲の市町村等、状況を見ていきたいと考えております。

それから、子供の貧困についてということだったんでございますけれども、保育料の関係でちょっとお答えといたしますか、そういう形でお調べさせていただいたものですから、申しわけございませんが、貧困問題につきましては福祉の関係等もございますので、ちょっと調査について今お答えできる状況ではございませんもんですから、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 生涯学習課長、木内達彦君。

○生涯学習課長（木内達彦君） 青少年交流の家につきましては、入札時、契約時に町が基本設計を提示し、ヤマロクが実施設計、確認申請、建築工事を実施する契約となっております。したがって、ヤマロクが実施設計をし、確認申請をするということになっております。

○議長（内海和雄君） よろしいんですか、もう。

〔「町長はどうなんですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海和雄君） 町長、小坂泰久君。

○町長（小坂泰久君） いわゆる請求金額がですね、契約したときは坪60万と、その後で請求金額2,445万、要するに2倍以上のですね、請求をしているという状況に対してですね、そういうふうに話したわけでございまして、それを謝罪するということでは、何のこともだかちょっとよくわからないところでございます。

そしてまた、同様な事例が成田市でございまして、そのとき成田市の議員のあれでは、成田市は大変ですね、酒々井の場合は行政が大変じゃなくて、業者が大変だということ言っていて、大分温度差があるなとは思っておりますが、ただそういう60万に対して、2倍以上のやつが現実にあの場で起こっているかといえば、ないわけですよ。ですから、精算についても120万余りのあれで出てきた、はい、わかりましたと私どもはですね、町民の税金をそのまま支出するわけにはいかないんです。ですから、もともと坪60万で私どもが積算したのに対して、業者が請負をしたときの坪60万相当のものはその形になるわけでございまして、変更した部分がある、そこについてはまた町の単価と照らし合わせてですね、算出していくわけでございます。そういうことをおわかりいただけてのいわゆる質問かと思いますが、とりあえず補足説明をさせていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（内海和雄君） 14番、地福美枝子さん。

○14番（地福美枝子君） 回答書には、それ以上のことは書いていないようなので、仕方ないですが、じゃ水は大丈夫ですね。使えるんですね。ただし、井戸は多分幾つかふさがってしまうんだろうなというふうに思いますが、水道料金についてははね返らない、当面はですね。当面は、かからないということなんですが、今のところそれ以上の答えのしようがないとあるところでは言っているんですが、この

ままでいくと相当お金が、総事業費八ッ場ダムにかかっているし、またこれからも払うんですね。相当かかっていますから。そうすると、はね返らないとは限らない上に、今度はおいしい水ばかりではなくて、まじった水がやっぱり飲まなきゃならないというふうになるだろうというふうに思うんです。

今地下水は100%かな、水道水は100%なんですか、その割合改めて伺いたと思います。水道に、水については、その辺について伺いたと思います。予想では、八ッ場ダムが31年でき上がると、でも相当先ほど言いましたようにお金がかかっていますから、さらに補償のお金とかかかっているんですね。どんどん出さなきゃならない状況が出てきているんです。ですから、そういう点では予想される費用については水道料金にはね返ってくるのではないかというふうに思いますが、今可能性です。十分その可能性考えられるわけですから。その水の割合と、それから今お話しした完成した後、本当にその水道料金にはね返ってこないのかどうか。

それと、その八ッ場ダムの現場の状況というのは、それぞれの都道府県、1都5県にきちんと伝わって、酒々井町にも伝わってきているのかどうか。今まで当局から聞いたこともないんですね、八ッ場ダムの経過状況、建設状況を。

〔「町長言っているよ」と呼ぶ者あり〕

○14番（地福美枝子君） どこまで把握しているのか、それから……ちょっと静かにして。どこまで当局が、知っているのであればきちんと町民に説明すべきで、一部の人が知っていてもしょうがないですから。やっぱりきちんと経過を出すべきじゃないかというふうに思いますので、ぜひ今後もよろしく願い。

65年間かかっているんですね、これは二転三転と。住民の苦勞というのは、とてつもないなというふうに現場でも思いました。行ったところでは、きれいなところは当局に見せてもらいました。道の駅とか、繁盛をしているところ、きれいになった盛り土の住宅地とか見ました。でも、そうじゃない部分もあるわけですね。そういうことで八ッ場ダムの状況、それは全部を私たち1都5県の税金が放り込まれているわけですから、その辺の状況はやっぱりきちんと知らせるべきではないか、町民に。もちろん議会にですけど、町民に知らせるべきではないかと思えますけれど、それについてお答えあればぜひお願いいたします。

それと、青少年、町長はその中の意見が違うことを全く言っていないじゃないですか。ああいうのはだめじゃないですかと何度もお話ししました。たとえそれぞれ言い分があって、どっちかに非があって、それが今膠着状態になっているとしてもですね、だとしてもです、酒々井町の町長として、議会で一企業に対して、ろくな企業じゃないということは言うてはいけないと思うんですよ。そう思いませんか。たとえばですね、いろんな企業があって、ヤマロクではありませんよ。いろんな企業があります。どうしようもない企業もあるかもしれませんが、ヤマロクではないですよ。でも、町長は思っても言っちゃいけない場所があるじゃないですか。ヤマロクが怒るのは当然ですよ、信用問題ですよ、これから仕事するのに。今も仕事していると思えますけれど。それはともかくとして、町長言うてはいけない言葉だというふうに思うんですけれど、思わないから謝罪しなかったんですかね。思わないから、何言ってもいいと。町内の企業に対して、非難した言葉言ってもいいという判断でよろしんでしょうか。ぜひそれについてお答え、その膠着状態の中身について、こっちは正当なこと言っている、向こうが違う

んだという話のやりとりを聞いているわけじゃないんですね、私。言ってはいけないと、議会で。そのことを言っているんですね。ほかの議員さん、傍聴の方、職員も含めてどうお思いになるか。私が言っているのは、私普通だと思うんです。特別なこと言っていないと思うんですよ。一企業に対して、何の解決もされていない問題に対して、ろくなもんじゃないという、ろくな企業じゃないというのは、町長の言葉じゃないですよ。個人的に私に言う分には別にいいですけど、ああそういうふうを考えているのかぐらいでいいですけど、議場で言う言葉では決してありません、町長が。やっぱりヤマロクに対して、そういう言葉を発したことにに対しては謝罪すべきだというふうにどうしても思いますので、再度お願いしたいと思います。ぜひ言ったほうがいいと思うんですよ、ちゃんと。言ってはいけない言葉つてありますから、しっかり聞いていますから、傍聴者も私も。

それとですね、これは、もう時間があと10分ですね。今回保育料の算定について、非婚に対してのみなし適用を行ってほしいという要望を再度いたしました。今後国も動いているようなので、幾らかの希望があるかなとは思いますが、国が行っている調査ですね、前にもお話ししました。改めて要望したいと思うんですが、貧困の調査ですね。ご存じだと思うんですけど、子供の貧困の調査、その対策について国で調査するようにみたいなことになりました。千葉県でも既に行っています。その中身について、いいかどうかは別としてですね、酒々井町においてもぜひね、実態を把握していただきたいなと思います。これは要望です。その結果、どういうふうに検討したのかというのは、またいずれ聞かざるを得ないですが、ぜひそれをお願いしたいと思います。

青少年交流の家については、まず謝罪についてももう一度。もしなければ、そんなことは謝罪しなくてもいいんだと、何を言ってもいいというふうに解釈をしたいと思います。お答えなかったんですが、2倍の請求が来て、その金額に対しての明細も書類もまだ来ていないと言っていました。もし来た場合ですね、こういう内容で請求しますと来た場合、多少考慮するのか。当然その請求2,400万ですか、の請求、中身をくれというのは当然ですけど、それについても明細が来た場合はどう対応していくのかなというふうに思いました。それについてお答えしていただければと思います。

要望も含めて言いましたけれど、保育の要望もしました。子供の貧困の調査をしてほしいと。

それと、八ッ場ダムの建設の状況、今後の酒々井町の水はどうなるのか関心は高くなってくると思うんですね。31年に完成ですから。そのときに状況が変わってくると、もっともっと話は具体的になった要望になってくると思うんです。ご存じだと思うんですが、事業費が随分何回も変わりましたよね。2015年に本体工事が始まりまして、720億円増加されて、総事業費が4,600億円から5,320億円、720億円増額されました。何回も何回も増額されて、そういう中で、どのせいかわかりませんが、そういう状況があって、大枚なお金がかここにつぎ込まれているという実態は、案外町民は知らないんですよ、具体的には。でき上がったら、今何だかんだと、大丈夫、井戸水使いますよ、地下水の制限はあるけど使えますと言ったり、あるいははっきり答えなかったりという状況があるんです。地下水が井戸水を使わないということは、地盤沈下との関係があるからという説明が一部分ではあるんですね。その関係が証明されているのかどうか、もしわかったらお答えいただきたいと思います。あと4分で、ぜひ誠意あるお答えをいただきたいと思います。

○議長（内海和雄君） 町長、小坂泰久君。

○町長（小坂泰久君） 青少年交流の家の関係ですね、変更、変更と言っていますが、変更増額というのは変更箇所があった場合、その場所について変更されるものでありますので、そういうことから、それ以外は契約どおり～（終了5分前のベルの音あり）～坪60万相当でいくわけです。それが1割か幾らかはそれはわかりませんが、5%かですね。ですから、60万で契約したものを120万を超える目安の全体に及ぶがごときですね、お話をしてくるということが非常識なんですよ。それを素直に受けてですね、皆さん方受けてやってやれというような要望、お話でございしますが、これは町民に多大な損害を与えることになるんです。そういうことをですね、本当に、じゃ事實は60万円で契約しておいて、一部の変更があったら120万で来た。それに対しておかしいと思いませんか。それをまずお聞きしたいです。だから、そのあきれた状況があることの意味ですから、別段それについてですね、大変、謝りますって、何を謝るんですか。その辺でですね、もう少しきちっとしていただきたい。

それから、一つ知見でお教えしますが、地盤沈下の話はですね、皆さんご存じのとおり、昭和40年代にですね、東京湾側ですと地下水を工業用水等でいろいろ使っていたわけです。それで、船橋市なんかは1メートル幾らも下がったんです。その後水害で大変なことがあった。それで、地下水の規制に乗り出したというのが県の条例の趣旨でございします。そのときは、明らかに下がっておりました。ただ、酒々井の井戸の場合は、その条例がつくる前にあった井戸ですから、それは条例の範囲外だということで、永久性扱いになっているということでございします。そういうことでございしますので、課長が答弁したとおりでございしますのでですね、間違いはありませんので、ひとつよろしく願いいたします。

以上です。

〔「謝罪はしないということですか」と呼ぶ者あり〕

○町長（小坂泰久君） 謝罪って、何ですか。今60万で契約したのを120万円の会社に対して、謝罪せよということですか。

〔「揚げ足とりではありません」「どっちが」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海和雄君） それでは、14番議員、地福美枝子さんの一般質問が終了しました。  
ここでしばらく休憩いたします。

（午後 1時57分）

---

○議長（内海和雄君） 休憩前に引き続き再開します。

（午後 2時08分）

---

◇ 須藤伸次君

○議長（内海和雄君） さらに、2番議員、須藤伸次君。

〔2番 須藤伸次君登壇〕

○2番（須藤伸次君） 2番議員の須藤です。ことし最後の議会ということで、それで最後の一般質問ということで、将来に夢を与えるような質問をですね、したいと思えます。今回の質問は、来年とかそういうことではなくて、二、三年、3年、5年、10年先を見据えた質問ですので、答える執行部の皆さん方も緊張せず、リラックスしてご返答願います。それでは、3つほど質問述べさせていただきます。

1つは、今後の税収アップの施策について。現状アウトレットや湯楽の里が順調に推移して、税収がふえている。それは、この議会中に何度か聞いております。しかしながら、これから継続的にずっと税収が上がっていくかどうかというのは、はっきり言って定かではありません。人口減少、高齢化が進行する中で税収をふやしていくことは非常に重要なことから、今後の施策についてご返答願えればと思います。

2つ目は、町の人口減少対策についてです。町の人口減少が全国的に進行している中で、当町も例外ではございません。町外からの転入者を増加させていくようなことを考えてもよろしいのではないかと。子育て支援や企業誘致などで町の魅力をアップさせて、住む場所がなければ人口の増加は期待できません。そこで、利便性が高い場所、例えば京成酒々井駅周辺などに高層のマンションを建築していただいて、都市計画の変更や都市計画などの検討もできないものか、町全体として新たに住む場所をふやす計画を伺いたいと、そういうふうに思います。

3つ目は、タウンバスというか、シティバスというか、バスの運行についての質問です。小坂町長は、就任以来コンパクトシティを標榜して、現状公民館、図書館、文化施設、銀行、スーパー、病院、介護施設、老人ホーム、また道の駅など、もう既に完成していたり、これから現状進行していることは承知していますが、高齢化がますます進行する中で、高齢者の運転による最近痛ましい事故がふえているのをよく報道で耳にします。このような中、高齢者の事故の防止、歩行者の交通安全対策、さらに子供や高齢者、運転免許を持っていない人たちに、いわゆる交通弱者に対して、利便性向上対策としてタウンバスなどの運行が必要ではないかと。今まで述べました公民館等のいろいろ施設に、このコンパクトシティとして唯一欠落しているとは言いませんが、タウンバス、シティバスなどがあつたほうが、高齢化が急速に進む中では喫緊の課題と考えておりますけれども、町の考えを伺いたいと思います。

以上3点でございます。

○議長（内海和雄君） 町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） それでは、2番議員、須藤議員からは3点のご質問でございますので、順次お答えをいたします。私からは、2点目の町の人口減少対策についてのご質問にお答えをいたします。

京成酒々井駅周辺は、酒々井町都市計画マスタープランの中でも住宅系ゾーンとして位置づけされており、第一種住居地域、一部は近隣商業地域であり、第二種高度地区であることから、日照、通風等の良好な住環境を確保するため、敷地の設定等により建物の高さ制限を設けている地域であります。本町の玄関口であり、住民の生活拠点でもある中心市街地につきましては、酒々井らしさを生かした魅力づくりを一体的に進めながら、商業、業務機能の充実とにぎわいの創出を目指していることから、都市計画の変更や地区計画の変更につきましては、今後マンション建設のデベロッパー等からご提案があれば、周辺環境等のバランスを踏まえて柔軟に検討していきたいと考えております。

なお、住む場所をふやす計画があるとかのご質問でございますが、町では市街化調整区域における土地利用方針及び地区計画ガイドラインを定めておりますので、将来にわたって持続可能な都市的土地利用を適切に誘導するため、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。



○議長（内海和雄君） 企画財政課長、岡野義広君。

○企画財政課長（岡野義広君） それでは、私は1番目と3番目の関係でご答弁をさせていただきます。

まず初めに、今後の税込アップの施策につきましてでございます。平成28年度一般会計当初予算におきまして、町税の総額は27億4,485万9,000円となっております。前年度比で3.3%の増となっております。高齢化率の上昇に伴う個人住民税の減収の中で、アウトレットを中心に酒々井南部地区新産業団地の開業以降、当町においては比較的安定した税込を確保できているところでございます。

今後の税込アップの施策についてのご質問でございますが、今後の取り組みといたしましては、生産年齢人口の増加策や酒々井南部地区新産業団地を中心とした企業誘致の促進により税込の確保に努めてまいりたいと考えております。また、町には歴史、里山など多くの地域資源があることから、アウトレットを訪れる年間約600万人の交流人口を町内に積極的に呼び込むことで、将来的に町への定住の検討を促すことにも通じる交流支援拠点づくりなどを展開してまいります。2020年には、東京オリンピック・パラリンピックも控えており、インバウンドも含め、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

先月末、酒々井町に開院予定である医療法人社団千葉光徳会との間で包括連携協定を締結したところでございますが、千葉光徳会の開院により、子育て支援拠点の整備とあわせ、町の魅力向上、雇用の場の創出を図り、住む人に優しい、高品質でおしゃれなコンパクトシティとしての機能を高めてまいります。

以上、税込確保の観点から代表的な施策についてお示しさせていただきましたが、現在策定を進めております第5次町総合計画後期基本計画や酒々井まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、人口減少、少子高齢化社会の到来に備え、戦略的に取り組んでまいります。

3番目のタウン循環バスについてでございます。当町におきましては、ご存じのように町域19.01平方キロメートルと千葉県内で2番目に小さく、町自体が既にコンパクトであることから、住民の住んだりしているところがですね、施設の集約の必要性も少なく、すぐれた地勢とJRや京成本線などの公共交通やインフラ拠点を生かし、町域全体で高品質でおしゃれなコンパクトシティづくりに取り組んでおります。酒々井町総合戦略においても、4つの基本目標の1つとなる時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する酒々井づくりにおいては、子どもから高齢者まで誰もが安全・安心にくらせるまちづくりの推進として既に施策展開をしているところでございます。

ご質問の交通弱者に対する利便性向上対策として、タウン循環バスの運行が必要とのことにつきましては、実施している市等の状況を調べますと、相当な財政負担を強いられていることから、慎重な検討が必要であると認識しております。また、一方では高齢者の単独世帯、高齢者世帯の拡大による交通弱者の増加に対応するため、コンビニエンスストアや生協、商店などの宅配サービスも始まっております。このことから、これら民間部門でのサービスの進展の状況も視野に入れつつ、多様な交通弱者への支援について検討していくことが必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 2番議員、須藤伸次君。

○2番（須藤伸次君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

昨日タイミングよく後期第5次基本計画をいただきました。ざっと読ましていただいたんですけども、こちらのほうに地方創生に伴う事業の実施と書いてあるんですけど、そのことはどういうことを意味するのか伺いたいと。

〔何事か呼ぶ者あり〕

- 2番（須藤伸次君） これね、議長さんに了解得たんですけども、それならいいよというご理解をいただいて。ちょっとこの際、わからないので伺いたい。それと……

〔「議長、オーケー出したんですか」と呼ぶ者あり〕

- 議長（内海和雄君） 税金アップに関してということでしたら。

- 2番（須藤伸次君） これ税金のことだよな。

それと、11ページに生活機能が整った歩いて暮らせるまちづくりを進めていくということなんですけども、高齢者がますます進んでいく中で、幾ら酒々井町が小さいとはいっても、歩いて暮らせるようなことが、果たしてこれが住民にとってサービスであるのかということが一つ。

最後に、企業誘致を今もいろいろ模索していると思うんですけども、その辺が考えているのか、この3点お答え願えればと思います。

- 議長（内海和雄君） 企画財政課長、岡野義広君。

- 企画財政課長（岡野義広君） 税金アップということでの回答となるところでございますが、地方創生につきましては昨年度から取り組んでおりまして、千葉氏まつりをこしやったのもその一環です、酒々井町に住んでよかったと思える子供たちが外出したときに、また戻ってきていただけるような施策を展開する。また、酒々井町の魅力でよそから酒々井町に永住していただくような施策も含めて千葉氏まつり等を行ったところでございますし、ほかにも地方創設関係については、ことしも行っているところでございましてあります。

ちょっと通告にないのだけれども、歩いて暮らせるまちづくりでございまして、これタウンバスの循環の関連づけてということでございまして、その点でございまして、町といたしましては健康づくりですね、高齢化が大分進んでまいりましたが、今後も進むということは想定されておりますけれども、やはり歩いて健康増進を図らなければいけないということもありまして、できれば閉じこもらないですね、循環バスに乗るのも、ドア・ツー・ドアも大事ですが、たまには歩いて町中を、心地よい酒々井の空気を吸いながら歩いていただく、そしてコミュニティーを図っていただく、そういう施策をしていくのがよろしいのかなと思ってございます。

企業誘致につきましては、ちょっと担当外れますが、そういうことで税金アップにつきましても企業誘致をどんどん進めたいということで、墨のほうにも用地があいてございますので、そちらのほうを進めるような施策も経済環境課のほうでとって、誘致活動も行っておると聞いております。

以上でございます。

- 議長（内海和雄君） それでは、2番議員、須藤伸次君の一般質問が終了しました。

ただいまをもちまして一般質問は全て終了しました。

これで一般質問を終了します。

◎議案第1号ないし議案第14号一括審議

(委員長報告及び質疑・討論・採決)

○議長（内海和雄君） 日程第2、議案第1号ないし議案第14号を一括議題とし、これから総括審議を行います。

各常任委員会の審査の結果について報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長、佐藤修二君。

[総務常任委員会委員長 佐藤修二君登壇]

○総務常任委員会委員長（佐藤修二君） 総務常任委員会の報告をいたします。

総務常任委員会に付託されました議案第2号、議案第3号、議案第11号委員会担当分野、以上3議案につきまして審議の経過と結果を報告いたします。

本委員会は、12月8日に本委員会委員全員、副町長及び関係課長の出席を得て開催いたしました。

慎重審議の結果、本委員会に付託されました全ての議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。参考までに議案第2号は賛成多数、議案第3号は全員賛成、議案第11号は全員賛成でございます。

以上、報告をいたします。

○議長（内海和雄君） 次に、教育民生常任委員会委員長、高崎長雄君。

[教育民生常任委員会委員長 高崎長雄君登壇]

○教育民生常任委員会委員長（高崎長雄君） 教育民生常任委員会報告。

教育民生常任委員会に付託されました議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第9号、議案第10号、議案第11号委員会担当分野、議案第14号、以上8議案につきまして審議の経過と結果を報告します。

本委員会は、12月9日、本委員会委員全員、副町長、教育長、教育次長及び関係課長の出席を得て開催しました。

慎重審議の結果、本委員会に付託されました全ての議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。なお、参考ですけれども、議案第5号、議案第6号、議案第14号は全員賛成です。議案第4号、議案第7号、議案第9号、議案第10号は賛成多数で可決されました。議案第11号につきましては可否同数で、委員長裁決で原案のとおり可決をしました。

○議長（内海和雄君） さらに、経済建設常任委員会委員長、酒瀬川健一君。

[経済建設常任委員会委員長 酒瀬川健一君登壇]

○経済建設常任委員会委員長（酒瀬川健一君） 経済建設常任委員会の報告をいたします。

経済建設常任委員会に付託されました議案第1号、議案第8号、議案第11号委員会担当分野、議案第12号、議案第13号、以上5議案につきまして審議の経過と結果をご報告いたします。

本委員会は、12月9日に、本委員会委員全員、町長、参事及び関係課長の出席を得まして開催いたしました。

慎重審議の結果、本委員会に付託されました全ての議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。審議結果を参考までに申し上げますと、議案第1号は賛成多数です。議案第8号、議案第11号、議案第12号、議案第13号につきましては、全員賛成でございました。

以上で報告を終わります。

○議長（内海和雄君） 以上で各常任委員会委員長の報告が終了しました。

これから各常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海和雄君） 質疑なしと認めます。

これで各常任委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

7番議員、齊藤博君。

〔7番 齊藤 博君登壇〕

○7番（齊藤 博君） 私は、議案第11号に反対の立場で討論を行います。

補正予算全体に反対の立場で反対するものではありませんが、反対する予算といたしましては、研修棟耐震補強工事設計診断業務委託料100万5,000円についてであります。この時期での予算づけには納得できません。中央公民館の耐震工事に係る入札について、不調が続いている事態について、想定あるいは設定をした工期の時期の問題、その問題もさりながら、基本的な設計金額積算に原因があるのではないかと私は考えております。その意味からいけば、今回の補正予算100万5,000円の委託料については、その必要性を認めるものであります。しかし、この委託料は今後にも予定される分割発注2回目の入札が不調に至った場合に、その後に執行する予算とのことでありますので、次の2点を理由に反対をいたします。

まず第1点目は、本予算を組むということは、2回目の分割発注に係る入札において、業者の辞退あるいは未入札、これを促すことになると考えるからであります。不調になったら、もともになる設計を見直すというのでありますから、当然ながら業者から見れば単価なり予定価格が上がることになる、この結果を予想するのが自明の理であります。そんな状況下で、業者側に見れば、見直しをした後にその後の入札に応ずる、そのような対応になることは当然のことであろうと私は思います。そのように考えると、この時期にそのような予算を組むこと、これは不合理であると私は思います。

2つ目の理由です。同じようなことかもしれませんが、不調になったら見直すというのも、いかにも町の入札設定がいいかげんなものであるということを公言するとともに、見直しの必要性を認めているのに見直しをしないで、そしてそのまま入札を執行すると、こういう町の姿勢が今後の入札制度への町の執行性に信頼性を壊すと、私はそのように思っております。ですから、今回はこの予算から外すべきであると、そのように思っております。

残念ながら、分割発注2回目の入札が不調になった場合は、一刻も早い着工を果たすためには、いわば臨時会あるいは専決処分、予備費の流用等、幾らでも方法は私は考えられると思っております。

以上が私の反対討論です。

○議長（内海和雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

14番、地福美枝子さん。

〔14番 地福美枝子君登壇〕

○14番（地福美枝子君） 賛成討論、地福美枝子、共産党から述べたいと思います。

どうして賛成なんて珍しいと思われたかもしれませんが、なぜ、教民の委員会では反対をしたり、賛成したり、そのときで考えたんですが、改めていろいろ話し合い、考えた上で賛成することにした議案ですが、議案4号、9号、10号議案に対して、非常に迷ったんですが、意見、要望を述べて賛成することにしました。この3件については、国、政府のやり方については反対や疑問を感じている案件です。

まず、第4号ですが、税賦課条例の一部改正についてなんですが、国の2016年度地方税法改正案は、消費税10%への増税を前提に、引き続いて外形標準課税のさらなる拡大や法人住民税、法人税割の税率引き下げを行うなど、黒字大企業を一層優遇する内容となっていますので、国段階では我が党は反対しております。今回も消費税10%増税と消費税の地方財政の主要財源とする狙いと一体となっているものです。市町村民税を引き下げて、その引き下げ分について地方法人税率を引き上げ、地方交付税原資化の規模を大きくする、拡大しようとするもので、自治体間の税収格差の是正は地方交付税の財源の保障と財政調整の両機能を強化することで行うべきではないかというふうに思っています。

しかし、今回のこの酒々井町においての条例改正ですが、具体的な改正措置の内容によっては行政や係る町民に対して利するものもあるということで、今回はこの町の条例改正について賛成することにいたしました。

次に、議案9号と10号議案なんですが、2議案はどちらも介護に関する条例の一部改正です。これまでの国の介護保険制度の改正によって、決して利用者にとって改善された内容とはなっておりません。今回の改正は、国から市町村の判断に委ねる、そういう事業となっているものの一つなんですが、これまでと何ら変わりませんという当局の説明がありました。本当にそのままになるのかどうか分かりませんが、今後そのとおり、言葉どおりで進むのならば、介護を受ける人も支える人も、誰もが安心して受けられる制度に、さらに充実改善を期待して賛成することにいたしました。

以上です。

○議長（内海和雄君） ほかに討論ありませんか。

13番議員、竹尾忠雄君。

〔13番 竹尾忠雄君登壇〕

○13番（竹尾忠雄君） 日本共産党の竹尾忠雄でございます。幾つかの議案について、反対を述べさせていただきます。

まず、議案の第1号、農業委員会の条例改正について反対をいたします。町の条例改正についてはですね、昨年の国会での農協改革関連法の一環として、農業委員会等に関する法律の改正が成立しました。今回の町の条例改正案が提案されましたが、私は3つの点を指摘します。

1つ目は、農業委員会の役割の後退。農業委員会は、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上に寄与するという農業委員会法の第1条でうたわれておりましたが、今回国の改正によりまして削除されました。役割の後退と言わざるを得ません。

2つ目は、農業委員の選出方法を、これまで農民による直接の公選制から、今回は町長による任命制に変わることです。9日の経済建設委員会で、この質疑で明らかになりましたが、公募による候補者が定数を超えた場合は評価委員会で審議し、町長に報告する。私は、評価委員のメンバーについて伺いま

したが、町の課長を評価委員に充てる、このようなお答えでありました。ともかく任命制では、恣意的な人選になる懸念も否定できない。農民が直接選ぶ公選制から任命制では、民主主義の重大な後退であります。

3点目は、定数削減でございます。定数は現行の半分、8人ということになっています。農業委員会法の改正に伴うものではありませんが、1号議案についての反対を述べさせていただきます。

続いて、第2号議案について、私は特別職の報酬については、報酬そのものが高いということでありますので、改正すべきではないと今回思います。

次に、第7号議案、家庭的保育事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてです。保育所が足りない、保育士が集まらない、保育所に入れられないなどの保育問題が国政の重大問題になっています。しかし、問題の根本的解決に背を向けて、規制改革と詰め込み保育の内容の切り下げを進めています。保育士の労働条件の改善、賃金の引き上げ、正規に採用するなど、不十分な対応を進めています。今回の職員にかかわる要件、人数算定、資格要件、見直し算定は、ますます保育士の労働条件、低賃金を加速することにつながっています。過渡的な処置としてであっても、保育はやはり専門性を重視すべきです。正規の保育士を採用条件とし、その専門性にふさわしい処遇をすべきではないでしょうか。今回の新旧対照表で示されておりますが、第7条に規定されておりますが、保育士の数の算定については、保育園教諭もしくは小学校教諭、または養護教諭というようなことで、有する者を保育士とみなすことができるという、いわゆるみなし保育については今言った理由で認められません。

次に、議案の第11号、補正予算について述べさせていただきます。今回の補正予算には、9月の台風による農業施設の被害に対する再建支援事業費等必要な予算もありますが、先ほど同僚議員からもありましたように、公民館の研修棟耐震工事設計診断業務、総括質疑でもありましたが、担当者は設計が適正であったかどうか診断する、そのための予算だということですが、入札を終わって、これから年度内にもう一度入札をする前に、このような補正予算を組むということは、まさに設計の見直しをするというメッセージを業者に発信することになるわけであります。先ほど同僚議員からもありましたので、多くは言いませんが、まさに町の設計に対する信頼が揺らぐものであります。このような予算は認めることはできません。

以上のことから反対といたします。

○議長（内海和雄君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海和雄君） なければ、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

採決は分割して行います。

初めに、議案第1号について採決します。

経済建設常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（内海和雄君） 起立多数です。

したがって、議案第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号について採決します。

総務常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（内海和雄君） 起立多数です。

したがって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号について採決します。

総務常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（内海和雄君） 起立全員です。

したがって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号について採決します。

教育民生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（内海和雄君） 起立全員です。

したがって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号について採決します。

教育民生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（内海和雄君） 起立全員です。

したがって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号について採決します。

教育民生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（内海和雄君） 起立全員です。

したがって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号について採決します。

教育民生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（内海和雄君） 起立多数です。

したがって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号について採決します。

経済建設常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（内海和雄君） 起立全員です。

したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号について採決します。

教育民生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（内海和雄君） 起立全員です。

したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号について採決します。

教育民生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（内海和雄君） 起立全員です。

したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号について採決します。

関係常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（内海和雄君） 起立多数です。

したがって、議案第11号は関係委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号について採決します。

経済建設常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（内海和雄君） 起立全員です。

したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号について採決します。

経済建設常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（内海和雄君） 起立全員です。



したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

さらに、議案第14号について採決します。

教育民生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は関係委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（内海和雄君） 起立全員です。

したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。

（午後 2時55分）

---

○議長（内海和雄君） それでは、休憩前に引き続き再開します。

（午後 3時09分）

---

◎日程の追加

○議長（内海和雄君） ただいま町長、小坂泰久君から議案第15号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1とし、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号を日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることに決定しました。

---

◎議案第15号

○議長（内海和雄君） 追加日程第1、議案第15号の提出者であります町長、小坂泰久君からを提案理由の説明を求めます。

町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） ただいま議長からお許しをいただきましたので、本日追加議案として上程いたしました議案第15号、平成28年度酒々井町一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

この補正の内容は、まず酒々井小学校スクールバスの運行に関して、ちばグリーンバス株式会社から、人材不足等の理由により、現在運行しております2台のバスのうち来年度から1台についての運行はでない旨の申し入れがあり、教育委員会で対応を協議、検討してまいりました。その結果、不足する1台については町でバスを購入し、スクールバスとして運行することといたしましたので、車両の購入に係る予算を計上するものであります。

次に、農業基盤整備促進事業、高崎川改修工事について、この11月末をもって当該工事に係る設計が完了しましたので、予算の補正とあわせて適正工期を確保するため、繰越明許費の設定をお願いするものであります。

また、伊籾大橋及び上野作跨線人道橋の橋梁修繕事業については、JRとの協議に不測の日数を要し

たため、繰越明許費の設定をお願いするものであります。

このようなことから、既定の歳入歳出予算67億4,208万7,000円に歳入歳出それぞれ392万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ67億4,601万円にしようとするものであります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（内海和雄君） 以上で町長の提案理由の説明が終了しました。

これから質疑を行います。

7番議員、齊藤博君。

○7番（齊藤 博君） 済みません。突然なものですから、各課へのヒアリングやっていないんで、全く基礎的なことで質問で、総括じゃないと思うんですけど、ちょっと教えてください。

このスクールバスを2台提供していたんだけど、1台しか今度できないという最大の理由は何なんでしょう。相手方の申し出の内容で結構でございます。教えてください。

それから、町で買って、それを町が運行するというような説明だったように思うんですが、今まではこれを、あるいはもう一台分はですね、グリーンバスの名前で陸運局の許可を得てやっているのかですね、あるいは陸運局の許可は関係なくこのスクールバスが運行していたのかですね、それによって、場合によっては町の名前で許可を得る、そういう必要性が出てくるのかなというふうに思ったものですから、その辺の現状をちょっと教えてください。

それから、購入方式とレンタル方式、通常比較がされます。この車両が非常に特殊なもので、そういうものをレンタルというかな、そういう業者が扱っていないというようなことであれば、そういう計算なりは、比較なりはされていないと思いますが、その辺の比較検討、これはどのような結果の中で購入を選ばれてきたのかお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（内海和雄君） 学校教育課長、猪鼻慎二君。

○学校教育課長（猪鼻慎二君） 申しわけありません。お答えいたします。

先ほど町長の話の中にもございましたが、最大の理由としまして、ちばグリーンバスのドライバー不足ということで、運転手がいないという。1人分はいるんですけども、いないというのが最大の理由です。

それと、今回購入する車に関しましては、営業車ではなくなりますので、陸運局への届け出ということではなくなります。

また、購入とレンタルのことについてなんですけど、とにかく安全性を優先すべきということで、通常の車ではありますけれども、安全性が必要だということで、オプションとして幾つかのことを考えております。そういった安全性を考慮すること、それからスクールバス以外の時間にも町のバスとして、町の所有の車としてですね、使用することができますので、使用する時間が長いということも加味しまして、レンタルではなく購入。安全性の面、それから所有している時間が長いということで、使う時間が長いということで、購入のことを考えております。

以上です。

○議長（内海和雄君） 7番議員、齊藤博君。

○7番(齊藤 博君) 理由は、これ以上は追及できないでしょうから、そういうことなのでしょうけど、その2回目の、2つ目の、どういう運行かということになると、今営業車じゃないからというお言葉がありました、これ子供さん方からはお金取っていないんですけど。

[何事か呼ぶ者あり]

○7番(齊藤 博君) 取っていますよね。それで、一般的にも250円なりでしたっけ、もらっていますでしょう。結果的にこの車買って、学校の送迎が終われば、それに使うわけでしょう。ですから、陸運局の許可要るんじゃないんですか。陸運局の許可というようになると、今現在、業者の名前で許可得ているんでしょう。町の許可ではないでしょう。町でそういう許可とれますか。私自身の過去の経験からいくと、結構とれないんですよ、そこに工夫しないと。その辺の事実関係どうなのかなと。結果的にみんなゼロにしちゃえば、それは事業として言えるのかもしれないけど、それなりの負担を継続すると、その陸運局の問題がやっぱり出てくるんだろうと思うんですが、その辺はクリアをされているのかどうか、もう一度お願いをしたいのと、それからレンタルかどうかについては、そういう数字的な比較はしていないということでございますね。じゃ、2点目だけちょっとお願いしますよ。

○議長(内海和雄君) 学校教育課長、猪鼻慎二君。

○学校教育課長(猪鼻慎二君) お答えいたします。

まず、購入する車ですけども、営業車ではありませんので、利用料金を徴収することはできません。よって、法律にのっとって運用してまいります。なお、この購入する車については、スクールバスが主なといいますか、スクールバスとして活用するのであって、ふれ愛タクシーで活用することはいたしません。ほかの3台は、今まで同様ふれ愛タクシーと、それからスクールバスに運行いたしますけれども、購入する車についてはスクールバスのみ、もしくはもうそれに付随して町のバスとして何か運用することはありますが、ふれ愛タクシーとしての活用はございません。

以上です。

○議長(内海和雄君) 7番議員、齊藤博君。

○7番(齊藤 博君) じゃ、本当にはっきりさせてもらいます。今は、スクールバスで伊籾方面とかです、世話になっていると思うんですが、それは若干子供たちは納めていますよね。それをバス料金というのか、どういう名文なのかはわかりませんが、父兄からの負担があります。その用に4台実質は使っているわけですね、その時間帯によって。それが終わると、あいた時間はまた4台を使って、一般市民に利用してもらっているわけですね。そのときに、その市民の方々からも一括したお金をいただいているわけですね。これのもらうために、陸運局の許可を得ているわけでしょう。そうですね。今後誰が持っているかの問題ではなくて、車をね、誰が運行するかの問題です。それで陸運局が許可をするわけですよ。今度は、町が運行するということなのでしょう。私はそうじゃなくて、買って、それをグリーンバスならグリーンバスで貸すというか、人とともに貸すというか、そういう形で許可をとるのかなと。そういう方法ならあるなと思っていました。だけど、そうじゃないというから、それで陸運局の許可を得るかなと。前、私の許可だと、結構ね、陸運局ってうるさいんですよ。ほかの営業の会社との関係でね。金を取る場合はかなりシビアですから、その辺の許可は町でやった場合なかなか難しいんじゃないかなという経験がありますので、その辺をちょっと事前にはっきりどの辺までつかん

だのかですね、それを知りたかったんです。実際に購入して使えないんじゃ、意味ないんで。そういうことなんで。

○議長（内海和雄君） 学校教育課長、猪鼻慎二君。

○学校教育課長（猪鼻慎二君） まず、繰り返しちょっとお伝えいたしますが、購入するバスについてはスクールバスに利用するのみということで、ふれ愛タクシーに使わないということはちょっとまず繰り返になります。お伝えしておきます。

それと、ちばグリーンバスのほうへ貸し出す、あちらのほうで運転手を雇うということではなくて、これは現在検討中ではありますけども、運転手につきましては、栄町で実施しておりますスクールバス運行で、町のシルバー人材を活用していること、これを参考にしまして、当町におきましてはまだこれからですけども、町のシルバー人材にお願いする計画を考えております。ただ、ほかのスクールバスとの調整をですね、図る必要がありますので、ほかのスクールバスの今年度徴収している経緯がありますので、それとの調査は至急検討いたします。調整を図ることを検討いたします。

以上です。

○7番（齊藤 博君） 確認だけ。買って、今までどおりの運行が確保できるんですね。それだけ確認できればいいです。それで、予算のそれに対する賛成、反対決めますので。

○議長（内海和雄君） 学校教育課長、猪鼻慎二君。

○学校教育課長（猪鼻慎二君） 来年度の利用人口、もしくは数年先まで見通しをしておりますが、利用人口を確認したところ、今年度と同じ4台のスクールバスが必要となります。ですので、もう一台購入すれば、同様のことを運行することができます。

以上です。

○議長（内海和雄君） ほかにありませんか。

4番議員、那須光男君。

○4番（那須光男君） 私からですね、2点質問があるんですけど、要は知りたいのは、白ナンバーのまま保護者の負担金を取れるんですかという問題なんです。そこをまず答えていただきたい。

次にですね、ふれ愛タクシーは今後も続くんですが、現在町と業者が結んでいる契約というのはですね、の中に破棄条項、あるいは大きく内容が変わる、変更契約の条項はないんですか。こんなに急にね、住民が使っているのを4月1日からもうだめだと言われるのは、非常に契約上問題があるんじゃないかと私思うんですけど、その辺をお答えいただきたいと思います。

○議長（内海和雄君） 学校教育課長、猪鼻慎二君。

○学校教育課長（猪鼻慎二君） 購入する車に関しましては、営業車ではなくなりますので、利用料金を徴収することができません。よって、法律にのっとって運用してまいります。

以上です。

○議長（内海和雄君） 健康福祉課長、河島幸弘君。

○健康福祉課長（河島幸弘君） 私のほうからはふれ愛タクシーの関係で、ご質問に対してお答えさせていただきたいと思うんですけども、契約状況は今条文と申しますか、資料が手元に持っておりませんので、ちょっと今すぐ回答はできないんですけども、ふれ愛タクシーのほうにつきましては来年度から

は一応3台で運行という形で、業者からその申し出をうちのほうを受けて、来年度から3台で運行していく方向で今考えております。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 4番議員、那須光男君。

○4番（那須光男君） 保護者から利用料金が取れないとなると、こういう提案するときですね、その取れなくなった料金、代金というか、その補正をどうするのかという問題があると思うんですけど、何か車買うことだけが今回の補正の主な目的になっていると思うけど、それはおかしいんじゃないかと思うんですね。もうちょっと慎重に検討してですね、やるべきだと思いますし、今ふれ愛タクシーのほうは今後も3台は動くわけですね。町民として貴重な足となるわけですけど、その契約状況が今回みたくですね、1カ月後にはもうやめますよと一方的にね、業者から言われるような契約内容になっているんじゃない大変困るから言っているわけで、契約内容どうなっているのか、その辺をですね、ぜひ早急でですね、お答えいただきたいと思いますが。

以上です。

○議長（内海和雄君） 学校教育課長、猪鼻慎二君。

○学校教育課長（猪鼻慎二君） 購入とですね、それから準備をすることが本年度中に行いまして、先ほど議員がおっしゃいましたそのための費用といたしますか、購入ではなくて、バス会社とのということですが、それは来年度予算のほうで計上することになります。

以上です。

○議長（内海和雄君） 5番、御園生浩士君。

○5番（御園生浩士君） 答弁がかみ合っていないようなので、ここで休憩とっていただけませんか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（内海和雄君） だから、質問してくださいよ、休憩なしで。質疑あれば。

5番、御園生浩士君。

○5番（御園生浩士君） じゃ、済みません、質問させていただきます。

ふれ愛タクシー、今4台使っていて、1台は業者さんの都合でドライバーが確保できないから、1台は町で買って、スクールバスとして運用するというお話でしたよね。それで、町で運用しますから、当然白ナンバーで料金は発生しない。それから、あと3台については、スクールバスとして運行するときには料金が発生する。それで、新しく買ったほうは発生しなくて、今まで使っていたほうは料金が発生するということですね。そこをどういうふうに考えているかお聞かせいただきたい。

○議長（内海和雄君） 学校教育課長、猪鼻慎二君。

○学校教育課長（猪鼻慎二君） ほかの3台についても無料にすることを検討しております。

以上です。

○議長（内海和雄君） ほかにありませんか。

13番議員、竹尾忠雄君。

○13番（竹尾忠雄君） じゃ、ちょっとお聞きします。

今度ふれ愛タクシーは、今まで4台だったけども、3台の運行ということで、その3台の運行で、今

の利用状況からして、支障はないんだということなのか。

それともう一点は、今回そのグリーンバスからの運転手不足ということで、1台しかできないということでもありますけども、それを受けて町として、他の業者にですね、ほかの業者にやってもらえないかというような、そういう打診はしていなかったのかどうか。

それともう一点、今度町でシルバー人材等を使って運転手を確保するということでもありますけども、今かなりバス事故以来ですね、運転手並びにいろんな関係ですね、非常に厳しい今運転手さんの管理が持たれてはいますが、その辺子供たちを乗せるという上ですね、運転手のいわゆる管理がですね、十分な安全な運行できるのかどうかですね、その辺。

○議長（内海和雄君） 健康福祉課長、河島幸弘君。

○健康福祉課長（河島幸弘君） それでは、私のほうからふれ愛タクシーの4台から3台に運行するのに支障ないかというご質問に対して、お答えさせていただきます。

現在日報は、ふれ愛タクシーの日報で社会福祉協議会でございますが、日報により各車両の時刻別の利用者数を確認したところ、1車両につき1から2名の利用時間帯が多く、最大でも8名とか、そういう時間帯で行っておりますので、1台減にしたとしても大きな支障はないものと考えております。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○健康福祉課長（河島幸弘君） よろしいでしょうか。

それと、続きまして、あと車の他の業者とのという形なんですけども、今回ちばグリーンバスから1台減ということであって、人材不足で減の申し出がございまして、私どものほうも今後の児童数等も一応考えてまして、また先日お話しさせていただきましたが、今協議中であるため、ちょっとお答えはできませんが、大分業者から運行経費の増額として、経費の増額が上がって、今協議しているところがございます。それを踏まえまして、不足する車両等をもし借り上げた場合と、また車両を購入した場合等、いろいろと総合的に検討した結果、一応今回購入するという方向に決めさせていただいたところがございます。

私からは以上でございます。

○議長（内海和雄君） 学校教育課長、猪鼻慎二君。

○学校教育課長（猪鼻慎二君） 運転に関しましては、何よりも安全を優先する必要があるため、運転手の実績や経験を加味して面接等を行い、慎重に人選したいと考えております。

以上です。

○議長（内海和雄君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海和雄君） なければ質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海和雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番議員、齊藤博君。

〔7番 齊藤 博君登壇〕

○7番（齊藤 博君） 内容が唐突で、余りわかりません。全体の関連する制度そのものから説明をいただければ、本来我々判断できる内容ではございませんが、このスクールバス継続、そういうことについて反対はいたしませんので、賛成をいたしますが、その中で、質疑の中で出てまいりました案件の中で、子供たちのバス代が無料になる、そういう検討をしているというお話がございました。そういう話は、全く今までの説明の中にはございませんので、そういうものも説明をしながらこの提案をいただければよかったなというふうに思うんですが、そういう前提で1つ条件というか、要望をつけておきたいと思いますが、確かに今4台使ってバスを利用している地区、あるいは子供たちおりますが、一方下岩橋の方面の方は電車を利用しております。これが保護者の意向なのか、地域を除いてあるのか、あるいはそのスクールバスが遠距離通学という意味でやられているのか、私今現在資料は持っておりませんが、いずれにしても今度無料になるということは、そのバランスを欠くということでございますので、その辺は運用に当たってしっかり制度的なものを確立をし、説明をいただいて、その上で3月議会に提案なりをしていただきたい、これだけをお願いいたします。

○議長（内海和雄君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海和雄君） なければ、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第15号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（内海和雄君） 起立多数です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

◎閉会の宣告

○議長（内海和雄君） 以上で本定例会に付された事件は全て終了しました。

平成28年第5回酒々井町議会定例会を閉会します。

（午後 3時35分）

上記会議録を証するため下記署名する。

平成 年 月 日

議 長 内 海 和 雄

署 名 議 員 川 島 邦 彦

署 名 議 員 齊 藤 博